

午前10時1分 開議

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成12年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、21番 北出寧啓議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番 市道浩高君、5番 大森和夫君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第13号 泉南市被用者保険の被用者等に対する医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第13号、泉南市被用者保険の被用者等に対する医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

国民健康保険法では、被保険者資格証明書を交付された世帯に属する被保険者が医療機関等にかかったとき、当該被保険者は医療費の全額を窓口で支払い、保険者等は世帯主または組合員に対し、その療養に要した費用について特別療養費を支給されることとされております。

この特別療養費の支給に当たりましては、平成9年12月17日の国民健康保険法改正により、保険料を滞納している世帯主または組合員に対する保険給付の一時差しとめに関する規定が義務規定として改正され、平成12年4月1日から施行されることになっておりまして、医療費助成制度の受給者にもその影響が生じることに伴い、法律の施行と同時に所要の改正を行うものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

2番（小山広明君） 今の助役の御説明で、受益者というんか、受給者にも影響が出るという文言があったんですが、具体的にどのような影響が出るのかですね。これは議案書にも書いてありますように、いわゆる義務規定として改正されるということですから、今までとどのように運用が変わってくるのか、またいわゆる被保険者がどのような状態になるのかを説明いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） 小山議員の御質問にお答え申し上げます。

介護保険法の施行に伴いまして、4月1日から健康保険法が変わります。国民健康保険法で納期限から一定期間滞納された場合、保険証を渡さずに資格証明書というのを渡すこととなってございます。その場合、本人さんは一たんかかった医療費の全額を立てかえるということになってございまして、本人さんが保険で10割渡すわけですから（小山広明君「何」と呼ぶ）、保険で一たん全額を立てかえますので、立てかえた後、国保の方から7割、医療の助成制度から3割払い戻してもらおうというような制度でございます。

4月から施行になりますが、資格証明書を渡される一定期間の滞納という期限でございまして、おおむね1年間滞納した場合、資格証明書を渡されるという形になってございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） だから今の説明で、今現行でもそうしておるわけでしょう。それをいわゆる義務規定になったということで、受給者にはどういふ影響が出るのかですね。だから、今まで義務規定でないからどういふふうに運用をしておったのか、そして今後この条例の改正によってどういふふうになるのかという、その変わった部分をきちっと明確に御説明をいただきたいと思います。

それから、1年以上滞納された方に資格証明書を
出すということですが、じゃ1年未満の方はど
ういうようになるのか、その辺もちょっと説明を
いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） お答え
します。

今まで受給者ということがどう変わるんかとい
うことなんです。まず国民健康保険に加入され
ている方につきましては、もともと医療にかかっ
た場合、10割が医療にかかるとしますと、7割
が国民健康保険から保険でかかるわけですね。残
りの3割の医療助成を受けてる方については、医
療助成の方からいくというような形になります。

介護保険の施行に伴いまして、健康保険法の改
正がされたわけですね。その改正された、保険給
付の一時差しとめというような形になってござい
ます。納期限から一定期間ということで、今現在
のところは、1年間滞納していた場合は保険証を
取り上げて、資格証明書を交付するというような
制度に変わりました。資格証明書を渡された場合
は、本人さんは医療費がかかったとき10割払わ
なあかんわけですね。その10割を一たん立てか
えた後に国民健康保険の方に請求しまして7割分
をもらうと、残りの3割分を医療助成の方からも
らうというような形になります。（小山広明君
「現在でもそうなんですか」と呼ぶ）

現在は、資格証明書がない場合はもちろん7割
は保険でいくから、残りの3割を自己負担すれば
いいということですね。ただ、3割ですけども、
医療助成の資格者につきましては、その3割分を
医療助成で見てるという制度でございます。です
から、本人はただというような形ですね。

もともと国保でいきますと、仮に1万円医療費
がかかるとしますと、7,000円国保でいって
るわけですね。7,000円の分を国民健康保険で払
ってもらってるわけです。残りの3割を自分が自
己負担するというような制度ですけども、医療助
成を受けてられる方については、残りの3,000
円につきましても医療助成で見てるから、もちろ
んただという形になるわけです。

今回、国保の滞納者対策という形で、ある一定

期間、今の場合、1年間ぐらい滞納してる場合は、
その保険証を渡さずに資格証明書というのでいっ
てもらおうということなんです。その場合は、全額
自分で払わなあかんということです。ということ
になります。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 今回の改正で変わったとこ
を明確にその違いを御説明いただきたいというこ
となんです。今回のこの条例改正で、これまで
はこうであったんだけど、今後はこうなると
いうその違いを明確にしてもらいたいと思うん
です。ちょっと今のところでは、何がどう変わる
のかということだけきちっと御説明いただきたい。

議長（嶋本五男君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） お答え
します。

今までその特別療養費というのが条例の中に含
まれてなかったということで、今回介護保険に伴
いまして、特別療養費がある可能性がありますの
で、その特別療養費を加入したということでござ
います。もし、滞納して全額払わなあかん場合、
本人に不利益になりますので、その分で残りの3
割分を払うという制度をつけ加えたということで
ございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———以上で本
件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可
することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よ
って議案第13号は、原案のとおり可することに
決しました。

次に、日程第3、議案第14号 地方分権の推
進を図るための関係法律の整備等に関する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に
ついてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会議務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第14号、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明を申し上げます。89ページ以下でございます。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が平成12年4月1日から施行され、関係法律の一部が改正されることに伴いまして、泉南州市税賦課徴収条例のほか9条例において必要な規定整備を行うものでございます。

それぞれの改正内容といたしましては、91ページ以下でございますが、泉南州市税賦課徴収条例、第1条及び泉南市防災会議条例、これは95ページの第10条でございますが つきましては、法律条番号を引用している部分について、条番号が変更されたことに伴う改正でございます。

また、泉南市社会教育委員の定数及び任期に関する条例、第2条、それから泉南市公民館条例、第3条及び泉南市立文化ホール条例、第4条につきましては、附属機関の設置及び組織に関する規定の改正、泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例、第5条につきましては、手数料の徴収に係る根拠規定の改正、泉南市污水処理施設管理条例、第6条、市営住宅管理条例、第7条、泉南市下水道条例、第8条及び泉南市水道事業給水条例、第9条につきましては、過料規定に関する改正をそれぞれ行いますほか、字句等の改正をあわせて行うものでございます。

なお、事前に正誤表を配付させていただいておりますが、泉南市公民館条例の改正に伴いまして、同条例を引用しております泉南市公民館使用条例の一部改正を行うべきところが抜けておりましたので、附則の8の次に附則9を追加いたしました。おわびの上、御訂正をお願い申し上げます。

簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 今、旧条例の改正という御説明をいただいたんですが、もう少し条例の中身に入ってわかるように御説明いただきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） それでは、私の方から市税の賦課徴収条例の一部改正についてお答えいたします。91ページでございます。

第8条1項中、これは納税証明書の交付の手数料でございます、手数料条例の字句の修正でございます。

次に、18条関係ですけれども、これは所得控除、いわゆる市民税のこれも字句の修正でございます。42条の9、1項でございますけれども、これは退職所得の申告書でございます、地方税法の改正によるものでございます。内容的には従来どおりでございます。

43条6項中は、固定資産税の納税義務者等ということでございまして、これはいわゆる法の規定の改正によるものでございます。第50条5項中でございますけど、これは固定資産税の課税標準ということでございまして、これはただし書きで字句の修正でございます。

52条の2第1項第3項中ですが、これは施行規則第15条の3、2項の規定による補正の方法の申し出でございます、これは固定資産税の免除規定、これも数値的には変わりませんが、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万が免税点ということになってございます。

83条でございますが、これは原動機付自転車及び小型自動車の標識等の交付のときの字句の修正でございます。

以上で市税賦課条例の今回の改正の内容でございますので、よろしく願いいたします。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 私の方から、泉南市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の改正内容について御説明申し上げます。

これにつきましては、分権一括法による関係法律の改正によりまして、附属機関について必ず置

かなければならないとされていた規制が緩和されまして、設置するかしないかは市の判断にゆだねられることとなりました状況下、当該附属機関が法により設置されるものか、または市において自主的に設置されるものかを明らかにすることが必要規制の弾力化の趣旨に合致するものでありますことから、本条例について設置規定を置くもの等の改正を行うものであります。その他本件改正に合わせまして、必要な字句の改正を行うものであります。

そしてまた、泉南市公民館条例の一部を改正する条例であります。改正内容といたしましては、館長の人選について運営審議会の意見を聞いた上、任命することとなっていたものが、今回の法改正によりまして、運営審議会の意見を聞く規定が削除されたため、これに合わせ、同様の規定をしていた部分について削除する改正を行うものであります。

そして、運営審議会の構成員の要件につきまして、法により子細に定められていた部分がより幅広い範囲により人選することができることとなった改正が行われましたが、当該構成員の要件を規定する部分は法律の規定領域であることから、本条を削除するものであります。その他本件の改正に合わせまして、法律の規定領域と重複する規定を置いている部分について、整理を行う改正を行うものであります。

そして、泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例であります。改正内容といたしましては、泉南市文化ホール協議会の構成員の要件については、法律による枠組みはないが、社会教育法の規定による構成員要件を準用いたしまして、子細な構成員要件からより幅広い範囲より人選することができるよう規定を改正するものであります。

現行規定は市内にある学校の代表者とか社会教育関係代表者とかいうふうになっておりましたが、改正の内容としましては、「学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者」というふうに変わる内容であります。それから、その他本件の改正に合わせまして、必要な字句の改正を行うものであります。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問にお答えします。

94ページでございます。泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正でございますが、従来は一般廃棄物処理業の許可申請等となっておりましたが、今般、一般廃棄物処理業と浄化槽清掃業の2点に明確化したものでございます。

続きまして、汚水処理施設管理条例の一部改正でございますが、これにつきましては、過料を1万円から5万円に改めるものでございまして、地方自治法第14条の改正に伴い、本市条例の改正も行ったものでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 95ページ第7条について御説明を申し上げます。

市営住宅管理条例の第49条を改正するものでございまして、これにつきましては過料の変更ということでございます。今まで不正行為等によって徴収を免れた額の5倍に相当する額以下ということでございましたが、額の最低限度額を5万円に設け、また家賃以外に駐車場の使用料も入れたものでございます。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 第8条、下水道条例の一部改正でございます。この条例でございますが、過料1万円であったものを5万円に変えるものでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 私の方から、95ページの泉南市水道事業給水条例の一部改正ということで、これにつきましては、地方自治法の第228条の第2項、分担金等に関する規制及び罰則ということで、これにつきましては過料を改めるということで、従来1万円のものを5万円にということでございます。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 泉南市防災会議条例の一部改正でございますけれども、この第1条で

改正しております第5項を第6項にという根拠でございますけれども、災害対策基本法第16条の5項を受けておりましたけれども、それが法改正によりまして、第6項に変わったということの中で、この部分の改正でございます。

それと、あとにつきましては、字句の修正、または平仮名等を漢字に変えるとかいう字句等の修正でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 間違いのない答弁をされておるんだと思いますが、なかなか聞いておってわかりにくいわけですので、もう少し説明については、確かに条文の改正でわかりにくいと思いますが、やはりかみ砕いて、一般市民が聞いておっても、私たちも議員になるまでは一般市民でありますから、そういう市民の感性に合わせた説明もちゃんとしないと、なかなかよく中身はわからないということをいつも感じます。そういうことで、一定正式な説明の後に一般の人に通用するような言葉での御説明をぜひ今後は考えていただきたいと思えます。

それから、字句の改正という単純な改正もありますし、また内容が変わったのもあるなどということも思って聞いておりました。地方分権というわけですから、一般的にはこれまで国なり府なりが持っておった権限が地方に移譲されて、地方の主体性をこれから発揮していかなければならないと、そういうようなことが言われておるわけですが、そういうことと、今説明されたものから受ける印象は、さして今までと変わらないものではないかなという印象しか持ちません。

しかし、多くの地方分権一括法が出て、それが地方にどういう形で出てくるのかというのが初めてこういう形で議会に提案されたわけですから、そういう地方分権というものが地方に与えてくる具体的な影響について、もう少しきちっと説明いただかないと、なかなか今の説明ではわかりづらいわけです。

今、説明いただいたところに戻って少し御質問いたしますけれども、例えば91ページからの教育委員会の部分でございますけれども、市の判断

でというような説明もありました。それから、要するにそういう審議会の意見を聞くというものがないとなれば、もう聞かずに行政の方で自由に人が人選できるのかなという思いを持って今聞いたんですが、その辺はこの条例の改正によって、泉南市としてはそういう社会教育委員の定数及び任期に関する条例の中でどのように運用されるのか、この分権法というのは生かしていけるのか、ちょっと御説明をいただきたいと思えます。

それから、廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の説明のところでは、等というものがなくなっていゆる浄化槽というのが明確になったということでございますが、これは浄化槽というものが1つ明確になったということで、今後泉南市ではこのことがどのように運用を具体的にされていくのか、御説明をいただきたいと思えます。

それから、過料の変更ですね。1万円が5万円になったということで5倍になったわけなんですけど、詳しく説明のある95ページの「金額の5倍に相当する金額」、括弧の中に「当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。」ということ。1万円でも5万円取るということにも読めるように思うのですが、その辺は、ここはこうなってますけど、ほかは全部1万円を5万円に改めということになっておまして、全部そういうような内容になったのかどうかですね。

それから、これは前の本会議でも議論がありましたけれども、いろんな違法行為が、質の中で違いがあるわけなんですけど、一律に5万円ということになって、市長の裁量でその額が決められるような議論もあったんですが、これもそういうような個々の違法行為について額をあらかじめ要綱なり何らかの形で決めておかないと、ちょっとその辺が恣意的にやられないかなという不安があるんですが、そういうものは行政としてはちゃんとおつくりになるのかどうかですね。その辺は案外5万円というのは高いので、そういうものがありましたらお願いをしたいと思います。

それと、分権法はたくさんあると思うけど、これで分権法というのは終わりなのか、またこの後

にまだ出さないといけないけども、用意ができておらないから出しておらないのかですね。4百何十本というのを数字的には記憶しとるんですが、そういう地方に与えるような、そういう地方分権に関する法律というのは、一体これで終わりなのか、今後も出てくるのかですね。

いろいろ聞くと、いや専決でやるからと。普通だったら周知期間とかいろいろありますから、12月議会とか9月議会に出てくるのかなと思ってたら、4月1日から始まるんですね、地方分権法というのは。そうすると、この3月に出されたんでは常識的には周知期間も余りないわけですから、そういう点ではまだあるけども、それは専決でやってしまうんじゃないかというのを聞いたことがあるんでね。専決でやるというようなものもまだあるのかどうかですね。その辺の地方分権に関する全体的なスキームについても、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 社会教育委員の関係でございますけれども、これにつきましては、社会教育法第15条におきまして、社会教育委員を置くことができるということになっております。それにつきましては設置規定を設定するというところで、今回、題名も社会教育委員に関する条例ということに改めまして、第1条に設置を見出しとしてつけさしていただいております。社会教育委員を置くということになっております。

それから、公民館の運営審議会でございますけれども、公民館運営審議会を置くことができるということでありましたけれども、これは置いても置かなくてもいいわけなんですけど、泉南市におきましては、審議会を置くという形で整理させていただいております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の再度の御質問でございますが、浄化槽清掃業を明確にした件でございますが、これにより今後の浄化槽の関係はどうなるのかという御質問でございますが、この条項でいきますと今までどおりでございます。

これにつきましては、浄化槽の汚泥の引き取り

を年1度することに決まっております、それらの業者への許可の件でございますが、議員御指摘の浄化槽の件につきましては、環境整備課で合併処理浄化槽の促進を全力で傾注していきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 今回の地方分権の一括法につきまして説明いたします。

今回の地方分権につきましては、475件ございます。このうちの3件につきましては今回の4月1日施行ではなく、まず1件目といたしましては国民年金の印紙検認事務の廃止関係、これにつきましては施行日が平成14年4月1日からということでございます。

2件目につきましては児童扶養手当に関する事務、これにつきましては施行日が平成14年8月1日からでございますが、3件目につきましては地方議会の議員定数関係、これにつきましては施行日が平成15年1月1日からということになっておりまして、この3件以外はこの4月1日からの施行ということでございます。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が平成11年7月8日に可決されまして、同7月16日に交付されまして、この4月1日から施行ということで、余り時間的な余裕等もなかったということもございまして、地方分権一括法に関連した最低限必要な条例改正及び条例制定を今議会に提案しているものでございます。

今後、地方分権の推進を図っていく上で、主たる制度改正の趣旨を踏まえて、自己決定、自己責任のもとに住民ニーズに合ったきめの細かい行政運営を図る必要があると思います。この行政運営を図る上で、今後市の独自性を取り入れた条例改正及び条例制定等が必要であると考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） 答弁漏れはありますか。

（小山広明君「過料の問題」と呼ぶ）———佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 私、先ほども御答弁させていただきまして、地方自治法の第228条の第2項ということで、分担金等に関する規

制及び罰則ということで、今回1万円から5万円
ということの過料の改正があったわけですが、
ここに書いておりますように、5倍に相当する金
額が5万円を超えないときは5万円とするとい
うことでございますので、これにつきましては、詐
欺その他不正行為ということの中で、分担金とか
使用料あるいは加入金等々、罰則、違反処分とい
うのを条例の中で設けてるわけですが、これ
に対する罰則の相当額が5倍に相当する金額を超
えないときは5万円とすることでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 今、佐野さんから御説明あ
ったので、詳しく書いてあるのは、この95ペー
ジの市営住宅の部分だと思うんですが、この文言
でいくと、その5倍に相当する金額が5万円を超
えないときは5万円とするということになると、
1万円でも5万円取るのかということに読めるん
ですけどね。

普通だったら5万円を超えるときは5万円とす
るというんだったらわかるんだけど、超えない
ときは全部5万円取るというふうに思うんです
が、それで、本文でいうたら5倍ですね。免れた金額
の5倍を取ると。

しかし、どこまで取っても5万円以上は取らな
いよというんだったら、ちょっと整合性があるん
だけども、ここに言う超えないときも5万円取る
という文言。それからほかはずっとこういう説明
がないんですが、全部こういう仕組みになってお
るんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 最低が5万円とい
うことでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、計算した結果、
5倍に相当するもんが例えば1,000円とか5,0
00円でも5万円を取ると、こういうことなんで
すか、これ。そうしたら、5倍とかいう意味なく
なるんじゃないかな、逆に。全部5万円取るんで
しょう、ここの文言でいうたら。ほかでは5万円以
下の過料とすると書いてあるんですよ、全部。
だから5万円以上は取らないということですよ。
それまでにちゃんと措置したらいいんでね。ほか

のところではもう無限大に取るんですか、5倍を。
ほかは以下になつとるからね。今までの項では全
部以下でしょう、1万円までとか。だからその金
額が入るとるんで、別に上限が無制限というんで
あれば、こういう金額を入れる必要ないわけす
ね、5倍とするでいいわけですから。ここはちょ
っと読みにくいので、きちっとわかるように説明
いただきたい。

それから、馬野さんのお話では、475件ある
うち3件はちょっとずれるんですね、実施期間が。
今回出たのは9案件ですね、我々のところに。この
後、地方自治体に全部該当するんかどうかわかり
ませんが、今後は条例として出てくるのか、専決
としてやるということもちょっと聞いておるんで、
そういう専決でやる部分もあるのかどうかですね。
というのは、4月1日から始まるわけでしょう。
4月1日までにその条例整備をちゃんとしとかな
あかんのじゃないでしょうかね。

それと、今回出されたものについては、地方分
権と言われているものによる条例改正とは思えな
いですね。案外、地方の責任、地方が主体的に独
自に条例をつくれるんだと、法律の範囲内です
ね。今出された9議案というのは、市独自性はあ
るのかどうか、横並びでどこの自治体でも同じよ
うな内容で出てきておるのかですね。それで独
自性というのであれば 字句の訂正程度です
から独自性はないと思いますが、今後そういうよ
うなほんまの意味の地方分権による条例が出てく
ることになるのかどうか、御説明をいただき
たいと思います。

教育委員会の分については、現在泉南市はそう
いうものが置いてあるから、今までは置いてもい
い、置かんでもいいというものであったけども、
置いておったから特に違いはない、こう理解して
いいんですね。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 再度御説明申し上
げます。

公民館運営審議会におきましては、置くとい
うことになっておりましたが、置くことができる
ということになりまして、そのあたり置いても置か
なくてもどちらでもいいというふうには緩和された

ような状態があります。しかしながら、泉南市におきましては、公民館運営審議会は置くとしたいということでございます。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 地方分権一括法ですけども、今回475件ということで、3件については若干時期がおくれますけども、この475件につきまして、第5次勧告ということで475件ということでございまして、今後第6次、第7次、何番まで続くかわかりませんが、勧告があると思います。それに伴いまして若干ふえてくると思われます。これにつきましては、まだ今全然決まっておりますので、ちょっと内容につきましてまではわかりません。

それと、今回この地方分権一括法についての条例の改正等につきましては、余り時間的な余裕もなかったということで、今回最低限必要な部分の条例改正、また条例制定を行ったわけですけども、今後いろんな施策があると思いますけども、地方分権のそういうふうな施策を進めていく上で、またいろんな条例改正、条例制定等が出てくると思います。その時点で十分審議をして、条例制定、改正なりをやっていきたいというふうに考えております。（小山広明君「専決はないんやな。専決はしないの」と呼ぶ）いや、その辺は私は今後の検討ということで、それはまだ今のとこわかりません、どうなるか。

議長（嶋本五男君） 小山君。5回目です。まとめてください。

2番（小山広明君） 大変内容が多い議案ですので、議長にはちょっと配慮いただきたいんですが、ちょっと今の答弁を聞いてもよくわからないんですが、475件出て9件出たと。3件は後としてもですね。この件でどうなるかということを知りたいです。6次か7次とかこれからふえて、475プラス何か出てくるのはわかるんですけどね。しかし、475件出て今回出ているのは9件だけでしょう。しかし、4月1日から始まるわけでしょう。そういうような条例対応をしとかんでいいのかということを知りたいです。それは始まるわけですから、専決でやらざるを得ないわけ、議会はないわけですから、特別に今から

議会を招集したって間に合わんわけですから。しかし、4月1日に始まるわけでしょう。そういう絡みではどうなるのかということを知りたいです。

それと、金田さんの答弁では、今までは置くとなくなっておったのが、これからは置いてもいいし、置かんでもいいということになったと、こういう答弁なんですね。そしたら、泉南市としては置かなければならないということだったから置いとったんですね、今まで。これからは置かんでもいいということになったんですか。そしたら、置かないのか。あなたそう言ったでしょう、今。

要するに今までは置かなければならないとなっておったと。これは間違いありません。今度の改正で置いて置かんでもいいようになったと。置かんでもいいとなったというんでしょう。ちょっと後退じゃないかなと思うんですね、地方分権からいうたら。それは間違いありませんか。

そうなってくると、今まで置いとったものは置いて置かんでもどっちでもいいわけですから、泉南市としては置くのか置かんのか。これは置くということですからいいですけどね。ちょっと地方分権の趣旨からいうたら、その答弁でいいんでしょうか。ちょっと間違っていないかなと思うんです。

それから、さっきの5万円の問題は答弁いただけてないんですけども、ちょっとこれ矛盾しないんですかね、この5万円という扱いについては。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 設置するかしないかは市の判断にゆだねられるということになりました。今までは必ず置かなければならないということでありました。しかしながら、泉南市におきましては従来から置いておりました。ですから、一応市の判断にゆだねられるということなんです。泉南市としては設置すると、置くということでございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 過料の御説明を住宅管理条例の改正でさせていただきたいと思っております。

まず、現行は、市長は入居者が詐欺その他の不正な行為により、家賃の全部または一部の徴収を

免れたときは、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科することができる、ということでしたが、今回過料の最低限度を5万円と定めるものでございます。例えば、1,000円の不正行為をして免れたということでしたら、計算上は5,000円になるわけですが、最低額の5万円を科すということでございます。

それと、5倍の過料というのは、これは従来どおりでございまして、例えば10万円の不正行為によって免れた額といたしますと、50万円を限度として過料を科すということでございます。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 今回475件、3件はちょっとおくれますけども、これで今議会に条例をお願いしている分について今後行っていくわけですが、先ほども申しましたように、今後地方分権を進めていく上でいろんな施策等が出てきますので、それらにつきましては、その時点で条例改正、また制定等の検討を行っていくということございまして、専決ということにつきましては、基本的には考えておりません。

議長（嶋本五男君） 答弁漏れはありますか。

———島原君。

17番（島原正嗣君） 簡潔に3点ばかりお伺いをしたいと思います。前任者と重複する部分も若干ありますが、これはできるだけ簡単に質問をいたしたいと思います。

御存じのように、地方分権一括法は475本という御答弁もございましたように、470本程度の法律が出ているわけですが、これはなかなか我々も勉強しても一遍に一夜漬けにはまいりません。前任者の質問にもありましたように、この地方分権法というのは、地方自治体における極めて重要な法的要件をなすものでありますし、またそのことによって市民生活もかなり変化する部分もございます。

そういった意味で、今の御答弁を聞いてますと、そのときそのときに状況判断をして条例なり規則をつくっていくと、こういう御答弁もございました。しかし、大事な法律でありますから、地方自治体は地方自治体として課せられた課題に対して、きちっと整理をしておくということが大事ではな

いかなと思うんですが、これらの地方分権法に対する本市としての基本的な考え方をもう一度御答弁していただきたい、これが1点です。

もう1点は、この議案書の92ページでございますけれども、第2条「公民館に館長その他必要な職員を置く。」と、こういうことで書かれておるわけでありまして、本市にも公民館というのはいろいろございますけれども、この定義は一体どのように認識をしたらいいのかですね。

全部の公民館にこういう館長を置くのか、あるいは職員を置くのか。現在、館長のおところもありますし、地域的に見て職員も全然おらない公民館もあるわけでありまして。そういった意味で、どのようにこれらを考えておるのか、御答弁をしていただきたい。

次に、3点目は、93ページでございますけれども、第4条、第5条第2項で、協議会の委員は学校教育、社会教育関係者並びに学識等の経験を有する者を教育委員会が任命すると、こうあるわけでありまして、現在はどのようなふうな人選、選考をしておられたのか、その内容等について御答弁をしていただきたい。これは条例を見れば何人ということわかるわけでありまして、この人員なり委員会の定数は何人なのか、あわせて御答弁をしていただきたい。

それから、93ページでございますけれども、これはそれぞれの解釈条項によると思うんですが、例えば第4条の第16条中の「取り消し等」を「取消し等」と「を」を「に」に変えていくと、「委員会は其の責」を「、委員会は、其の責」に改めると、こういうことが記載されておるわけでありまして、この解釈はどのようにしたらいいのか、ちょっと御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 島原議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、公民館でございますけれども、今現在、公民館におきましては現状5カ所ございます。その中で今機能しておりますのが4カ所でございます。そして、そのうち現在公民館長は1名ということで、1名が任命されております。その1名で

もって、その他の公民館も統括的に処理を行っているということでございます。

それから、文化ホールの関係でございますけれども、文化ホール協議会、これにつきましては12名以内ということでありまして、現在8名の委員さんによって運営をお願いしております。その中身といたしましては、現在、市内にある学校の代表者、それから社会教育団体の代表者、それから社会教育委員会の代表者、そして公民館運営審議会の代表者、それから学識経験者という範囲の中で任命されております。

今回の改正に当たりましては、協議会の委員につきましては、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命するというふうに改められるものでございます。

そして、93ページの「取り消し等」を「取消し等」に、「委員はその責」を「、委員会は、その責」に改めるということは、これは字句の整理、文言の整理でございます。また、「取り消し等」は「り」がなくなりまして「取消し等」に改めるものでございまして、「委員はその責」に点が入ってございまして、「、委員会は、その責」に改めるという字句の整理でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 今回のいわゆる地方分権一括法に対する基本的な考え方という御質問でございますけれども、先ほど来お答えもさせていただいておりますが、非常に多くの法律の改正がこれによって行われたということでございます。

基本的には、これについては今まで機関委任事務とされておりましたものも含めまして、機関委任事務がなくなってすべてを自治事務あるいは法定受託事務ということで、すべて市町村あるいは議会の関与に任せるということが非常に大きな基本的な改正だろうというふうに思っております。したがって、一番基礎的な自治体である市がすべての事務に基本的に主体的にかかわっていくという土壌ができたというふうに考えております。

ただ、具体的に見ますと、今回上程をさせていただいております、今御議論をいただいております条例の改正、及び後で都計審の問題、あるいは手数

料条例等の問題がございますけれども、非常に限られた内容になっております。今後、こういう事務をいかに広げていくかということが基本的な問題だろうというふうに思っております。

ただ、今の議論でもございますように、附属機関の設置等につきましても、市町村が主体的に置くか置かないか、あるいは今まで幾つかあった審議会をまとめて1つの審議会にするといったような、非常にそういう意味では市町村の判断の中で大きく裁量でやれることができるという要素もあるわけですから、そういう問題を今後一番大きく活用していくことがあろうかと思っております。

将来的には、本会議でもいろいろ御質問が出ましたが、例えばまちづくり条例でありますとか、いろんな税の問題で独自の税を賦課していくといったような大きな問題も出てこようかと思っておりますが、当面はそういう形の中で、自治体として過料を設定することができるということ、あるいは附属機関の設置等についても非常に裁量の幅が広がったということで、一転芽が芽生えたといえますが、今のところはそういうところだろうと思っておりますが、これから大きく花を開いていくもんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 分権法の基本的な問題は、いろいろそれぞれの立場で解釈等もありますし、認識の違いもあるわけですが、ただ、今助役さんが御答弁いただきましたように、地方分権というのは地方自治体にとっても大変好ましいことでもありますし、主体的な自主的な判断で仕事ができる、行政の運営ができるということについて、私は助役の考え方と全く同感でありますけれども、問題は事務事業なりいろんな権限を移譲されることによって、地方自治体が今まで以上に財政的な負担を負わなきゃならないという結果にならないのかどうかですね。

問題は権限と財源をどう求めていくかということが問題なんでありまして、権限だけはもろうたけども、後のいろんな財政的な負担は全部地方自治体を負わなきゃならないというやり方についても一考を要するのではないかと。私は将来このことに

については、市長を中心に、そういう事務事業なり権限だけをいただくのも結構ですけども、それに伴う財政、財源については、国に対してもきっちりと言物言うことは言うていただきたいというように思います。これは意見にかえときます。これが1点です。

それと、公民館の問題ですけども、金田部長の御答弁によりますと、今1人の公民館長、私もそういう認識をいたしておるわけではありますが、この法律改正なり条例改正によって、この後の公民館長を持たない公民館の運営なり職員の配置というのは、これは今までと全然変わらないのかどうか。この条例の文言だけ変化して、あとはもう今までどおりに継続していくのかどうかですね。あるいは、この法律をあるいは条例を変えることによって、今までよりどう具体的なことが変わっていくのか。そのことについて、恐縮でございますが、御答弁をいただきたい。

それと、第3点目の文化ホールの協議会の委員の関係ですが、聞いておりますと、今までは公民館の運営審議会ですか、運営委員会もこの協議会の中に参加をしていたけれども、この条例の改正によって公民館の運営協議会の方は参加をしないと、やめてもらうと、こうことになるのか、そこらあたりはどないですか。今までは公民館の審議会が運営委員会かの方が一部入っておったんですけども、今の御答弁聞きますと、これからはもう加わらなくてもよろしいと、そういうことになるのかどうか、お答えいただきたい。

もう1つは、この一番最後の93ページの中にあります「を」を「に」に改めるとかいわゆる「責」の問題ですが、これはもっと具体的に「を」とか「に」とか、いろはにほへといろいろあるわけではありますが、もっと簡潔にどういうことを意味するのかですね。あなた方専門家としての解釈判断を明確にしていきたい。

以上です。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 公民館の件でございますけれども、公民館につきましては公民館に館長を置くということになっております。そんな中で、従来から1名でございました。先ほども申

し上げましたように、その他にも公民館がございます。現在のところ1名でもってやっておりますけれども、現在のところ各公民館に置くとかそのあたりは今考えてございませんでして、今統括的に全館を1人の館長によって統括でやっていくというふうに思います。

それから、公民館の運営審議会におきましては、今現在いろんな委員さんに入っておりますが、今回の改正によりまして、広く委員さんとして求められるということから、一定の制約があったわけなんですけど、広く求められるためより多くの委員さん、またいろんな分野の委員さんに参加していただいて、いろんな御意見をいただけるというふうに考えております。

そして、文化ホールの関係でございますけれども、これは内容的にはほとんど今まで適正な状態、文言とかではなかったようになっておりまして、それを一切その文言の整理、字句の整理ということで、点のないところは点を入れ、適当な現在の正確な内容に文言を整理させていただいたという内容でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これで3回目ですからやめますが、もうやめないとまた議長に注意されますと失礼になりますから。

もう意見にかえときますけども、公民館の問題、これから私も勉強さしてもらいますが、こういう文言ですと、今までは樽井公民館の館長だけでしたけれども、今後は例えば信達とか新家とか岡田とかいう公民館にも公民館長を置いてもらえるんだらうと、こういう解釈も成り立ちますわね、こういう文言だけですと、表現だけですと。

だから、法的に1名でいけると、そういうことにもなると思いますけども、あるいは職員の配置についても、もっとやっぱりきちっと整理をしていただいて、各公民館が平等、公正な運営ができるように一定の御配慮をお願いしていただきたい、このように思います。

文言についても、今「に」を「を」とか、「を」を「に」とかいうふうな表現がございましてけれども、もっとそれぞれの所管、所管の常任委員会にこういう法律改正の場合は御提案をしていただい

て、委員の皆さんにも十分な審議がいただけるようなそういう方策をとっていただきたい。

以上、意見として申し上げまして終わります。

議長（嶋本五男君） ほかに。———巴里君。

25番（巴里英一君） ちょっとお聞きしますけれども、住宅の条例一部改正の問題ですが、先ほど説明をいろいろ聞きまして、この49条ですね。条例のこちらの原本の49条の改正と若干異なっているのは、過去は、説明のとおりだと3,000円免れた者は3,000円に対して5倍を掛けると、それで1万5,000円だと、こういう理解でよかったと思うんですね。この49条の詐欺その他不正な行為というふうに書かれてますね。詐欺その他のその他というのは、どのことをもってその他と言うのかというのがまず1点。

そして、もう1点、このことが入居のときに必ず説明しなきゃならないというふうに私は思うんですが、こういった説明が僕はなされたという記憶を余り持ち合わせてないんですが、あるいはその文書なりそういったものを契約時に本人に交付してると、説明しているということも余りなされてないのではないかと。その点はいかかでしょうか。議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、住宅管理条例の49条の過料の部分でございますが、詐欺行為、これは当然法律で決められたいわゆる違反行為でございますので、これはそれでいいにしても、詐欺に当たらない不正な行為というのはいろいろ考えられると思いますので、表現上は羅列できませんので、その他の不正行為ということでございます。

1つ例を挙げますと、例えば収入申告を意図的に違えて行って家賃額を低く下げるとか、そういうような行為は1つのその他の不正行為に当たるといふふうに思っております。

それと、住宅の入居に当たっては、当然条例も含めていろんな制約がございますので、その説明はしなければいけないわけでございますが、簡単な住宅の入居に当たってのしおりをつくっております、その中で当然不正行為を抑止するという意味が今回の過料の最大の目的でございますので、今後も十分に入居に当たっての説明のときに

は、口頭も含めて、またしおり等での説明も行っていきたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 今後でなしに、きょうからあしたやったらもう今後になりますけども、問題は本人が自覚しないままそういったことをなしていると。これは意図的でない限りは、不正ではないという考え方でいいわけですかね。つまり、意図的だということか意図的でないのかというのは、どこで判断するんかという問題がありますけれども、そういった意味の理解はどうなんですか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） その判断につきましては、当然事業者である市にゆだねられてる部分がございますが、本人が悪意をもってやる場合と、知らずにやる場合とあると思います。我々不正とって過料を科さなければいけないというような状況の場合は、悪意をもって物事をやる、この場合には当然制裁を加えなければならないのではないかなというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） なかなか難しい判断をしなきゃならないかなと思うときがありますね、これは。願うべくは、詐欺というのは当然事犯ですから、それはそれできちっとしたものが出てきますが、最初から詐欺行為をやるというのは余り考えないですね。入居の中で詐欺行為をするなんていうことは、私、だれかの家賃を徴収しますよみたいな言い方で言ってくるのは、これは詐欺行為になるのかなというふうに思いますけど、そういうことは、自分が資格がないのにありそうに言うというのは、これは詐欺になるのかなとか、それは刑事事犯になった場合の意味なんですね、この場合の意味は、それ以外の不正行為の行政的判断は、不正行為に当たるといふことを判断するかどうかの基準がどうなんかな、ちょっとこの点はあやふやなところが感じられる点かなと。

行政というのはそんなにきちっと四角四面にやらなきゃならないということはないわけで、それなりの判断をしながら執行していくということになりますけど、ただ、そういった中身が入居者全体に理解なしのままできなると、これは問題

が起こるのかなということで、先ほど部長が答えるように、ポイントになる点はやっぱり入居の契約時にきちんと説明すると。

あるいは今後という言葉を使いましたから、できたらこういうふうに改正されましたよということも含めてやっぱり知らしていくと。知らしむべからずやなしに、知らしむべしというように思いますんで、ぜひともその点はきちんと知らして自意識を高めていくと。入居者としての自覚とか、やらなきゃならないこととかいうことを高めていく作業といいますか、行為というものは、僕は行っていくべきだなというふうに思います。

まだ収入申告をやってるわけで、例えば市長に出す——4条でしたか。市長に出すのは4条でしたかな。許可をもらうのは4条でしたかな。入居資格等は4条でしたね。入居者の選考及び入居手続について、4条にあるんですが、これはここの関係があるんで、そういう点も含めて、これだけのことをやってますから余り触れませんが、そういうことを含めて、今後きちんと1つの、冊子とはいいませんけども、もう少しわかりやすいような形で広報してもらいたいなと。変わったら公布してもらいたいと、逆に言うたら。こういうふうになりましたよというようにしてもらわなかったら、いつ変わったかかわからんままいくと、過去の意識があって、そんなことなかったのということになりかねないということもありますので、その点も含めて、最後にお答えいただければ結構かと思えます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） おっしゃるとおりでございます。市と入居者とは、いわゆる入居許可を与えるという形で入居をお願いしているわけですが、その条件が変われば、また入居者ときちっと賃貸じゃなしに、どういいますか、民法上は賃貸でございますけども、公的な施設へ限られた方が入居していただいているということでございますので、その要件が変われば当然お知らせする必要がありますと思えます。

これは1つの義務であるのではないかなというふうに考えているところでございますので、今後とも入居者に対しての行政側の変化の意思徹底に

ついては、十分な啓発を行っていきたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） ほかに。———松本君。
6番（松本雪美君） 皆さんの論議を聞かせていただいたので、もう簡単にしたいと思います。

公民館の方ですけれども、先ほどから助役さんも地方分権で市が主体的にかかわる土壤ができたんだと、こういうふうにおっしゃいましたけれども、この公民館の館長さんも教育委員会が任命をすると、こういうふうな条例ではなかったということですが、私は今回の地方分権では、いろんな規制が取っ払われて規制緩和されたんだというふうなものも含めてであると、そういうふうな今の質疑応答の中でも聞かしていただいたんですけども、私は逆に公民館の問題でいいましたら、市がきちっとその責任を果たさねばならないような状況が、今回教育委員会の方がきちっと公民館長を任命するというふうになった以上は、こういう点では教育委員会も泉南市もその責任の重さというんですか、公民館を本当に市民に開かれたものにしていく、そういうために市民サービスが十分できるようにしていくためには、公民館事業について十分その中身を会得した方、市民サービスを本当に実施するために頑張ってもらえる人を選ばねばならないんじゃないかなと、私はこういうふうにとらえて、今回のこの社会教育法の改正では、そのことをしっかりと押さえていただきたいなと、こう思うんですけども、いかがでしょうか。

そして、もう1つは、公民館の運営審議会についてですけれども、人数は25人に定められているということですが、先日からも聞かしていただいたら15人しか選任されていない、選ばれていないと、こういうことです。

それから、文化ホールの方も規制が取り払われて、文化ホールの運営協議会の委員さんが、これは話を聞かしてもらったら法的な制約はないと、こういうふうにおっしゃってましたけれども、この協議会の委員さんを教育委員会が任命するにつけては規制が取り払われたと、幅広く任用の範囲を広げていくんだと、こういうことでした。

それから、社会教育委員の方でもそうですね。

社会教育委員の人数がたしか25名でしたか。25名が実際は14人しかいない。それから、文化ホールの方の運営協議会も12名のところが8人しかいないと、こういうふうに先ほどの議論の中でもわかりましたけれども、市の責任が私は重くなったと、こういうふうにとらえてるんです。その点についてお答えください。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 松本議員さんの質問にお答え申し上げます。

この法の改正によりまして規制が緩和されたということで、例えば公民館運営審議会にしても社会教育にしても、それから先ほどの文化ホール、これについては法の枠組みはありませんけれども、社会教育法の規定による公選要件を準用いたしたいというふうに考えておまして、現在のところ25名のところが15名、そして文化ホールについては12名のところが8名と、社会教育については25名のところを14名となっております。

この点、一定の枠組みが幅広く広げられたということから、広い分野において人選を行っていききたい。そしてまた、この人選につきましては、従来から当然慎重に人選を行っておるところでありますけれども、より慎重にこのあたりの人選を行いたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 公民館の館長さんの問題では、先ほども島原議員がおっしゃってましたけれども、泉南では樽井公民館で館長さんが1人任命されてるだけだと、こういうことですが、阪南市では3つの公民館があって、その3つの公民館でそれぞれに館長さんがいて、そして公民館の運営にかかわっては、その館長さんのもとに社会教育指導主事の方が、本当に市民の皆さんが求めていられる生涯学習や、それから生活文化の向上、福祉増進のためにという、そういうふうな公民館の運営にかかわっての目的が定められている、その方向に向けて本当に努力されていると思うんですよ。そういう点では、泉南市では余りにも不十分な状況ではないかと、こう思うんです。

だから、私は公民館長の選任についても、十分にその点を踏まえた人、そしてどの公民館もそれ

ぞれに独自にその地域の人たちが求めているような公民館に発展させていかなければならないんじゃないかなと思うんです。だから、今のこの現時点での公民館の体制については、やっぱり今後検討していくべきだし、当然市民の願いにこたえられるものにしていくべき努力をしてほしいと思うんですよ。その点についてはいかがでしょうか。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 公民館につきましては、先ほど来からの御答弁のとおり、館長が1名ということになっております。当然、現在生涯学習の拠点とも言うべき中でやっておりますけれども、このあたりさらに市民サービスの向上に向けて、我々の努力は必要というふうに考えております。

しかしながら、ほかの公民館におきましては、それなりの対応の仕方ということで、今現在、奮闘、頑張っておるところでございます。今のところ館長増員というようなことは考えておりません。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 泉南市の公民館運営にかかわっては、他市と比べて本当におくれているということが今の金田さんのお答えでも、現状では各公民館に館長を置くようなことは考えてないと。この答えに見られるように、本当に私は残念でなりません。

公民館は、本当に日本の国でも民主主義の場と言われてきた教育の場所であります。だから、本当に市民のだれもが公民館を利用できる開かれたものにするということが一番のことですし、そういう公民館にしていくためにも、公民館の運営審議会の方たちのメンバーというのを今までそれなりに多方面から選んでいただいていたと思うんで、私はこういう点からいいましても、今より以上にこの公民館の運営審議会の委員さん、それから文化ホールの運営協議会の委員さん、社会教育委員の委員さん、ちゃんと皆さん方は条例で人数まで定めているのに、この3つの部門では、その人数が今も明らかになったように全く少ない状況です。市民全体からやっぱり選んでいく、そのためにこの25人や、それから12人ですか。文化ホール

は12人、社会教育は25人ですね。こういうふうに定めているんですから、もっと幅広く選んでいただけるような努力をしていただきたい。

それから、特に私がもう1つお願いをしときたいのは、公民館の運営審議会については、もっと公民館を利用している利用者の代表としても、多くの人たちが参加して下さってるわけやから、そういう幅広くするという事で人数もふやし、それぞれの活躍をしている分野からも選んでいただきたいなど、こういうふうに思うので、これは強く要望にかえさせてもらいます。

それから、これからあと幅広くという意味で、今までのことが全く変わってしまって、例えば議会の文教消防常任委員長の方が公民館運営審議会に加わられていましたけれども、こんなことは変えるということで、今までどおり当面はいく。そして、もっとそれに加えて幅広くという意味で私はとらえさせていだいてよろしいですか。その一言のお答えをいただいで終わりにします。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 幅広く人選をするということで、現在のところ公民館運営審議会におきましても、公民館を利用していただいでるたくさんの方の市民の方がおられます。そして、クラブ等で活躍していただいでおります。そんなクラブ等の代表者等も入っていただいでおりまして、多くの意見を聞いておるところでございます。生の意見ですね。さらに、そういうあたり今回のことによりまして、より幅広い、もっといい人材を求めていきたいというふうに考えております。（松本雪美君「ちょっと待ってください。答えてないですよ。議会の方の文教消防常任委員」と呼ぶ）

済みません。公運審は、現在のところ、議会の関係の方も入っていただいでおります。それにつきましては、今現在その現行のまま続行の状態で置きたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と

することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第15号 泉南市都市計画審議会条例の制定についてを議題といたします。議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第15号、泉南市都市計画審議会条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、都市計画法の一部が改正され、市町村の都市計画審議会が法定化されますことから、同法の規定に基づく都市計画審議会を新たに設置するとともに、現行の都市計画審議会を廃止するための条例を制定いたしたく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

市町村の都市計画審議会につきましては、これまで都市計画法に規定がなく、都市計画の手續におきましては何らの法的位置づけがなされておりませんでした。しかしながら、今般地方分権推進の一環として、都市計画法において市町村の都市計画審議会が法定化され、都市計画の手續上、一定の法的位置づけがなされることとなったものでございます。

本市といたしましても、地方分権の趣旨にのっとり、都市計画分野における自主性と自立性を確保するため、現行の地方自治法の規定に基づく審議会に変え、新たに都市計画法の規定に基づく市町村都市計画審議会を設置しようとするものでございます。主な内容につきましては、101ページをお開き願いたいと存じます。

まず、第1条におきまして、泉南市都市計画審議会を都市計画法の規定に基づき設置する旨を明文化いたしております。

また、第2条以下におきましては、審議会の組織と運営について、政令で定める基準に従い規定

をいたしております。

また、附則におきましては、現行の泉南市都市計画審議会条例を廃止することといたしております。

簡単でございますが、本議案の説明とさせていただきます。御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 地方分権で初めて中身のある条例が提案をされたわけなんです、いわゆる法的裏づけがこれまではなかったということで、今回は法的権限を持った条例制定だという御説明があったんですが、この条例によって、今まで何ができなくて、これから何ができるのかということをやっと具体的な例を挙げて御説明をいただきたいと思います。

それから、従前の条例では、学識経験者と市議会議員という2つだけの委員内容でしたが、今回は関係行政機関の職員、市の住民というように追加されましたが、この辺の中身についても御説明をいただきたいと思います。

それから、16人で人数は同じなんです、今回の予算書の中でも特別職が745人ふえておるわけですね。前年度は926人だったのが、1671名に特別職の職員数がふえとるわけなんですけども、これが地方分権にかかわる増と関係ない増が、参考にちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、地方分権に基づきまして、市町村の都市計画審議会が法律で位置づけをされたということでございますので、今後地方自治に当たって都市計画審議会の果たす役割は、大変大きいものであると思います。

具体的には、今まで市長の諮問機関であった都市計画審議会、これにつきましては、当然諮問を受けている行政に取り組むわけでございますけども、極端に言えば諮問の内容と違った形の行政決定ができるということもございましたが、今回審議の調査内容という形については、当然その議を経なければ都市計画決定はできないという

ことでございますので、単なる諮問機関ではなくなったという意味でございます。

それと、諮問以外に泉南市の都市計画に関するいろんな事柄に対して、行政機関である市に対して建議ができると。審議会の中で、例えば1つの案件に対していろんな議論をしていただいて、行政に建議をしていただくということが可能になったということが大きな部分ではないかなというふうに思っておるところでございます。

それと、委員のメンバーでございますけども、小山議員おっしゃられたように、市会議員と学識経験者だけでございましたが、今回関連の行政機関の職員ということでございますので、具体的には、例えば都市計画道路の計画決定をするというような場合に、それに接続して例えば府道があるとか国道があるとかというような場合には、その接続の関係もございまして、それぞれの行政機関の関係者が委員として参画することができるということでございます。

それと、今回大きいのは、市の住民ということでございまして、これについては住民参加型のまちづくりを目指さなければならないということでございまして、多くの市民の参加を得たいというふうに思っております。このバランスの問題でございますけども、できるだけ市民の方に参加をしていただくという趣旨のもとに選任をしたいという考えを持っておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） その他の特別職の人数が大変ふえてるという御質問であると思いますが、条例改正等によるものではなく、これは最も大きいものがことしの国勢調査によります調査員の人数が486名、それに衆議院の選挙に係るものが112名、それと同じく市議会議員の選挙に係るものが102名という形になっておりまして、大変人数がふえたという形になっております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 今、御説明いただいたのですが、今回はこの審議会の決定がなければ市長が決定できない、ここが一番大きいと、そういう説

明でしたね。いわゆるかなり拘束力を持った決定ができるということですから、この市会議員をこの中に入れるというのは、議会は市長が決定したことに都市計画いろいろな形でかかわれると思うんですね、予算も含めて。

今回、なぜこの市会議員を——市会議員というのは、一般にちゃんとした機関の中で意見も言え、反映できるわけですから、市長が決定する前に議員を中に入れるというのはどうなのでしょうかね。これは今までも議論はあったと思うんですが、市民を入れるというのは、市民参加型のことですから、それは私はかなりいいと思うんですが、市会議員をここに入れるというのは、一体どういう議論をしてこうなったのか、御説明をいただきたいと思います。

それから、先ほど府道とか国道なんかにつながる場合には、その関係者ということで関係行政機関の職員というように言われたのですが、これはいわゆる恒常的に委員として置いとくわけですね。案件、案件によってはそういういろんな事業の性格があると思うんですが、下の方に臨時委員及び専門委員というのも位置づけられておりますからね。そういう点では、先ほど説明したのはこの臨時委員及び専門委員でいいのか。ここは議決権というのはあるんでしょうかね、その決定に対しての臨時委員及び専門委員の。ということをお聞きしたい。

それから、多くの市民に参加をしていただきたいと考えているということは、市民委員だけで過半数ぐらいの人を選ぶ。学識経験者も市民委員に近いと思うんですが、そういうように理解をしてもいいのか、先ほどの説明からいえばですね。

これは今までは大阪府において決定されておったことが市で決定ができると、市の都市計画ですね。これは、大阪府との関係では今後はどうなるのか。都市計画ですから、市だけの計画というよりも全体的な1つの問題もあるでしょうから、そういう全体的な整合性については、どういうような形でフォローされておるのかを御説明いただきたい。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、市会議員を委員

の中に選任するというので、なぜ入れたのかということですが、これは準則に準じておるわけございまして、基本的には都市計画というものは、公の福利の調整のもとに市民の財産権に相当する大きな制約を加えるということございまして、その妥当性について調査、審議ということになりますと、当然市民の方が中心にならないわけですが、この場合には、当然議会は公に選ばれた議員さんでございますので、それらの方の参加は必要であるというふうに考えておるところでございます。公平性の原則からいって、当然議会でも御議論いただくわけでございますけども、当審議会の中でも御議論いただくべきであるという認識を持っておるところでございます。

それと、大阪府の都計審との関係はどうかということですが、今までは地方審議会という形での府知事の決定とかございましたが、今回市町村の都市計画審議会の決定になる部分につきましては、大阪府が同意をするということでございます。これが大きく変わったのではないかなというふうに思っておるところでございます。

それと、委員さんの中での扱いでございますけども、行政機関の職員といいますのは、これは我々考えておりますのは、常任の委員というわけではございません。できれば臨時委員として関係行政機関の職員を選びたいという考えを持っておるところでございます。

それと、議決権の問題でございますけども、臨時委員を含めまして委員さんで過半数の議決をいただくということでございます。専門委員さんにつきましては議決権はございません。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、大阪府が同意するということになれば、同意しないということもあり得るんですか。要するに、否決はできないんだらうけども、同意はしないということで、そういう全体的な計画というものを整合さしていくと、こう理解してもいいのか。同意ですから、同意しないということもあり得るわけですのでね。

しかし、それはあかん あかんということと同意しないということは一緒かもわかりませんが、

こうせえあせえとは言えんけども、上がってくる1つの案については、同意という事項ですから、よく何回も協議したけども同意に至らなかった、いわゆる協議という位置づけもありますね。協議と同意は、かなり同意の方が強いと思うんですが、そういうように同意というのはどういう性格になるのか、それを再度お尋ねをいたします。

それから、先ほど橘さんからお話があったのは、分権に絡む増では全くないという、こういうことでいいですね。それでいいですね、全くないということで。いいですか。若干あるのであれば、分権による特別職の増がどれくらいあるかというのは、ちょっと御報告をしておいてください。

市会議員の方は、やっぱり政治的な主張が中に持ち込まれるのは、僕はまずいんじゃないかなと思うんですけどね、その計画の段階に。議員というのは政治家ですから、1つの政治的主張を持つわけですので、そういう点ではやはり純学問的というんか、技術的というんか、民意となると政治的なものが入ってきますけども、それはやっぱり議会の方でカバーできるわけですから、こういう審議の場に性格の異なる立場の人が入っているというのは、僕はちょっと余り、これだけ法的に強くなりましたから、そういう点ではやはり市会議員を市長の決定に拘束力を持つような機関に入れとくというのは、まずいんじゃないかなと私は思うんですね。そこらの議論は十分されたのかどうかですね。

単に意見を聞くのであれば、それはいろんな立場から聞くのでいいんですけども、そういうように1つの拘束をするわけですから、そういう点では、市会議員という立場を外して、やはり多くの市民、いろんな立場の市民を委員に入れて、私は市民委員というのがやっぱり過半数を超えるようにしておいた方が市民参加の審議会ということになるんじゃないかなと思うんですが、その点の議論をされたのかどうか、またその点についての考え方をお示しいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 特別職の増でございますけれども、先ほど申しましたように国勢調査、それと市議会議員さんの選挙、そ

れと衆議院議員選挙、それと漁業の選挙ですね。それと総合計画審議会、それと女性問題懇話会という形の人数でございます、今回の条例改正に伴うものではございません。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 大阪府の都市計画審議会、これの同意を得るということでございますが、これの同意を得るということは、得ない場合があるのかという御質問でございましたが、大阪府の審議会につきましては、大阪府全体の広域的な中での判断ということでございまして、極端に言えば、泉南市がどの道にもつながらない道路の都市計画決定をしたとしますね。それについては、当然接続のないような道路をつくるのは意味がないと大阪府が判断した場合は、同意をしないという場合があると思いますが、全体的に考えて、制度上はありますが、ほとんどあり得ないのではないかなという判断をしておるわけでございます。

それと、先ほど議員を審議会の委員にということで漏れましたが、これは都市計画法上、議員の委員参画が義務づけられているところでございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———林君。

22番（林 治君） 既に分権法との関係でいろいろと御論議も進んでおりますから、余り重複しないようにしたいというふうに思うんですが、今度の地方分権一括法そのものは、いろんなところで分権と言いながら、實際上そのことが、権限もそうなんです、財源もまともに移譲がないだけに、行政としては名ばかりで中身がないということになるような状況なんです、そこでまず、先ほどちょっと御説明があったんですが、聞き取りにくかったです。都市計画審議会の権限が強化されたという趣旨のことを言われたんですが、どの面でどういうふうに強化されたのか、権限を持つようになったのか、改めてもう一度お尋ねしておきたいと思うんです。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、市町村の都市計画審議会、これが法律で定められた、法定化されたということでございます。これがまず1点で

ざいます。

それから、市町村が決定を行う都市計画決定についての審議等、都市計画法の法令によってその権限に属された事項の調査、審議をすることということでございます。

それと、市町村長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査、審議をするということでございます。これは単に諮問を受けた部分に対しての答申と申しますか、それだけではとどまらないということでございます。

それと、大きくは都市計画に関する事項について、関係の行政機関、市に対して建議をすること、これが1つの義務でもございますし、権限でもあるというふうな認識を持っておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） そうすると、この都市計画審議会は例えば財政的な保障というんですか、審議会として調査等ができるという権限というのは、やっぱり調査する、行動するとなると、財政的な裏づけがなければできませんね。具体的にいろいろあるでしょう。その点はどういう保障がされるんですか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 調査につきましては、これは費用が必ず要するというものではございませんので、予算的には措置はいたしません。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） いや、質問の趣旨は、財政的な保障がなければできないような調査があるかわからないでしょう、いろんなまちづくりにかかわっての調査ですから。そういうことについて、例えばここの審議会でこういう調査が必要だということを決定したときには、その保障はあるのかというわけです。だから、お金のかかるような調査はありませんで、それはちょっと今単純に決められへんことじゃないですか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） ちょっと意味が理解しがたい部分があるわけなんでございますが、都市計画に関する調査、これについてはコンサルを入れてとか、そういうような調査を都市計画審議会

が行うということは、これは考えられないことではございまして、またそういう調査を行政に義務づけるということも、これはできないのではないかなど。調査をしなさいという建議は可能であると思いますが、直接的な調査を行うということは、例を挙げますと、樽井の駅前整備のまちづくりをやりなさいと、そういうような建議はできると思いますが、現行はどうであるとか、またこれから将来的には可能であるか、そういうような独自の調査は、審議会では可能であるというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 部長ね、ちょっと混乱してるんと違うのかなと思うんですよ。当初の説明では、調査権限も持つということと言われたんですよ。そうすれば、例えば審議会として行政からいろいろ報告をもらったけれども、こういう新たな調査が必要だと。これは審議会としてやるということを決めたときに、それはそういう権限を持ったわけでしょう。今度はこの審議会自身が権限を持つわけでしょう。そのときにそれを調査しようとするばお金が要るじゃないですかと、その調査の内容によりますが。

ですから、今ずっと話を聞いていくと、だんだんそうやなしに調査せえということではできると。そしたら、余りこれは言うたけれども行政の方が調査しなかったと怒ってきたら、これは審議会の権限というのではないわけですから、その辺は一体どうなのかなと。さきに言うた調査することもできるといった権限というのはどういうものかなと、この点です。

それと、ついでですから、関係行政機関の職員ということで、国・府にかかわらないとは思いますが、特に国家公務員や地方公務員である府の職員が関係行政機関の職員だということで、ちょうどそのことにかかわるからといって委員になった場合、後の手当の関係がありますね。これとのかかわりは一体どうなるのか。それは支給を受けることは構わないのかどうか、それもあわせて。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 審議会そのものが直接的に調査をするという場合、これは調査という1

つの事業でございますので、事業は審議会ができないものであるというふうに私どもは考えております。

それと、委員さんの中に関係行政機関の職員ということでございますので、この職員に対する報酬については、それぞれの所属のいわゆる機関の取り扱いになるのではないかと思いますし、市の職員であれば支出はできないというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 林君。5回目ですのでまとめてください。

22番（林 治君） 今の、そういうことであれば調査、審議ができる。特に調査ができるといったことについての内容は、どういうものなのかということについては、一応報告はしておいていただきたい。でないと、最初の調査ができるといえば、どういう権限が生まれたんだというたら、調査ができる権限が生まれたというふうに言われたわけですから、審議というのは今までも何回も審議をいろいろしてるわけですから、当然そうなんです。

それから、権限のことで私は気になってるのは、一般的にいつてこの都市計画審議会の中で、例えば泉南市の今度の議会ではよく議論になりました牧野公園ですね。市長はよく審議会でもう決定してる、決定してるという話ですが、市の財政需要なんか極端な言い方をすれば、お構いなしに公園をつくることはよいことだということだけで決めると。そういうことではやっぱり行政上問題が残るわけですし、そのほかに問題をこの中身に含んでおりますと一層問題ですね。

行政の方から諮問を受けると、大体諮問どおりはいはいということになるとなおさら問題なんです。そういう意味の財政上のことも、本来は審議会で議論して考えてやっていただければいいんですが、なかなかそうならないんじゃないかなというように思いますし、私はこの権限という問題がどういうものかということについては、やはりできるだけ明確にしておいていただきたい。

それから、後の費用弁償の点で、市の職員の場合にはそうはならないというのがありました。今私は市の職員のこととは当然のことと思ってやっ

てたんですが、国や府等のことについて特に具体的にお尋ねしたので、その点のこともお答えをいただきたいというふうに思います。この文書のままでいいんかという意味ですよ。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 都市計画審議会の権能の問題でございますけども、先ほど議員、財政状況も含めてということではございましたが、これは明らかにしておかなければならないのは、審議する内容は都市計画に関する何々、都市計画に関する何々と頭に必ずついておりますので、それ以外のことはできないのではないかなというふうに思っております。

それと、国や府の行政職員が都市計画の委員として参画した場合の報酬はということではございますが、これは旅費の実費だけということではございます。

議長（嶋本五男君） 答弁漏れあったら指摘してあげてください。林君。

22番（林 治君） それじゃ、部長ね、今財政を言いました。もう1つ、もともとの財政の問題です。この調査については、それじゃ私は先にこの調査の内容、どういう調査の内容に限定するのか、調査権限のことについてまとめておいていただきたいというふうに言うたんです。そのことについてのお答えはなかったと思うんですよ。

ついでですが、そして別表中のところこういうふうにして書いておるわけですが、このことについて、その辺のことはただし書きか何か必要ではないのかなというふうに思って、再度お尋ねをしたつもりなんです。

それから、いわゆる事業としてのいろんな都市計画上の決定が、都市計画としてということであって財政上のことは含まないと。だから、逆に言えば、市長が都市計画審議会で決定した、決定したということだけで、議会に押しつけなことを言うてるのはおかしいなと、こうなりますね、そしたら。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 調査の具体的な内容を申し述べるのが漏れました。申しわけございません。

都市計画審議会として行う調査の具体的な内容
と申しますと、例えば関係人を審議会に呼んで、
それで意見を聞いて判断をすとか、現場を見に
行くとか、そこらの現状行っておる範囲内で実際
やっていただくということになります。

議長（嶋本五男君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） 今、お話をるる伺ってお
りますと、市のまちづくりにかかわる問題では、
市が主体性を持って決定をす。一定市長も拘
束されますけれども、そういう決定機能的な意味
合いを持つ審議会になって決定をす。それで
府の地方都市計画審議会の合意を得ると、こう
いうことになるわけですが、逆に例えば大阪府が市
内に貫通都市計画道路を持ってくるとか、ある
いは国が、基幹農道なんかはどうなるのかも
う1つよくわかりませんが、もう日程に出て
きているわけですが、そういう問題で例えば
地元の都市計画審議会が否と、ノーの判断を
下した場合に、地方の権限移譲、権限が非
常に拡大すると、こういう立場からそうい
うことになった場合に、どの程度の府の都
計審なり府の行政に対する拘束力があるの
か。この辺についてお聞かせをいただきたい。

る問題になっているのは、例えば京阪奈の
高速道路、これは山の方を通過して下の方
の住宅に排ガス公害をもたらすとか、ある
いは大和川の沿岸道路なんかの問題につ
いて、その周辺住民が反対をされている。
一定、都市計画ではその意向を反映して
なかなか結論が出ないと、地元市町村
ではね。

そういうふうな問題なんかもあって、
地元市町村と大阪府との関係でなかなか
うまくいっていないというようなケース
なんかもあるやに聞いておるんですが、
その辺の問題は、今回の権限移譲でどの
程度地元の主体性が貫かれるのか。その
辺ですね。地元都市計画審議会の主体性
が貫かれるのか、このことについて少し
お示しをいただきたいなと、こういう
ように思います。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 今回の地方分権
の関係で、泉南市の都市計画審議会と
大阪府の都市計画審議会、これはそれ
ぞれの別の地方自治に基づく機関で
ございますので、上下関係はまずありませ

ん。

それと、それぞれの審議会に同時に諮問
をすとか、そういうようなことはありませ
ん。また、大阪府が決定をいたします事柄
に対して、泉南市の審議会が物申すとい
うような場合には、これは建議ができる
ということになっておりますので、審議会
でなしに大阪府に対して建議が可能であ
るというふうには私どもは思っておるわけ
でございます。自治体に対していろいろな
食い違いが生じるというような場合には、
それぞれの審議会でご御審議いただき
わけでございますけれども、それにつ
いてはそれぞれの審議会の決定の範囲内
であると私どもは思っております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今、部長が言
われた内容では、例えば府の貫通道路
ができてくるとことで地元の環境やまち
づくりに大きな影響が出てくると。そ
のことについては、例えば従来であれば、
事前にそれを市の都計審で一定の判断
ができておるわけですね。府の方にそ
ういうことで意見を反映させると。府
の都市計画審議会にも、行政の長や
あるいはそれに関連して、それぞれ
委員が特別臨時委員として参画して
意見を述べることもできると。

建議じゃなくて、直接都市計画審議会
にまちづくりのそういう重要な附属機
関の中で物を言うことができる、諮問
機関の中で物を言うことができるとい
うことになっているわけですが、今回
はもうそういうことを全くできずに、
行政に対して文書で建議できる程度
のことになると、こういうことにな
りますと、むしろ権限移譲という点
ではマイナスになってくるのではない
かと。いわゆる権限が縮小されてお
るのではないかと、私は今お話を聞
いておってそういうふうには思っ
たんですが、それは私のうがった見
方なのか、もう一度わかりやすく、
私、具体的な問題でお聞きした
んで、あと一般的な話で解釈せえ
ということではなくて、具体的な
事例を挙げて聞いてるわけですから、
その辺お示しをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 今までの
大阪府の地方都市計画審議会、これ
と内容的にはそう変わりま

せん。今度新たに大阪府の都市計画審議会ができません。当然市に関連することであれば市長が出向いて意見を述べる、また臨時委員として採択に参画すると、これは当然今までどおりやっていたかなければならないし、やるわけがありません。

それと、新たに大阪府の事業、これについてのそれぞれの関連する市町村の都市計画審議会に任意でもって諮問を行うということも、意見を求めるということも、これは可能であるということでございますので、今後そのような市町村の意見を尊重した形での大阪府知事決定、そういうことは可能であるのではないかなというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可とすることに決しました。

午後1時半まで休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後1時33分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、議案第16号 泉南市準用河川管理条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局事務吏員（川口哲生君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第16号、泉南市準用河川管理条例の制定につきまして御説明を申し上げます。議案書の105ページでございます。

地方分権の推進を図るため、いわゆる地方分権

一括法が平成12年4月1日から施行されるに伴いまして河川法の一部が改正され、市長が指定した河川の管理事務が機関委任事務から自治事務とされたことによりまして、当該河川に係る占用料の徴収及びその他管理に関する規定について条例により定める必要から、本条例案を提案するものでございます。

内容といたしましては、107ページでございますが、第1条で趣旨、第2条で占用の期間、第3条で占用料等、第4条で占用料の減免、第5条で占用料の還付、第6条で届け出、第7条で委任を定めるものでございます。

なお、この条例につきましては、平成12年4月1日から施行することとなっております。

簡単でございますが、議案の説明とさせていただきます。何とぞ御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——島原君。

17番（島原正嗣君） 助役さんの方から提案理由の説明をいただいたわけでありますが、私、一昨日北出議員と貝塚市におきまして河川のフォーラムに参加をいたしました。そのときに、建設省の足立専門官、環境問題の専門官が出席いたしました。司会は京都大学の農学部教授、それからパネリストに大阪府立大学の増田教授、総勢200名程度参加しておりました。

その中で、きょう御提案なさっております河川関係に関する法律とか、あるいは今後の地方行政の課題とか、あるいは住民運動の取り組みとかという討議が熱心に行われました。

そこで、1つお尋ねしたいわけでありますが、泉南市にも市独自に管理する河川がたくさんあります。二級河川も泉南市にはございますけれども、この河川の管理運営について、この法律改正と今日までの——具体的にです、どの部分がどのように変わったのかですね。

例えば、今まででございますと、二級河川なんかの場合は、河川敷に物を植えてはならない、構築物を——構築物といっても、ビルとかそういうような物は別ですけども、木を植えてはならないと、そういうふうな一定の基準、規定というも

のがあったように思うわけではありますが、これらの問題は、現状条例との関係あるいは河川法の改正とともに、地方自治体の考え方というものに一定ゆだねる部分もあるのではないかなと思うんですが、そこらあたりはどうですか、お答えいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 今の島原議員の御質問に対しましてお答えいたします。

河川法と申しますのは、議員御案内のように近年改正がたび重なっております、住民参加型の取り組みを取り入れるようになってきております。ただ、河川法が対象といたしております河川は、建設省の直轄の一級河川、それから都道府県管理の二級河川がメインでございます、その改正の趣旨をすぐ泉南市内の普通河川あるいは準用河川に用いるのは、河川の規模ですとか水の流れ、土地の利用形態等々にとりまして、まだいささか早急には困難かと思えます。

ただ、大阪府管理の二級河川の樫井川、金熊寺川、男里川につきましては、府の方で新しいお取り組みをすると考えておりますけども、ただ、今河川改修の方は治水安全を第一に考えておまして、新しい環境面からの取り組みといいますのは、治水安全の達成度がある程度確保されてからと聞いておりますので、今のところ具体的な動きとしては当方の方はまだ聞いておりません。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 先ほど、午前中議論ありました都市計画の中でも、都市計画自体については、いろいろな審議会とか問題点の審議等は集中的に今まで過去の経過からしてやられてきた。しかし、河川問題については、河川審議会とか検討委員会とかというものはなしに、ただ川というのは従来、子供たちにも遊びに行っては危ないぞと、行ってはならないと、そういうふうな教えが日本の川に対する1つの考え方なり歴史というものであったんだと思います。

しかし、今御答弁いただいたように、これからはやっぱり河川というのは環境に配慮すべきだと。川というのは、やっぱり人間の生存する上では、

これは人間だけではなく生物においてもさまざまな影響があるわけではありますが、今日の時代は、まさに河川環境をいかに改善していくかということが重大な問題でして、したがって、この法律改正に伴って、二級河川の問題にしても、一級河川の問題にしても、その考え方、発想の転換というものは、今まで国が主体的にやっておったけども、そのほとんどの考え方なり行政の判断というものがこれから組み入れられると、そういう開かれたこういう法律ができたのではないかなというように思うわけです。

そこで、御存じのように泉南市も樫井川という1つの川、紺谷川というような川、あるいは屯道川という川、男里川というのがありますが、樫井川の場合は、年末に新聞発表ありましたように、全国ワーストワンということになっておりますが、この条例改正と同時に、これらの二級河川に対する本市としての考え方なり改善策なり、環境面からどのように考えているのか、考えがあればお示しをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） ただいま御提案してます準用河川管理につきましては、御案内のとおり準用河川に適用するものでございませぬ。しかしながら、地方分権の流れまたは河川行政の流れからして、住民参加という手法を取り入れた河川整備基本方針を立てるとか、そういう動きはございます。

ただ、先ほど申しましたように、樫井川を初め泉州地方の河川の整備の考え方といたしましては、治水安全の達成をまず第一に考えておりますので、現在のところ議員お申し出のような具体的な環境への取り組みというのは聞いておりません。

ただ、今後河川整備方針並びに河川整備基本計画を立てる場合には、これも河川法の趣旨にのっとり住民の意見並びに市町村の意見を聞くとなっておりますので、こういう整備計画が具体化したときには、地元、泉南市の意見を取り入れてもらうように伝える所存でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 問題は、河川法という1つの法律があって、その中に河川管理者、いわゆる一級河川、二級河川あるいはまた市町村の河川というものがあるわけですが、きちっとした管理体制をぜひやってほしい。環境面からですよ。樫井川なんていうのは、あれだけの臭いがして、新聞等でもあのような調査結果が出て、これはやっぱり府にも国にもきちっと物を申しもたらわな困るわけです。

現状を見ましても、本当に昔のような水系とか川の状況ではないでしょう。もう少し管理者たる者は、大阪府は責任があるわけですから、それにちゃんとした責任や義務を負わすと、そしてまた足らざるものは、今御答弁いただいた市民からも、あるいは運動団体からも協力をしてもらって、川をきれいにするという原則をやっぱり持つべきですよ。

何ば法律をいじったって、現実にそういうところがある場合は、やっぱりそれまでにきちっとした整理をしてもらうという政治判断というものをきちっと持ってほしいと、私はそう思いますよ。周辺の人にしたらたまりませんよ。これは意見になりましたけど。

議長、もう1点ですね。108ページ、109ページにわたっているいろいろ、占用目的の1種から5種まであるわけですが、これをもっと具体的に説明してくれませんか。例えば、泉南市の樫井川とか二級河川は別にしても、泉南市独自の川がありますわな。そこを場合によったら、一部橋かけて個人的に使ってる方もおるわけでしょう。そういう場合は、これはどういう対応してるんですか。それで、どの項に当たるんですか。この108ページから109ページの間に出てる占用の目的とか単位とか占用料とか記載をされておるんですが、この1種から5種までの説明と、既に泉南市の河川を占用している方々に対する取り扱いはどうなっているんですか、お答えください。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えいたします。

工作物の設置等に伴う土地の占用ということでございますが、この分については、普通、河川に橋とか、かけて、そこから家に入る出入り口

とか田んぼへ入る、そういう関係の専用路でございます。そういうものが主でございます。工作物というのは、ほとんどと言ってないんですけども、第3種の電柱、信号機というのは、これもございます。それは書いてあるとおり、河川の横に電柱を立てて、その電柱使用料をいただくということでございます。

以上、今の状況ではこういうような状態でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 私の質問の仕方がこういう場で物を言うと非常に上がりますんで、おわかりにくい点があったかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

私がお尋ねをしておるのは、108ページと109ページにかかっている占用の目的の枠にある1種から5種までの 余り具体的なことは言いませんけれども、大まかな、大体わかっている範囲もあるんですが、わからない部分もありますので、できたら1種から5種までのまとめた1種1種についての御説明をいただきたい、これが1点です。

それで、その泉南市の川——二級と違いますよ。泉南市が管理する川に対して、今占用している内容というのは一体 今、橋がかかっていると、ということですけども、それは何件くらい占用料をいただいているのか。この1種から5種までの橋をかけたという占用料はどの部分に値をするのか、御答弁をいただきたい。もう時間がかかるんやったら、後の資料で結構ですけども。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 河川の占用料についてでございますけども、各項目につきましては、河川法に準拠いたしまして1類から5類まで分けております。1類につきましては、工作物——工作物といいますのは、河川の区域内に橋梁ですとかその他工作物を設置する場合に、土地を占有する場合にこれこれの金額をいただくと。

それから、工作物の設置を伴わない土地の占有でございますけども、例えば橋梁形式で地下埋設物が河川を越える場合、河川の区域外に橋梁、橋脚等を設ける場合は、工作物の設置を伴わない土

地の占用になりますので、これが第2類でございます。

それから、第3類でございますけども、電柱、信号機、これら公共に寄与するための電柱とか信号柱でございますけども、これらにつきましては、面積換算するのが不相当だと考えておられますので、1本当たりというようになっております。それから、電話柱におきましては、電力柱と異なりまして、電電会社の時代から占用料を別に取っております。

それから、第4種でございますけども、先ほど申しましたように、地下埋設物、インフラなんですけども、これに関しましてはパイプラインといえますか、延長的なものでございますので、面積で表示するのではなく、その延長で表示しております。

それから、流水の占用というのは、泉南市域においては確認できておりませんが、表面の流れの水を使うということで、こういう占用の規定がございますので、それを準用して今回条例を策定いたしました。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） この際理事者に申し上げます。議員には回数制限をいたしておりますので、議員の質問に対しては、的確な御回答をお願いしたいと思います。島原君。

17番（島原正嗣君） さすが名議長で感謝いたします。質問する側もしっかりと受けとめてほしいと思います。

わかりました。今の御答弁でわかりましたんですが、もう一度確認させていただきますと、1種の場合は、特に河川に橋をかけたり橋梁をかけたりする場合と、そういう認識でよろしいんですね。よろしいかどうか、ちょっとまだまとめて……。

そうしますと、この許可はもちろん河川管理者が許可をすることでしょけども、それだけでいいかどうか。例えば、私たちいろいろ相談を受けるんですが、駐車場を1個つくったと、河川に橋を渡して駐車場の出入り口にしたいと。そういう場合は、河川管理者だけというんか、役所だけの許可でなしに、その付近住民の同意は要するのか要らないのか、そこをひとつお答えをいただきたい、

これが1点です。

それと、もう1つは、一番最後の流水の占用というのがあるんですが、これは例えば紺谷川なら紺谷川の水を使用しているということなのか、逆に工場なら工場等の流水をしている部分に値するのか、ここらあたりもう少し教えていただけませんか。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 議員御質問の駐車場における搬入路といいますか進入口をつける場合でございますけども、一般的に河川法を適用して河川、一級河川でありますとか二級河川でございますとか、準用河川につきましては、当然根拠法がございますので、その法手続に従って占用手続をやっていただくこととなります。

それから、一般的に水路等ございますけども、この件につきましては、底地が府の岸和田土木の管轄でございますので、その上に工作物を設置する場合は、まず境界明示の作業が必要かと思えます。その境界明示の作業のときに、近隣地権者の方々の同意が必要でございます。1点目は以上でございます。

2件目につきましては、今ちょっと調べますので、いましばらく時間をいただきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） ほかに。（島原正嗣君「もう1件」と呼ぶ）5回です。（島原正嗣君「ちょっと意見だけ言わしてほしいんだけど」と呼ぶ）島原君。

17番（島原正嗣君） やっぱり議案として提出をしてるんですからね、この第5種の問題にしても、もっと的確な御答弁をいただきたかったなというふうに思います。

私の先ほどの質問の第1点目は、河川管理者の許可なり市役所の許可をいただいた時点で申請する段階ですよ。地元周辺の1つの駐車場の例を挙げたんですけども、そういう場合の同意書は要するのか要らないのかというお尋ねをしたんですが、それに対してちょっと御答弁がなかったような感じがしますが、そのことを含めてよろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——井原君。

1番（井原正太郎君） ただいまの質疑で非常に

よくわかったんですが、1点、今回地方分権のこの流れの中で、今この河川の管理条例がこうやって新しく条例化されようとしとるんですが、ここでは午前中もいろんな形で質疑はあったんですが、過料であるとか、いわゆる罰則規定ですね。いろんな占用に伴うその費用等は、このように非常に具体的になっておりますけども、その罰則規定はあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 今回の条例でございますが、泉南市準用河川管理条例といいまして、この分については以前府の方でやっていた分を市の方で条例化せないかんという形で条例化するものでございます。

それから、先ほど島原議員さんも質問ございましたけども、もう1つ市の方では普通河川という条例がございます。その普通河川の条例といいますが、いわゆる小さい川、紺谷川とか大里川とか、あいう川で普通河川の条例があります。その普通河川の条例の中には、午前中の質問にございましたけども、1万円の過料ということがございます。そういうことでございます。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 一定の罰則規定があるようであります。えらい勉強不足で済みません。

泉南市が管理する河川というのは、どちらかというとやっぱり小さい河川でありますけども、今も話がありました榎井川であるとか男里川は、非常に市民に親しまれておる川でもあるし、それだけにその川の管理いかんが泉南市の住民に非常に大きな影響なり、そういう形で影響を及ぼすわけなんですが、この河川敷、例えば今の話でいきますと男里川であるとか榎井川を不法に占拠した、あるいは占用した場合に、これは具体的にどういう形で対応されておるんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 二級河川区域内において不法投棄等があった場合につきましては、管理者であります大阪府岸和田土木事務所に対して申し入れをし、撤去のお願いをするということでございます。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 不法投棄等があった場合は、そのような形で泉南市も動いてくれると。私が聞きたいのは、不法占拠あるいは御存じのように一定の区画区域を占用して、そしてそこで事業等が行われておるといふうなのが具体的にございますけども、そんな場合の対応が私は非常に遅いなというふうに感じておるんですよ。もちろん岸和田土木等を通じて一定の要請等はされておると思うんですけども、そこら辺の具体的な市の対応がもう1つははっきりしないなというふうに私は感じとるんですけども、その辺で明確な答弁をお願いしたいと思うんですが。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 大阪府の申し入れに対してでございますけども、不法投棄並びに不法占拠等いろいろな事例がございますけども、それにつきましては、過去の経過等も踏まえて府の方をお願いしなければいけないということもございますので、その点はその経過も踏まえて要望しております。

具体的には、河川管理者であります岸和田土木並びに河川工事を担当してます尾崎出張所の方に、定期的に、あるいは緊急の場合はその都度申し入れております。下水道部といたしましては、二級河川のそういう環境面から府の土木事務所に申し入れることはもちろん、府の管理してる河川、府の改修事業を実施してる河川につきまして、先ほど申し上げましたように、治水安全性、それから新しい環境面を配慮した工事の取り組み等種々要望をしておりますので、その一環として今後とも府の方に強く要望してまいりたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 私が質問したのは、そういう河川敷に該当する部分で事業を行うというふうな事例、これは普通の不法投棄と違って、ちょっと趣を異にするんじゃないかなというふうに私は考えております。

その現場を見ますと、そこに電気が引かれというふうなことになるかと、また非常に複雑なものになってくよいかと思います。現実には現場も御存じやと思うんですけども、そういうふうな形

で、ひとつ事業の一環として占用されておるような姿を見ると、やはりかなり長期にわたってその状態が続くと、本当に市は動いておるのか、あるいは岸和田土木初め府はきちっとしたことをやっておるんかどうかというふうに疑わざるを得ないのであります。

あわせて、その地域住民に対して迷惑が及ぶような行為になってきますと、もちろんそれが放置できないというふうなことになってきて、大きな社会問題にもなってこようかと思うんですけども、そこら辺はきちっとやっておるんだと、指摘されるまでもなくきちっとその辺は府とも連携をとってやっておるんだと理解してよろしいんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 今、井原議員の御指摘の件につきましては、今までも府に申し入れしてまいりましたし、今後も先ほど申しましたように、河川の抱えてる種々の問題点あるいは要望等をまとめまして、府の岸和田土木事務所に要望または要請してまいりたいと考えております。

〔井原正太郎君「結構です」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） 今、議案の説明の中で、これまでは機関委任事務であったものが自治事務になるということでの条例の制定でございますが、これは主に占用料というものが中心であります。これのもとになるのが先ほども議論にありましたいわゆる普通河川管理条例、これまでは管理条例の後に準用河川管理規則ということで、これが連動しておると思うのですが、自治事務になってより市長の権限が強まり、河川に対する責任を持った管理ができると、このように理解していいと思うのですが、じゃ、現在の泉南市で予算委員会でも議論がありましたが、河川法ができる前からそういう河川が占用されておるところがあるという発言も少しあったんですが、こういうものに対して、自治事務として市長がこの条例をもとに実際効果のあるような対応が法的にできるのかどうかですね。できれば、当然それは責務としてやらないといけないと思うんですが、この条例が可決されればそういうものが伴うわけですから、泉南市

のそういう河川の管理状況というのについて、現在どこまで河川法に基づいて台帳整理がされておるのかわかりませんが、一応そういう面の条例効果というのをどのように予測をしていられるのか。

いわゆる一級、二級以外を市町村が管理する準用河川と、こうなっておりますから、以外は全部というように読めるんですけども、一体泉南市の市長が管理する河川というのはどれぐらいボリュームがあるのか、その辺もちょっと御報告をいただきたい。これはかなり大変な作業になると思いますね。

それから、ここに書いてあります流水の占用ということで、毎秒1立方メートル34万円ということになっておるんですが、これは法令なんか見ると、川面を使って漁業をしたりということも書いてあるんですが、ここで言う流水の占用となると、その河川に例えばある工場が放流をしとれば、それは1つの占用になるのか。そして、1立方メートル34万円ということですから、これは年間ですね。そういうものが具体的にそういうものに該当してくるのか、御説明をいただきたいと思います。

当然、先ほど言いましたような普通河川の管理条例には環境面の規定もありまして、これは普通河川管理条例4条の行為の制限ということに書いてあるわけですが、ここの行為の禁止の中で、塵芥というのは、これは人糞というか、そういうものを流してはいけないと読むんでしょうかね。それから、汚物等その他これらに類するものを投棄してはいけないということになりますから、こういう環境面からも河川法できちとうたわれますから、先ほど課長が言われたように、治水というものが中心で、それが終わったら環境面にも少し配慮していくような1つの位置づけを言われましたけども、こういうように自治事務となって市長の権限が強まるということは責任も伴うわけですから、そういう点での環境に対するものも実際やっていかないといけないと思うのですが、そういう面についてどの程度やろうとするのか。やるについては、どれぐらいの仕事量なり予算なり、いろいろボリュームが出てくると思いますので、

そういうものはどのように予測しておるのか。

まさしく都市施設の中では一番最後に私たちが使う公共施設ですね。ここに、自治事務でなかったからということかも知れませんが、余り地方自治体の責任ある行動がとられてこなかった。予算面についても、そういう環境面、川を汚染させないという面での対応が私は十分でなかったと思うので、これを契機にそういう面にも力を入れていかないといかん法的な1つの根拠になったんじゃないかなと思うので、そういう面での対応について御説明をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） ただいま御提案ありました小山議員の質問でございますけれども、まず機関委任事務から自治事務に変わったことで、将来の展望ということでございますけれども、御案内のように河川法と申しますのは、明治時代につくられたものでございまして、戦後、昭和30年代に水系一貫主義ということでつくられました。

と申しますのは、水系、例えば淀川水系ですと淀川水系で一括して管理しなさいと。淀川の上流、琵琶湖も含めまして、または奈良の青蓮寺湖も含むんですけれども、すべて淀川水系でございます。行政界、都道府県界とか市町村界にとらわれずに水系で一括して管理しなさい。洪水のおそれと申しますのは上流から下流へ行きますので、その洪水のおそれを防除するためには、行政界ごとの管理ではなく、水系で管理しなさいという趣旨のもとでつくられました。

その後、この水系一貫主義は、洪水の防除という点ではかなり効果があったんですけれども、いかにせん行政ごとの地元の特徴というのがかなりほごにされてきました。例えば、都心部におけるかみそり護岸でありますとか、このあたりのコンクリートの護岸がかなり問題となりました。

そこで、平成六、七年ごろから河川審議会の方でいろんな答申がございまして、それを受け7年、8年、河川法の改定が相次ぎました。その中で、従来の水系一貫主義から地元の意向を尊重することに河川法も変わってまいりまして、その流れを受け、この準用河川の方につきましても都道府県からの機関委任事務ではなく、泉南市独自

の自治事務として管理ないしは改修を行いなさいということになりました。

しかしながら、まだ現在におきましては、機関委任事務から自治事務に変わったところで、すぐ仕事の内容が変わるわけではございません。準用河川につきましても、御案内のとおり現在宮川と柳谷川で改修事業を行っております。その改修事業につきましても、従来の治水安全のための改修事業でございますので、本市につきましても、この河川の改修をまずは進めてまいりたいと考えております。

それから、準用河川についてでございますけれども、先ほど申しましたように、泉南市の準用河川は宮川と柳谷川でございます。改修の計画する延長は、それぞれ約1キロ程度でございます。

以上でございますけれども、機関委任事務から自治事務に変わったことに対する将来の展望につきましては、今後の課題と考えておりますので、泉南市としましては、まずは治水安全を第一に改修を進めてまいりたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 流水の占用は。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 流水の占用は今調べておりますので、もうしばらくお待ちください。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

流水の占用でございますが、先ほど課長が申し上げましたように、準用河川というのは、先ほどお話ししました柳谷川と宮川の2河川でございます。そこで、流水の占用というのは、ちょっとはっきりとは確認してないんですけれども、魚の養殖とかああいう形のものだと思うんですけれども、ちょっと調べさせていただきます。

議長（嶋本五男君） そのまま暫時休憩してください。

午後2時15分 休憩

午後2時17分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） どうも失礼しました。先ほど魚の養殖とかいろいろ言いましたけど、そ

れは間違いでございました。訂正しておわびいたします。

占用料といいますのは、工場が直接水を使う分の占用料でございます。例えば、染色工場で染色、染める水に使うとか、工場ができて、工場に対して冷却水に大量に使う水とか、そういう占用料のことでございますので、おわびして訂正させていただきます。どうも済みませんでした。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、泉南市では該当するところが2つの河川というように御答弁いただいたんですが、河川法でいくとその他は全部準用河川と、こうなるんですね。市長が指定せなにかんわけですけども、要するに一級、二級以外は準用河川と、こうなるとでしよう、河川法では。

そうしたら、ほかにいっぱいあるわね、そういう川というのは。蟹田川にしても大里川にしても、それは一体だれが管理しとるんですか、法的には。それは指定ができるんじゃないですか、法の建前からいうたら市長が指定するものやから。河川法でいうと一級、二級以外はその他になって、それは全部準用河川となるとでしよう、位置づけとしては。そうすると、今言った川はだれが管理するんですか。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

市の条例の中には普通河川というのがございます。先ほどの準用河川というのは柳谷川、宮川ですか、それが準用河川であって、今度市の管理になったということでございます。普通河川というのは、柳谷川と違って紺谷川とか、それに大里川とか、いわゆる中小河川が幾つもございます。それはもともと市の管理でございました。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 今、100条の1項で出されとるんですね。100条の1項のところには、一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したのについてはいわゆる準用河川と、こうなるとるんですね。普通河川というのは、じゃ準用河川よりまだいわゆるランクが下ということですか。それも条例においては、当然その適用――

これでも二級河川の法令が全部適用されると、準用河川もね。

普通河川もおそらくそういう構造からいえば、適用は二級河川、一級河川で決められている法律の内容を全部守っていかないかと、こう読めると私は思うんですけど、こういう解釈でいいんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 準用河川と申しますのは、河川法を準用するということでございます。普通河川には河川法は準用しておりません。例えば、工作物の設置ですとか河川の保全区域ですとか、河川法を適用しますと技術的にかなり難しい面が出てきますので、蟹田川等につきましては河川法は適用しておりません。今申しました市内の2河川、柳谷川、宮川につきましては、河川法に準じた法律、規則等を適用いたしまして、国の補助金をいただいて改修していくということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、泉南市が既に定めておるこの条例については、いわゆる自治事務として運用しておると、そういうことですね。だから、準用河川は自治事務でなかったのが、今回普通河川と同じような扱いで泉南市が責任持つと、こういうことですね。

いろいろ問題になってる、河川の不法占拠されとるようなところが多々あるんですが、そういうものが今までも取り締まりがちゃんとできるのに、自治事務として市に責任があるのに十分なされてなかったと、こういうことになるんじゃないかなと思うんですが、やはりこれを契機に今の普通河川扱いになってるもの、いわゆる泉南市が独自で管理をしとる、この条例にうたわれておる趣旨ののっとり、もう少し河川管理をきちっと私はしてもらわないといかんと思うんですが、こういう現在施行されておるこの条例の運用は、この条例に照らしてちゃんとやるとるのかどうか、どういう認識をしとるのかどうかですね。そのことにおいて、今後どうするのかということをお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 今回御提案申し上げました準用河川につきましては、従来より機関委任事務ではございますけども、河川法に準じて管理、改修を行ってまいりました。いかなせん河川は人工物ではありませんで天然のものでございますので、それぞれ流域の歴史、それから洪水等の経過がございますので、そのあたりの経過を踏まえながら、今後も河川の管理及び改修に努めてまいる所存でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。5回目ですから。

2番（小山広明君） 天然のものでありましてということで、ちょっと引かかるんですけどね。やっぱりそういう公の施設が個人によって占有されてるといことになれば、それは天然にしたわけじゃなしに、意図的に当初はやっとなるわけですね。知らんからやったということも言えるかもわかりませんが、それはちゃんとそういうものを理解させる公的な広報も必要ですし、自分のものではないところを使うのは、知らんかったから使ったということは通らないわけですから、そういう点では河川そのものは天然でしょうけども、そこを占有したり自分のものにする。それが何年も長く放置されておる状態を見て、天然とは言えないと思うんですね。

泉南市には、私も川に興味があって歩くんですけども、本当に川の中に建物がつき出とったり泥上げ場もなかったり、川を歩けないとか、いっぱいありますよ。それはちゃんとやっぱり行政として法があるわけですから、それにのっとって整備をしてもらわないと、そういう何か逃げの答弁では困りますので、その辺はもう少しきちとやっていただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。———北出君。

21番（北出寧啓君） ちょっと簡単に二、三をお聞きします。

まず、改正河川法の要点を簡単におっしゃっていただいて、それを準用河川に対してどのように適用していらっしゃるのかということ。それと第2点として、大里川とか蟹田川とか屯道川というのが普通河川であると。前に下水道工事についてもいろいろ問題は出たわけですけども、その

ところを河川法は適用されないということですけども、じゃ市としてはどういう考えでその普通河川の管理を行っているのか。わかりますか。聞こえてますか。その点ちょっとお答え願います。

それと、3点目として、何度かいろいろな議員が言われた普通河川に対する占有に対しては、今どのような形になってるのかということ。

第4点として、この条例は流水占用料、土地占用料というふうな形になっておりますけれども、河川法が適用されるとしたならば、ここには明示されてないですけども、環境という問題をどんなふうに考えていらっしゃるのか、その辺の配慮をどのようにされているのか。

以上4点についてお答え願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 今、御質問のあった北出議員の4件についてお答え申し上げます。

まず、1点の準用河川に改正河川法の適用をどのように進めるのかという点でございますけども、泉南市域の準用河川は、川幅、それから流量、それから水深という諸元をとりましても、一般の二級河川、一級河川とはかなり違うものがござい

ます。環境を取り入れた多自然型工法も、一部府内でも金熊寺川初め取り入れられておりますけども、河川幅がかなり広くなるとか、それから地形上余り急峻でないところに多自然型工法が適用できるということで、泉南市内の準用河川にすぐさま河川法の趣旨、特に環境面を取り入れた工法を採用するのは、いささか早急だと認識しております。

ただ、今後二級河川の方で河川整備方針並びに河川整備計画が立案されましたときには、その趣旨にのっとり準用河川宮川、柳谷川の管理ないしは改修につきまして、多自然の工法を取り入れますとか、それから地域住民の方々の意見を取り入れて整備をしていきたいと思っております。

それと、2点目なんですけども、大里川等の普通河川の改修並びに管理はどうなってるかということだったんですけども、普通河川につきましては、普通河川管理条例で管理しております。ただ、改修はと申しますと、一般会計の方で排水路維持

改修費でありますとか、河川維持改修費がございまして、その予算でしゅんせつ、それから一部水路改修等行っております。

ただ、計画的な改修につきましては、普通河川の上に下水道計画をかぶせまして、下水道の雨水管渠として計画、整備をしていく計画でございます。

それから、第3点目なんですけども、普通河川等につきまして土地の占用でございますけども、先ほど申しましたように、普通河川といいますのは人工工物ではございませんで、過去からの流水の形態、それから土地利用の形態等がかなり複雑に絡まっているものだと考えております。したがって、条例の趣旨からは適正に管理することはもちろんなんですけども、今申し上げましたような過去の経緯、それから地元の利用状況を踏まえながら、今後もより一層適切に管理してまいりたいと思っております。

4点目でございますけども、環境への配慮という点でございますけども、河川をどのようにとらまえるかによってかなり変わってくると思います。現在、泉南市域の河川の整備状況から申しますと、まずやはり治水安全度を高めたいと、かように考えております。我々泉南市が事業を実施いたします準用河川柳谷川、宮川につきましても、河川の幅が狭いでありますとか、比較的山間部に位置している等を踏まえまして、まずは河川の流れをよくするような改修を目指して、今後とも進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 簡単にお聞きしたわけですけども、あと最初の質問で改正河川法が変わった点ですよね。だから、環境ということと市民参加ということがあるわけですよね。その点の問題を宮川、柳谷川にどう適用されてるのかということで、それも構わないですけども、しかし今あなたのおっしゃったことは、あくまで治水中心だということでおっしゃられた。そうすると、河川法は変わってないわけなんですよ。わかりますか。

改正河川法というのは、あれは環境に配慮と市

民参加、住民参加ということを協議するということが基本的な転換点なんですよ。今のあなたの御発言だと、それが全く否定されてしまう。旧来の河川法の枠組みの中しか動いていないということなんです。そういう発言は問題ですよ。

それと、さっき早急にというのは、現実的にはよくわかります。例えば、宮川とか柳谷川は河川幅が狭いからそういった多自然型工法がとれないとか、そういうことはよくわかります。ただ、その問題といわゆる法改正の問題点を混同されては、非常に今後問題が出ると思うんで、もう一度それを答弁してください。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 今、北出議員の方から再度御指摘がありました改正河川法と準用河川への適用でございますけども、確かに河川法といいますのは、平成8年、9年とかなり環境への要素を取り入れたり、住民参加の過程を取り入れたり、かなり変わってきております。

ただ、新しいやり方は、私の知る限りでは一級河川の京都の方にあります丹後川でしたか、由良川で現在河川の整備基本方針が住民参加の形で取り入れられていると聞いております。その手法そのものは、私は否定するつもりはございません。ただ、河川といいますのは法律的にも歴史が古いものでございまして、現在二級河川、一級河川につきましても、河川整備方針の前の形、工事実施基本計画というものがございまして、それにのっとり現在工事中でございます。

宮川、柳谷川につきましても、全体計画 専門用語で全計と呼ぶんですけども、全体計画という中で工事を進めております。これはここからここまでを改修しなさいということで、建設省の許可といいますか、認可をいただいてやっているものでございます。現在のところは、その計画に基づいて河川の事業を進めてまいりたいと考えております。

ただ、その計画が終わった時点、新しい計画をつくる際には、先生の御提案になったような改正河川法の趣旨にのっとり、多自然、環境を取り入れたり、または地域住民の方々の意見を取り入れたり、そういう手法を探っていきたいと考えて

おります。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 今の御発言でも、ちょっとまだ改正河川法の位置づけが事業部、下水道部いろいろ、今後事業部は統括されるわけですが、その辺の環境への問題をもっと自覚的にやっていただかなければ、まさに治水・利水という枠組みで明治からの流れ、単に水の流下だというふうな判断に矮小化されてしまいますので、その辺はくれぐれも留意していただけるように意見にかえさしていただきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 河川環境については若干改善されたというものの、まだまだ住民に非常に迷惑がかかっている地域もあるように伺っております。先ほど答弁の中で、今住民が非常に迷惑している。それを踏まえた上で、引き続き府の岸和田土木の方に再度要請をしていきたいという答弁がございました。

また、今回の管理条例について、河川法に基づいて住民の意見をよく聞きながら再度考えていきたいと、そういう答弁があったように思いますが、確認しておきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 二級河川の中での種々の項につきまして、住民の方々に迷惑をかけている点につきまして、それにつきましては、岸和田土木事務所の方に申し入れを今までもしておりますし、今後もしてまいります。

また、住民の意見を取り入れるということなんですけれども、これにつきましては、市が管理している準用河川と府が管理しています普通二級河川等では扱いがおのずから変わってくるわけですが、今までも住民の意見を聞きながら、管理、それから改修をしてきたわけですが、今後は現在の全体計画並びに工事実施計画が終了した時点で、新しい計画をつくるときには、またもっと今までは違った形で住民の方々の意見を聞きながら、工事の改修計画並びに管理の方法等を種々模索していきたいとは考えております。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 先日、地域住民の方の関係者が集まって、いろんなこの問題についての意見が出されたと同っております。その中で、樫井川を挟む中で先ほども出てきましたけども、おいの問題も非常に大変大きく迷惑がかかっている。市の方もこれを手助けするような形で、焼却灰をそこへどんどん運んでいるという話を伺ったんですけども、この点はどうなのでしょう、お聞きしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 奥和田さん、議案から大分外れてきてますんでね。河川法の改正なんで、こちらのところをちょっと配慮してやっていただきたいと思います。この河川法に従ってひとつ御質問の方をもう一度お願いします。奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 私は環境面の立場から言ってるんですけども、河川環境についての質問をしたつもりなんですけども、これは環境について非常に大事な問題だと思うんですね。

じゃ、樫井川の今の全国でもワーストワンというものが今年の12月に出ておりますけども、この環境問題というのは非常に大事な問題です。それに基づいての質問なんですけども、住民が非常にこの問題について苦慮していると伺っておるんですけども、これは全く取り上げられないと、そういうことなんでしょうか。それならそれで結構です。

議長（嶋本五男君） 河川法の改正に従って、今の環境問題と別にひとつ質問していただきたいと思っております。奥和田君。

9番（奥和田好吉君） よく承知した上でやっております。

議長（嶋本五男君） 広がっていくとちょっと困りますんでね。議案からだいぶ外れてまいりますので、これはちょっと答弁させられませんので。ほかにございませんか。———奥和田君。

9番（奥和田好吉君） これは環境に非常に大事な、取り離せない問題だと思うんですけども、いわゆる準用河川管理条例のこれから出発するという大事なところなんですよ。

議長（嶋本五男君） 管理条例の中身に入ってもらって、それで言ってもらわなかったら、環境問題をやられますとちょっと方向が違ってまいりま

すので、ちょっと答弁させられませんので。下水道部にその答弁をさせられませんのでね。

〔重里 勉君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

16番(重里 勉君) ただいまの質問につきましては、かなり議案と離れておりますので、議長の方で最大限の配慮をお願いします。

議長(嶋本五男君) 奥和田君。

9番(奥和田好吉君) 109ページの中に第1種から第5種までありますけども、この第5種の中の流水占用という1立方メートル、これの答弁が先ほどちょっと納得いかない点もあったんですけども、もう一度御答弁願いたいと思います。

議長(嶋本五男君) 岡田整備課長。

下水道部整備課長(岡田敏男君) 流水の占用についてお答え申し上げます。

河川の沿線沿いにあります工場等の施設で河川の水を使うときに、その量に応じまして占用料金をいただくものでございます。

議長(嶋本五男君) 奥和田君。

9番(奥和田好吉君) そういうところが現実にあるんでしょうか。

議長(嶋本五男君) 岡田整備課長。

下水道部整備課長(岡田敏男君) 準用河川宮川、柳谷川につきましては、現在のところございません。準用河川宮川、柳谷川につきましては、現在そのような流水占用料を取っているところはございません。

議長(嶋本五男君) 奥和田君。

9番(奥和田好吉君) じゃ、ここに載ってる分は、今後あると想定しての上なんでしょうか。

議長(嶋本五男君) 岡田整備課長。

下水道部整備課長(岡田敏男君) この条例は、機関委任事務から自治事務に移行したものでございますので、今までの機関委任事務の中身を踏襲したものでございまして、特にあるところを特定してつくったものではございません。

以上でございます。

議長(嶋本五男君) ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(嶋本五男君) 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第17号 泉南市手数料条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

議長(嶋本五男君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役(遠藤裕司君) ただいま上程されました議案第17号、泉南市手数料条例の制定について御説明を申し上げます。111ページでございます。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が平成12年4月1日から施行され、関係法律の一部が改正されることに伴いまして、戸籍関係の手数料など機関委任事務の廃止により条例で定めることとされたもの、及び犬の登録手数料など新たに権限移譲された事務に係るものについて、手数料条例中に新たに規定する改正を行うものでございます。

また、これに合わせまして、情報公開及び個人情報保護制度におきまして、1枚を10円とする公文書の複写手数料などの手数料を徴収する規定を新たに設け、並びに住民基本台帳の写しの閲覧手数料に係る計算方法について、現行10世帯を1件として徴収しているものを1世帯を1件とし、及び火災または事故等に係る証明書の交付手数料につきまして、現行1件につき100円としているものを200円とする改正を行うほか、その他必要な規定整備をあわせて行うものでございます。

簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(嶋本五男君) これより質疑を行います。質疑はありますか。——小山君。

2番(小山広明君) 今、説明いただきまして、今回の法律の改正によって新たに加わったものは、犬の登録ということでは言われたんですが、これは

従来は大阪府がやっておったと思うのですが、この件についてどれぐらいの需要というんですか、利用があると見込んでいらっしゃるのかですね。

これに関する自治事務をする場合の事務経費というのは、この登録手数料で賄えるようになってくるのか、何かほかにいろんな補助金なり何かがあるのかどうかですね。ほかに今回の提案で新たに加わったものについて、あれば特徴的に御説明いただきたい。

それから、この情報公開条例における1枚10円の分については、他市の状況はどうか、これもちょっと御説明いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 小山議員御質問の手数料の30番から33番の飼い犬登録の件でございます。

この分につきましては、従来保健所のお阪府の方が管轄しておりまして、今回ことしの4月から市の事務という形で移管されるものでございます。そして、従来この経費につきまして、大阪府の方から実はこの飼い犬登録の手数料というのが補助金に入ってたんですけども、今回から市の手数料ということになりまして、その分でこの飼い犬登録の分の事務を行っていくということでございます。

ですから、この額につきましては、大阪府が従来取っておりましたその額について、市としても今回いただくということになりまして、この手数料でこの飼い犬関係の事務の分については執行していけると、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） この手数料条例の改正に伴いまして、先ほどから提案理由でも説明をさせていただいておりますように、いろんな関係の中での整理ということでございますけれども、今回この条例の中では、表を見ていただいたらわかりますように45項目入っておるわけでございますけれども、この中には従来からある部分もでございます。それと、先ほど説明いたしましたように、機関委任事務が廃止されたことによりまして、手数料規則から手数料条例に変わったものもございます。

それと、今言いましたように、市の自治事務となったもの、これは犬の関係でございますけれども、これも4項目ほどございます。それと、手数料令により規定されている戸籍に関する事務の手数料を泉南市手数料条例により規定したのもございますし、手数料条例によりまして一覽性を確保することから、より適当と考えるものにつきましてここに整理をしたものですね。それと新たに制定したものといたしましては、42番でございますけれども、情報公開条例の関係の手数料でございます。

それと、現行のその他の証明等の形でまとめたものについて、新たな徴収事項として表示したのも5件ほどございます。それと、額の変更ですね。それと、徴収事項の表示を一部改めたというものがございます。それらを合わせまして、今回45項目提案をさせていただいておるものでございます。

それと、情報公開条例の他市の手数料関係の状況はどうやという御質問だったと思いますけれども、本市の場合も昨年9月に提案させていただくまでにいろんな議論をさせていただいた中で、情報公開条例については、コピー代程度という形で議会等からも御意見をいただいた中で、そういう形にさせていただいたということでございますし、各市も大体そのような形、1枚10円程度の形での手数料が一般的ではないかなという関係で、今回閲覧については無料、コピーについては1枚10円ということで規定をさせていただいておるものでございます。ただ、大きな図面等につきましては、別に実費という形を定めておるところでございますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 犬の登録にどのぐらい来られる予定なのかですね。余り最近犬の鑑札というのは聞いたことがないように思うんですけども、それは鑑札を受けてちゃんとやってるのが実態なんですか。それは犬を一々市役所にみんな連れてくるのかな。

そういうようなことで、実際の犬の、これは全く新しく市町村の事務になったというんで、ある

人に言わせると、地方分権というのは犬の鑑札だけやとやゆして言う人もいらっしゃるくらい特徴的なんですね、この犬の鑑札が市町村のことになったというのは、どのような事務が実態になってくるのかですね。3,000円ですから案外高いので、これで事務に係る費用は全部賄えるということになっとるのかですね。

それから、先ほど中谷さんでしたか、今までよりは額がふえたものという表現があったんだけど、額がふえた分だけでちょっと言うてください。どれがどう変わったのか、ふえた分だけで結構です。議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） まず、22番、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、これは今まで10世帯1件ということにしていたのを1世帯1件ということで、規定を変えたということでございます。

それと、43番、44番につきまして、火災の関係、傷病者の搬送の関係ですけども、これは改正前が100円だったものが今回200円ということでの改正でございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 平島健康福祉部参事。健康福祉部参事兼保健推進課長（平島長史君） 小山議員の何頭いるかという犬の登録なんですけど、99年末現在で2,608頭あります。それで、平成12年度に予算を計上しておりますのは、飼い犬登録手数料としまして、単価3,000円×300頭を予定しておりますして90万円、それと飼い犬鑑札再交付手数料としまして単価1,600円で10頭分、それから注射済票交付手数料としまして単価が550円掛ける800頭で44万円、それから注射済票再交付手数料、単価340円で10頭分3,400円を計上いたしております。合計135万9,000円の歳入を見込んでおります。この費用で事務費は賄えております。

どうぞよろしくをお願いします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第18号 泉南市危険物規制事務手数料条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第18号、泉南市危険物規制事務手数料条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成12年4月1日に施行されます地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により消防法の一部が改正され、危険物に係る規制事務が機関連任事務から自治事務とされることに伴いまして、当該事務に係る手数料について条例により定める必要から、本条例の制定について地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、121ページでございますが、第1条に趣旨を、第2条に手数料の額、第3条に徴収の時期、第4条に免除、第5条に委任の規定を設けております。

第2条の「手数料の徴収に係る事項、区分及び金額は、別表のとおりとする。」につきまして補足説明をさせていただきます。議案書の122ページから135ページまで記載のとおりでございます。地方自治法第228条第1項に基づく地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定によるものでございます。

なお、施行の期日につきましては、平成12年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。
質疑はありませんか。———島原君。

17番（島原正嗣君） 簡単にお伺いをいたしたいと思いますが、今、助役さんの方から提案理由の説明をいただいたわけですが、どうも化学ぐらいいやっておかないと、この項目の解釈はちょっと難しい部分もあるんじゃないかなと思うんですが、具体的にちょっと大まかなとこでいいんですが、教えていただきたいんです。

この条例の施行に当たって、本市内でどれぐらいの件数があるのか、該当所があるのかですね。それと、もう一つは関西空港との関係であります。関西空港も油を置いたりいろんな危険物も置いてると思うんですが、これらはどの部分に該当するのか、教えていただきたい。

それと、130ページ、ちょっと抜粋して131ページに関連するんですが、ここに基礎・地盤検査とあるんですが、これももちろん内容とタンクのキロリットルと、それから徴収する金額を書いてあるわけです。131ページの溶接部門検査というのもあるわけですが、これは読んで字のごとくですけども、これは事業者から申請があった部分をこのような形で適用させていくと、こういうことになると思うんですが、先ほど申し上げましたように、専門的な知識もないと、一定の判断もしかねる部分があるのではないかなと思うんですが、これらの対応については、具体的にどう対応しておるのか、御答弁をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） 島原議員御質問の件についてお答えいたします。

まず、第1点目の危険物の施設の数でございますけれども、現在のところ施設数といたしましては、平成10年で169施設でございます。それから、関空でございますけれども、これにつきましては、特定屋外タンク、大体1万2,000キロリットル入りのタンクが8基、それからそれ以外のタンクですけども、下がりますけども、これが9基、そして現在その特定屋外タンクを2基増設中でございます。最終的には計14基になると、こう聞き及んでおります。

それから、131ページの溶接部検査でございますけれども、これは申請があった時点で、本来ならば各市町の消防本部が検査をいたしますが、この溶接部検査といいますのは、特定屋外タンク貯蔵所に係る部分でございます。危険物技術保安協会というところに依頼をして検査をさせていただくということでございます。

それで、泉南市におけるこの特定屋外タンクというものは、現在ございません。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） この表でいろいろ項目別にあらわしてるんですが、今御答弁のあった関西空港分の関係は、どこに該当するんですかね。1万2,000キロリットルの関係のこの区分徴収額は、どこに該当するんですかね。

前後して恐縮ですけども、169個という市内での危険物の事業所なんですが、これは一般的にプロパンガスとかああいうところも意味するのか、もっとそこらあたり具体的にお答えをいただきたいと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） お答えいたします。

まず、関西国際空港の方でございますけれども、これは特定屋外タンク貯蔵所といたしまして、危険物の数量でいきますと、124ページの一番上にあります貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満、この分に入ってきます。

それから、市内の危険物施設の推移でございますけれども、これにつきましては製造所で4、それから屋内貯蔵所で19、屋外タンク貯蔵所で22、屋内タンク貯蔵所9、地下タンク貯蔵所41、簡易タンク貯蔵所3、移動タンク貯蔵所9、屋外貯蔵所2、それから給油取扱所といたしまして営業用で18、船舶1、それから家用が8、それと第1種販売取扱所2、それとあと一般取扱所が31、計169施設となっております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これは消防署の方で御苦労願っているようですけども、これはあくまで

も危険物取扱資格ですか、資格要件はそういうものが必要だと思うんですが、これに対応する職員さんは、もちろんただ事業所からの申請だけではなしに、市として例えば100基なら100基タンクを持っておると、そういうとこなんかの再確認というんですか、点検等はなされているのかどうかですね。

これは条例の関係で料金とか文言とかの表現の修正だけですけれども、そういう現実にその危険物に対する、今、消防長から御答弁いただいたところに対する検査なり再確認はコンサルを使うてやられていると、こういうふうな御答弁ではありましたが、消防署の中にはそういう検査に行ったり調査に行ったりするような資格要件を満たしている方はいらっしゃるのかどうか、これが1点です。

もう1つは、例えば空港島は御存じのように3等分してますわね、泉佐野分、田尻町分、泉南市分と。特に、泉南市分は南の端っこに属してますから、御存じのように重油タンク——重油タンクか何かわかりませんが、飛行機用の燃料タンクというようなものをかなり設定されてるんですが、その部分もこの危険物の中に含まれてるのかどうかですね。

それと、関西空港2期工事の場合は、そういう危険物的な要件は含まれてるのかどうか、わかっている範囲で結構ですから御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） お答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、一応危険物を立入検査する場合につきましては、予防課の課員でやっております。その者につきまして、危険物の取扱者の免状があるにかかわらずこれはできるということでございますので、現在のところ、その取扱者が免状を持ってるかどうかということちょっと把握しておりません。

それで、平成10年度におきましては、立入検査ですけれども、これが施設数169施設で実施件数が144件しております。そのうち指導件数が55件あったということでございます。

それから次に、関空の関連でございますけれど

も、この数字の8件につきましては、泉南市の方の危険物施設の中には入っておりません。これは泉佐野市の方に委託しておりますので、泉佐野市の方の危険物施設の中に入ってくるということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これで4回目になるんですが、泉南市域ですか、3等分してますわね。一般的に泉南の場合はビルも何もないと、ある意味では備蓄タンクとか石油タンクとか、そういうようなものしか該当しないわけですけれども、私の聞き方がまずかったかどうかわかりませんが、現在泉南地域の中にある備蓄タンクなり飛行機用の燃料用タンクの部分の危険物については、これは泉南に入らないということなのか、泉佐野市の所管の部分だと、こうおっしゃったように聞こえたんですが、それをひとつお答え願いたい。

それと、この危険物の検査については、当然電気でもどこかの電気何とか士という管理する資格がないとできないわけですけれども、今消防長の御答弁でございますと、何かそれがなくても検査はできるんだと、こうおっしゃってるんですが、本当にそういうことでいけますか、ちょっと御答弁をいただきたい。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） 関空の危険物施設につきましては、一応泉南市域でありましても、泉佐野市に消防事務を委託しております関係上、泉佐野市の消防事務の中に入ってくるということでございます。

それから次に、立入検査におきまして職員のそういう免許状の所持でございますけれども、これは別段そういう危険物取扱者とかというような免状がなくても立入検査ができるということでございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう一度お伺いしますが、確かに消防署自体は泉佐野市域の中にあるかもわかりませんが、うちの方も応分の運営費が何かちょっと出してるわけですが、私は基本的には固定資産税と同じようなもので、備蓄タンクそのもの

が、事務では確かにそうですけれども、固定資産税もそうですけれども、田尻町にとってみれば田尻町の固定資産税を払わないかん、泉南市域にタンクとか物を建てれば、そこに固定資産税というものが当然かかってくるわけですが、今の御答弁ですと、もう一度お答えをいただきたいんですが、泉南地域の部分にある備蓄タンク等は、消防関係の事務的な手続もそうですが、一切泉南市にはなくて、そういう部分の今個々に明示されている金額は泉佐野市に入っていると、そういう解釈でよろしいんか。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） 先ほどからも答弁させていただきましたように、消防事務について泉佐野市の方に委託しておりますので、それに係る申請、それから完成前検査、そして完成検査というようなものにつきましては、すべて泉佐野市の方でやっていただいております。それに対する手数料につきましても、これは検査を実施する泉佐野市の方に納めていただいているというのが現状でございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） これは、今までは規則とかいうところではきちとした金額は出ておらないように思うのですが、初めてこういうように条例の中にこういう具体的な金額として出ておるわけですね。これが自治事務になれば、当然責任も市の責任になると思いますし、危険物ですから、何かそういう事故があったときの許可権者としての責任というのは、どのようなことになるのかですね。

当然、専門の保安協会ですか、先ほど言っておられたところに委託するのはわかるんですが、委託する人もある程度の——ある程度と言ったらおかしいけども、ちゃんとそれが技術的に把握できないと、無責任のそしりを免れないんですが、そういう点でこういうものがより自治事務として、許可者の責任というのは当然あるわけですからね、対市民に対しても。そういう点での責任というのは、物が物だけに大変シビアなものになると思うんですが、それはどのようなことに運用面でなってくるのかですね。

我々もこの中を見てもなかなか専門的なことで、議会で議論するというでも、中身がほとんどわからないままひとつ判断せないかんという立場になるんですが、そういうものについて、やっぱり消防署にはそういうものがちゃんと理解できる方が職員としていらっしゃるのかどうか、そこをお聞きしておきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） 今回の条例の上程につきましては、今もそうですけれども、消防法に基づきまして危険物の規制に関する政令で消防の手数料条例を定めております。これに基づきまして、国からの機関委任事務として泉南市がやっておったと。ところが、4月1日から地方分権に伴いますので、これが泉南市の自治事務になったということで、今回上程さしていただいたわけでございます。ですから、この手数料につきましては、今まで条例ではなく、そういう消防法に基づきまして危険物の規制に関する政令で定められていたものが、今度は条例になったということでございます。

それから、こういう危険物施設の事故の関係でございますけれども、これは当然、設置するとき、設置から完成までの間は消防本部で検査をいたします。それで完成検査で合格いたしますと、後は今度は申請者の責任ということで、事故があった場合には申請者の方で対応することになっております。

それから次に、こういう職員でございますけれども、予防課員で任命いたしますと、立入検査ですね。対象物、それからこういう危険物施設の立入検査を行う。それで、消防法に基づきまして検査をやっていくと。長年の技術というんですか、勉強を培っていただいてこの事務をやっていくということになるわけでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 予算書でも手数料というのはほんまにわずかなんですね。49万3,000円ということなんですね、12年度予算でも。これ見ると、大きいのになれば1件だけでも1,100万とか、関空を抱えるわけですから、そういう大

規模施設があるのではないかなと思いますが、そういう点でこの四十何万で、後で補正するんかどうかわかりませんが、かなり少ない金額になってますね、手数料が。

しかし、減免措置もあるから減免措置があるのかなと思うんですが、その減免措置対象がどれくらいあって、実際の事務量ですね。減免をやると何ぼそのお金を取れても取れないわけですから。

それと、先ほど御答弁いただきましたけど、やっぱりこういう専門的な1つの職員がないと、委託してもそれよりも上回るレベルの技術がないと、それはお任せになって、市民から見れば、市民はそれはチェックできないわけやから、役所がチェックしてるということで安心するわけですね。

完成するまでは検査に行きますけども、完成後何かあったら事業者の責任や言われても、いや、市の許可をもらってますということがあるわけですから、それで市民は安心するわけですので、やはり許可したことの責任はあるんじゃないでしょうか。溶接なんて外から見たってなかなかわからない。どういう検査をするんかわかりませんが、やっぱりそれをやる人間がちゃんとおらないと、私は市民に責任を持った行政ができないんじゃないかと思うんですが、そういう人というのは具体的におるんですか。そういう検査をするちゃんと技術力を持った人がおるんですか、これ。（「委託するんや」の声あり）委託したって、する人間が何もわからへんかったら、それはチェックできへんわけやからね。そういうことで、ちゃんと職員の中にそういうものがきちっとわかる人を配置しておるのかですね。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） この減免でございますけれども、今までは国の機関委任事務でございましたので、減免はございません。ただし、今度から市町村の自治事務になるということで、この減免規定を設けさしていただいたというわけでございます。現在のところ、泉南市におきまして危険物を扱っておりますのは、この市役所のところにあります地下タンクとか、それから鳴滝第二小学校にありますボイラーの地下タンクですね。こういうのが若干あるだけでございます。

それと、あと設置したときの責任ですね。それと職員の専門家というものでございますけれども、これにつきましては、やはり長年予防行政をやりまして、その中で勉強して培っていくと、そして検査に行く。

だから、検査につきましても、技術的な検査になりますと、先ほどの島原議員の質問にもありましたけれども、溶接部検査とかそういうことになってきますと、これは専門というんですか、そういう専門、機械を使って検査をするわけでございます。そのときには、先ほども言いましたように、危険物の技術保安協会、ここの方に委託をするということでございます。

その他の場合につきましては、一応水張り検査とか水圧検査で溶接部から水が漏れないかということで、軽いハンマーでたたいたりして検査をして、合格であればそれで水張り検査済証というのを発行してるのが現状でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、委託をするのはわかるんですわ。それはそこがちゃんとやるんでしょうけど、泉南市の消防署の中にそういうものの知識を持った方がおらないと、私はだめだと思いますよ。それは技術職ですから、そんな2年や3年交代にかえられたら困るわけですから、そういう技術職として、泉南市にもそういう技術職がありますわね、そういう専門職というのは。

危険物なので、例えばガソリンスタンドなんかたくさん泉南市内にありますね。ガソリンスタンドの地下タンクなんていうのはどう対応するんかわかりませんが、そういう具体的な説明ないからね。いろんなそういう営業用のタンク、高压タンクとかいろいろあるし、そういうものも全部その対象になるでしょう、危険タンクというのは。泉南市の地下タンクのボイラータンクがそうなるんだから、当然ガソリンスタンドのタンクなんかなるんじゃないかなと。これは住宅地に密集してるわけですからね。

そういうもので四十何万というのはかなり安いんですけども、だから減免措置が何かあったかなと思ってちょっと聞いたんですけどね。だから、

市がやるものとか、市長が特に必要と認めるものは減免措置をするというようにうたわれておりますので、そこはどのようなものを必要とするのか、恐らく内的な規定はあると思いますけども、少なくともそういう専門的な職員がおらないと私は無責任だと思えますよ、これは。何ぼなれたとこでやるといったって、いろんな事故が起きとるわけですからね、データの改ざんとか。

だから、やっぱり複数のチェックが入るようにしておかないといけなわけですからね。自治事務になったときを契機として、こういう危険物の許可に対しては、やはり職員でそういうことがきちっとわかる人、議会にもそれは安心する説明をしていただけるような対応をしないとイケないんじゃないでしょうか。今はないと判断していいのかな。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） 現在、予防課員の研修とかいうものは、大阪府の消防学校においても、危険物の規制に関する研修とかいうものはございます。そういうのにも派遣をいたしまして、勉強しております。それと、あと経験、これをプラスして危険物のそういうガソリンスタンドとかいろいろ施設があるわけでございますけれども、そういうところの立入検査とか許可申請というようなときには、さしているところでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 意見にしときますけど、ないということですね、結論的には。今から研修さしとくとか、経験に基づく、そういう問題じゃないと思う、化学的なものは、何ぼ経験積んだって基礎的なもんがなかったら、それはなかなかわからんわけですからね。やはりそういう専門的な勉強をした人を採用して置く。うちだけで置くのが大変なんであれば、それこそ広域的にそういう市の身分、責任で検査する。そういう専門家は業者におられますよ、そらたくさんね。しかし、市民の立場になってそういうものをチェックする人を置くというのは、私は最低限市民に対する責任だと思いますよ。

だから、そういうことから一回御検討いただ

きたい。経験とか、長年やとったからそれで詳しくなるんだという部分もありますけども、こういう化学的なものは、そういうものだけでは対応できないですよ。僕はそう思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） 最近、灯油を積んだタンクローリー車が安売りやということで団地なんかにどんどん入ってくるわけですが、125ページの中に貯蔵所ということで積載式移動タンク貯蔵所またはと、こういうことであるんですが、タンクローリー車はどういう範疇に入るのかですね。

それから、これの調査事務手数料ですね、こういうものはどうなるのか。これはそのタンクローリー車を持っている営業所の方でやられるのか、あるいは移動してきたらその移動先でもうやるのか、その辺お示しをいただきたい。

それと、先ほど169施設について、ここの部分ではこれだけの件数だというふうに言われたんですが、参考のために、できれば議長ね、ずうっと控え始めたんですが、途中でついていけなくなって、できれば参考のために資料をいただけたらと。これは後で結構ですから、ひとつよろしくお願いをしておきたい。

以上2点です。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） お答えします。

先ほどのタンクローリー車でございますけれども、これにつきましては、125ページのケの移動タンク貯蔵所、これに該当いたしております。それで、これにつきましては、設置許可は常置場所、ここで設置許可を取るということです。

それと、あと危険物施設の関係でございますけれども、いろいろのやつにつきましては、各議員の方々にお渡ししている消防年報、この中にも記載しておりますので、ひとつよろしく御理解のほどお願いします。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可とすることに決しました。

4時まで休憩いたします。

午後3時29分 休憩

午後4時 1分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、議案第19号 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第19号、泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、指定数量未満の危険物または指定可燃物を貯蔵し、取り扱うタンクに係る検査業務につきまして、手数料を徴収するための規定整備を行い、あわせて介護保険法の施行に伴い改称される施設名について引用している部分に関し所要の改正を行うため、泉南市火災予防条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、139ページでございますが、内容といたしましては、指定数量未満の危険物または指定可燃物を貯蔵し、取り扱うタンクに係る検査について、新たに手数料を徴収することとしたことについて、47条中、「申出」を「申請」に改め、同条に4項を加え、手数料の額等、徴収の時期等、還付、免除についての規定を設けるものでございます。

次に、平成11年9月3日に、介護保険法及び介護保険法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が交付され、同政令第42条において消防

法施行令別表第1第6項口の「老人保健施設」が「介護老人保健施設」に改正されたことに伴い、別表第1(6)口中、「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、平成12年4月1日から施行するものでございます。ただし、第47条に4項を加える改正規定につきましては、平成12年7月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

2番（小山広明君） これは未満という説明ですから、一番下というのは制限ないんですか。どんなものでも全部要るといことになるんですか。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） お答え申し上げます。

これにつきましては、指定数量の5分の1以上指定数量未満のときの届け出です。これは施設です。それから、個人の事業所にあります指定数量の2分の1以上、それから指定数量未満の場合に、届け出は要りませんけれども、この泉南市火災予防条例の基準に従って設置をするということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） その5分の1とか2分の1というのは、どっかにちゃんと明記してあるんですね、条例の中に。そういうことでわかつとるはずだろうと、そういうことの提案ですか。

それから、これは具体的にどういう人が対象になってくるのかですね。今までこれは要らなかつたわけでしょう。新たに要るわけですから、どれぐらいの人がどのように対象になるのかですね。

これは「申出」が「申請」となったようでありますが、普通はこういうようなものをやらないと何かができないということでは申請に来たりいろいろすると思うんですが、ただ申請しなさいでは知らんとほうっておくというようなことも起こり

得る関係性にあるのか。これをやらないと、何かができなければそこでチェックして申請に来ますわな。こういう関係ではどういようなことになるのでしょうか。

それから、そういう小さなものもこういうようにやってきたというのは、取り締まりとか何かそういう背景があると思うんで、その辺の説明もいただければと思います。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） その件でございますけれども、これにつきましては、タンクの製造業者が申請するものでございまして、製造業者におきまして自分のところで自主試験、検査等ができる場合にあっては、その基準に適用している旨の証明があれば、これはタンク検査の必要はございませんが、そういう自作のタンク等で自主検査がしにくいタンクの業者について、申請があればタンク検査をこちらでするところでございます。

以上でございます。（小山広明君「対象とかこれが出てきた背景」と呼ぶ）

済みません。対象でございますけれども、これは鉄工所とかいうようなところで、どこかの事業所の方が依頼されてつくった場合に、こういう検査の対象になるということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） じゃ、これは製造者が対象になるということですね。先ほど個人という表現もあったので、要するに危険物を入れる容器は、製造者が認定をしないと売れないわね、普通はね。それを売るためにそういう検査を受けてやるということですが、幾つもタンクをつくるんですね、製造者というのは、製造工場の中で何か指定をして受けるのか、1つ1つのタンクで一々検査を受けるのでしょうか、これ、実際の事務というのは。

泉南の方ではそういうような対象業者というのはあるのかどうか。もちろん鉄工所もあるし、岡中のところに行ったら、あれはでかいですけども、かなりタンクをつくっていらっしゃるわね。ああいう具体的に泉南市でこういう対象にあるところがね。これは600リッター以下といたら、普通石油缶1つが20リッターだから、10缶で20

0だからかなりでかい。それでもでかいですね。ストーブとかそんなもんじゃないですわな。だから、具体的にはどういようなことに、泉南市ではもうそんな対象のものは全然ないというのが、そこらちょっと御説明を。

議長（嶋本五男君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） お答え申し上げます。

この対象業者でございますけれども、現在泉南市におきまして、これのタンクの設置業者というのはございません。ただ、こういう鉄工所とかいうところで依頼すればできますので、そういうところをつくれば、それがこれの検査の対象になってくるということでございます。

それと、600リッターということでございますけれども、これにつきましては、一応扱う危険物によって指定数量が違いますので、それによりましてこのタンクの容量も変わってくるということでございます。

ですから、石油とか灯油なんかですね。こういう場合でも灯油の場合なんかやったらかかってきますし、もうガソリンの場合でしたら、600リッターといたしますと、これは危険物の規制にかかってくるというような分でございますので、よろしく御理解のほどお願いします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第21号 平成11年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに

内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第21号、平成11年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。165ページでございます。

補正理由でございますが、高齢者人口の増加に伴う医療給付費の不足額を補正するものでございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億6,014万2,000円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては、169ページから170ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第10、議案第22号 平成11年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 議案第22号、平成11年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。議案書の171ページをお開き願います。

まず、補正の理由でございますが、平成11年度における総配水量のうち、その不足分の水量を

府営水道より受水する必要が生じたので、補正をするものでございます。なお、この補正に係ります予算の説明書につきましては、173ページとなっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

これは収益的支出の補正でございまして、節区分としては受水費7,950万8,000円となっております。この金額の内容でございますが、これは府営水道から今回の不足分として受水を予定しております101万6,400立方メートルでございます。なお、この水量に対しまして、府営水道の単価74円50銭を乗じ、さらに消費税分を加算いたしまして7,950万8,000円となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 水量が足らなくなったという話なんです、自己水というのも水を受ける側としてはありますね。自己水で賄えなかった理由について、ちょっと御説明をいただきたい。

それと、この補正は主に足らんというのは、ということが原因で足らなかったのかということもひとつ御説明いただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 今回の補正の最も大きな理由といたしましては、本市の取水源でございます金熊寺川からの伏流水の取水量につきまして、河川法あるいは水利権の問題等から、再三にわたりまして大阪府の河川課から厳しい指摘も受けまして、平成11年4月から従来のような取水量が望めなくなっております。一方、深井戸にいたしましても、地下水の取水について深井戸の老朽化が進みまして、取水量が年々減少し、自己水が当初予測より大幅に不足してきたことが主な原因でございます。

それから、我々といたしましては、自己水の確保というようなことで、従来から災害とか震災とか、そのような観点から水源確保ということが重要だということを認識しておるわけですけれども、従来より河川からの伏流水として取っております

たけれども、先ほども言いましたように、大阪府の方から河川法というような問題で厳しい措置を命ぜられたということで、我々といたしましても、今後自己水の確保という観点から、深井戸の掘りかえとか改善、その点について力を注いでまいりたいと、このように思っております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） ちょっと量について御説明いただけますか。どれぐらいの量でどうなってるか。それから、今後の問題にしても、やっぱり水洗化してくれば、かなりこれは生活水の中ではたくさんのお水を使うわけですね。だから、人口増だけではなしに、生活態様の変化によってかなり水を使うということが出てくると。そういうことが原因なのか、河川法の中で一定取る量が決まってるんですか、どれだけ水が流れていこうと。せっかく水が流れて、使った水はどっか消えるわけじゃないし、またどっかへ流れていくわけですからね。

だから、河川に水が戻るという点については、大きな意味ではそういうような使われ方の方がいいのかなと思うんですが、泉南市なんかは自然の豊かな、泉南というぐらいですから水も豊富なところで、外からほかのものは買うかもわかりませんが、水についてはやっぱり自己で賄うということが、私は泉南市民の意識からいっても、自分のまちに1つの気持ちを持つという点では大変大事なんで、政策的にも私は自己水100%を目指しているんな努力をする方がいいんじゃないかなと。

河川の方も、大きな意味の合意が得られれば、合理的な水を金熊寺川から飲料水にいただくというんか、そういうことも努力もちゃんとした方がいいんじゃないかなと思うんですね。ただ、もうこの量だからそれ以上取ったらあかんといって、かつては取っておったんですね、それ以上。それをやはり説明もして、市長も先頭に立って、実害がなければそういう河川の水が水道に生かされるように、私はそういう努力をすべきだと思うんですよ。

だから、法律もどんだんいろんな意味で合理的に変わっていくわけですから、こういう点でもそういう努力は一体どうなってるのかも含めて、そ

れから深井戸も努力をしているということで、今深井戸は6本あると私は認識してるんですが、あるのも1カ所に何か複数の管が入るとる感じなんで、もう少し点在して地下水をうまく取る方法が考えられないのかなと思いますね。これは、方針的には深井戸を掘っていくということに変えたんですか。

かつては府営水が安いから、深井戸はメンテナンスにかなり金がかかるんで、つぶれたらもうそのままほうっておいて、どんどん府営水を買うみたいなことも一時言われたことがあるんで、その辺の深井戸、それから河川水、それから府営水道を買う問題があるんですが、どういう方針で今後されようとしていらっしゃるのか、御説明いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 議員御指摘の自己水源の確保という点でございますけれども、我々といたしましても、自己水源はできるだけ確保したいということで、従来から府の方からも指摘を受けながら、やはり市民のため、安い水道料金というような中で、我々としてもでき得る限り水利権とかその辺の問題に大きな影響を及ぼさない範囲で努力をしてきたわけでございますけれども、本年の4月から府の方からも河川法に触れるというようなことで手厳しい指摘も受けながら、我々としてもその辺の対応に努めてきたところでございます。

また、深井戸に変えたいのかということですが、やはり河川水そのものの量が決まってるという中で、深井戸に移行をできるだけ進めまして自己水を確保したいと。

それから、広範囲という問題ですけども、やはりそこから処理施設まで引張ってくるという点につきましては、多額の費用とかその辺もかかるわけでございますので、その点いろいろと場所的な点につきましても、我々としても今後自己水の確保に向けまして検討をしてみたいと、このように思っております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） ちょっと場所とか量ですね。

どれぐらいの量が足らなくなってきたのか。それで原因ですね。今、私言ったように水洗化して生活様が変わってきとるんで、その辺での原因なのかですね、直接的には、あなたの初めの説明では、怒られたから、今までたくさん取っておったんだけど、減った分を大阪府から買ったと、こう聞こえるんですけども、それだけの理由なんですか。

議長（嶋本五男君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） それも多少は我々として……（小山広明君「それもって何よ」と呼ぶ）河川水の取水なんですから、府の方からの指摘というようなこともございましたし、（小山広明君「何ぼよ」と呼ぶ）渇水期とかそういうような時期も勘案して、我々としてもできるだけ河川水は取りたいわけですけども、全体的な水需要の今後の動向等を考えていきますと、やはり府営水あるいは自己水源に依存をしていかなければならないと、このように思っております。

それから、量ですけども、大体ですけども、日量、比率でございますけれども、自己水を100といたしまして、河川の伏流水は43%ぐらいで、深井戸で57%が現状でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） いや、河川水から何ぼ取る契約になっとるんですか。河川水の取る量は決まっとるんでしょう。そうかパーセントでもないわけでしょう。絶対量があるわけでしょう。それだけ例えば半年で取ってしもうたら、あとの半年は全然取れへんのかね。ようわかりませんね。川はずうっと流れとるわけやからね。

もっと合理的な、あんたどが取ったからには、取っても何ともないと思って取っておったと思うんですな。ダムテンで行政がやらんと思うんで、ちゃんと合理的な理由があって、いやこれぐらい水取っても、現に河川課から怒られたかもわからんけども、実際水を利用する農民とかそういうところから苦情あったわけじゃないでしょう。

だから、本当は水利権を持っている農家の方の問題でしょう、実際は。そこが文句言わへんのに大阪府が文句を言ってきたんじゃないかなと。あなたの説明を聞いとればね。だから、何ぼ取る約

束になっとして、何ぼ取っておったんだと、実際はね。怒られたからこの減った分がこの量なのかと。後の計算でいくんでしょう、入った量でね。それであれば、あなたのところもやってきたんであれば、きちっと問題化して、議会にもそういう問題点を言うてもらって、議会も決議でも上げて、もうちょっと河川は合理的にそれだけ取ってもいいやないかと。我々の飲む水やからね。

そういうような理論武装もしながら、運動もしながら、市民のために少しでも自分とこの水を飲むようにした方がいいんじゃないですか、明らかに。そんな京都や向こうから水道を持ってこんでも、水ぐらい自分とこで自前であるんだから。そういうことで、もうちょっと中身をきちっと、どういう問題点があって、大阪府から言われたからはい、済みませんと言うだけじゃなしに、やっぱりちゃんとやってもらわないと、それは困るんじゃないでしょうか。そうい点がわかるような説明をちゃんとしてくださいよ。一遍でいいから、もう。

議長（嶋本五男君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 我々は金熊寺川からの伏流水ということで、水利権1日2,850トンというのが基本でございます。従来はちょっとそれよりも上回っていたということで、先ほどもお答えしたとおりでございます。やはりその点についても、今後十分水利権を守って実施しなければならないと、このように思っております。

それから、自己水の確保という観点からして、一応2,850トンということで、我々といたしましても、できる限り今の河川水の2,850トンを基本にいたしまして、自己水25%、府営水道75%、これをできるだけ今後とも維持できるような形で、我々としても給水に努めてまいりたいと、このように思っております。

議長（嶋本五男君） 小山君。5回目です。

2番（小山広明君） もう何回もあれですけどね。2,850トン、日量ですね。だけど、雨の少ない日、渇水期だと取られへんわけでしょう、水が流れてこないときには。そこは合理的に、水がたくさん流れるときは流れる量の何%とか、田んぼに余り水が要らないときはそれを上げてもらうとか、

そういうだれもが納得するような情報を流していただいてやらないと、これは1日2,850トンが年がら年じゅう365日同じ数字でしょう、あなたの説明からいうたら。それはやっぱり矛盾するわけだから、川の水というのは一定じゃないわけや。梅雨のときは水が多いわけやからね。そんなときは25対75を逆転するようなこともできるんじゃないですか、逆に。

だから、そこは我々も余り情報がないからわかりませんが、もうちょっと実情に合った自己水の確保をしてもらった方が、そしたらこんなお金も要らんわけじゃないですか、地元で川流れとるわけだから。そういうことをちゃんとわかるように、もうきょうはいいいけども、ちゃんと情報を出して、合理的な取水のあり方を一緒にやりましょうや。でなかったら、私は余りその情報は出てないと思います。

深井戸の問題にしても、もう少し政策的に、単にコストだけの問題だけじゃなしに、地下水の問題というのは大事な問題ですからね。地下水が枯れるという問題もあるから、農地なんかは地下に浸透する量が多いわけですし、そういう点で都市開発をどんどんするときでも、総合的なやっぱり環境政策というのは要ると思いますよ。

そういう点で、川そのものも伏流していくわけですから、そういう総合的な水問題を考える中で、水道の自己水確保ということ水道部だけで考える時代ではもうないと思いますよ。自己水の問題を特に考えたらね。

そういう点で、水洗化してきてどんどんしてくれば、各家庭にも雨水利用というようなことを、あいびあでやっているようでありますけれども、そういう一般家庭に対しても雨水の確保、庭へまいたりすれば地下水がたまっていくわけですし、東京なんかでは流しの水を庭に浸透升で受けて――これは補助金を出してですよ。直接下水に流さずに庭の浸透升、穴のあいた管の中へやることも奨励してますでしょう。そういうように水問題をトータル的にやっていく必要が私はあると思いますね。そういうことがわかる情報をぜひ早く出してください。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 水道会計、企業会計というのは3月31日末が閉鎖だというふうに思うんですが、一般会計のように5月末が出納閉鎖ではないというふうに思うんで、これが最終だと、こういうふうに理解をするんですが、この補正予定額の1,950万8,000円、これについてはどこから財源補てんをされるんでしょうか。

提案のときにちょっと言っていたら、大体おおよそ想像はつくんですが、提案のときにそういうことは明確にさせていただいた方がよかったです。そしたら、あえて聞く必要はなかったわけですから。最終補正ですからね、その辺は財源はどないなるんやろうかと、こういうふうに思いますので。

ただ、水道会計は赤のまま放置できるという、そういう特徴も持っておりますから、そのままいくのであればいくと。あるいは内部留保積立金等で補てんをすると、こういうことであれば明確にさせていただきたいと、こういうふうに思うんですが。

議長（嶋本五男君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 和気議員の御質問なんですけれども、現在赤字予算ということでございますので、そのまま我々として今回お願いしたいということでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） もう全く内部留保積立金の取り崩しはできないのか。もう筒いっぱい取り崩して処理をしていると、こういうことなのかどうかですね。現在高があればお示しをいただきたい。

どうせ赤字のまま放置しても、これは将来そういう財源があれば財源で補てんしなければならぬわけですから、遅かれ早かれの問題になるというふうに思うんですが、なければならぬ、ないからもうそのまま赤字のまましばらくこのままでいくんだと、財政法上、企業会計法上許されているそういう取り扱いをするんだと、こういうことなのか、再度お示しをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 財源的には、今回の補正につきましては、現状の赤字予算ということで

ございます。ただ、議員御指摘の内部留保資金という関係でございますけれども、これは資本的支出の中での不足というふうな観点から、我々としてその点の支出は内部留保資金でしてまいりたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） ほかに。———島原君。

17番（島原正嗣君） 簡単に2点ばかりお伺いします。

1つは、前任者の質問で御答弁ございましたが、自己水と府営水の比率は75対25と、そういう理解でよろしゅうございますか。これは今御提案なされた101万立方メートルですか、それを入れた中で25対75と、そういう解釈でよろしゅうございますか。将来的に府営水に依存する方が高くなっていくというふうに思うんですが、こういうような年数別の計数を年度別に原課の方でどれぐらいの府営水が必要かということも含めて検討しておればお伺いをしたいなと、これが1点です。

もう1つは、ただいま74円50銭というふうな単価を発表されたわけですが、実は大阪府は本来でございますと、もう新年度から府営水の値上げということを決めておったようでございますけれども、いろんな事情があつて半年間府営水の料金の値上げをストップしておつたような状況にあるんですが、これは原課の方としては将来の府営水の料金の値上げ等はどのように勘案しているのか、御答弁をいただきたい。

議長（嶋本五男君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 先ほど小山議員の御質問の中で、比率ですけれども、自己水が25、府営水道75ということで、今現在の状況ではそれぐらいでいってるわけです。

それで、今回の11年度の補正額についてどうかということなんですけれども、それに近い数字になると。それはなぜかということ、先ほども言いましたように、4月1日から我々といたしまして、河川水の2,850トンというのを遵守いたしている関係で、その分がやはり府営水の受水に乗っかっているというような状況でございますので、その点ひとつ御理解のほどお願いいたします。

それから、料金の改定と申しますか、府営水道

が本年10月から改定と。74円50銭が88円10銭というふうな改定になるわけですが、それに伴いまして、本市の水道会計も厳しい状況で、赤字というような状況でございますので、やはり当面我々として料金の改定を視野に入れましてやっていかなければ、ますます厳しい運営を迫られるということでございますので、でき得れば12年度内に議会にも我々として案をお示しいたしまして、改定をお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう一度お伺いをしますが、今御答弁をなされた河川水を2,850トンですか、これを取り入れるんで25対75ですか、そういう形で当分いけるだろうと、ここ一、二年はそういう形で府営水の依存率は結局25くらいでいけるだろうと、こういう理解でよろしいか。（「逆」の声あり）逆ですか。失礼しました。75くらいでいけると。

それと、料金改正でございますけれども、当然府の水道料金が値上げされますと、一般市民なり消費者には、今御答弁なされたように応分の負担がかかってくると思うんですが、これは10月ごろまでに原課の方で検討なされるということですが、値上げも含めた——値下げということにはならんでしょうから、そういう検討をしていくということなのか、もう一度御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（嶋本五男君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） ただいまの質問でございます自己水の比率の問題でございますけれども、我々といたしましては、自己水の確保という中で今現在6本の井戸が稼働しているということでございますので、でき得ればその6本の井戸の掘りかえ、また新たに掘るといふような計画もやっていきたいと。できるだけ自己水が余り減らないような形で取り組んでいきたいなと、このように思っております。

それから、料金の改定でございますけれども、既に大阪府として料金の改定が10月1日から決まっておりますので、我々としては、今時期をい

つごろということは私の方から申せませんけれども、やはり本年度内の議会で御承認を賜って来年度4月から改定を実施したいと、こういうふうに思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。（「何年度」の声あり）平成13年4月からというような予定でございます。

〔島原正嗣君「結構です」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案のとおり可とすることに決しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、日程第11、議案第23号 平成12年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第27、議案第39号 平成12年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上17件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成12年度泉南市各会計予算17件に関し、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長 真砂 満君。予算審査特別委員長（真砂 満君） ただいま議長より報告の旨指名を受けましたので、これより過日の本会議において本特別委員会に付託を受けました平成12年度大阪府泉南市一般会計予算を初めとする各会計予算の計17件の新年度予算につきまして、その審査の経過並びにその結果報告を申し上げます。

なお、議決の結果につきましては、本日皆様のお手元に御配付いたしております委員会審査報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本特別委員会の審査に付されております平成12年度各会計予算につきましては、過日、3月14日の本会議において付託され、3月15

日から3月21日までのうち、4日間にわたり委員及び市長以下関係理事者の出席のもと開催し、新年度予算の各分野において慎重なる審査を行いました。

また、審査に際しましては、各委員から広角な範囲で熱心な質疑がありましたが、質疑の詳細部分は一定省略するとともに、予算書と同時に提出されております別冊の予算に対する各主要施策の説明資料書に掲げられている部分と重複した質疑についても省略しておりますので、御了承願います。

それでは、これより順次、会計別に区切って御報告申し上げます。

まず初めに、一般会計の歳入部門から審査の概要を報告いたします。

その中で初めに、市民税及び固定資産税について、予算ベースで前年度より減少の見込みとなっているが、その理由について示せとの問いに、まず市民税の中で個人市民税については、ここ数年来景気対策がとられており、これにより若干の効果があるものの大きな効果には至らず、昨年より約4,500万円程度の減少となり、また法人市民税については、法人税の税率が34.5%から30%に引き下げられたことにより、法人税の税額が課税標準額としている法人市民税についても比例して減少となり、昨年度との当初予算対比において、現年課税分で約4,900万円程度の減少となることでした。

次に、固定資産税の中の土地については、評価額と課税標準額との間に差が生じるために行われている負担調整により約5,800万円程度の減少となり、家屋については、新築・増築分では増額となるものの、今年度は3年に1回の評価がえの年であり、家屋については10%から15%の減価償却が発生することとなり、また償却資産税については、閑空関連に大きく依存しており、平成6年の開港以来5年余り経過しているが、中身の償却資産についての更新需要が余り発生せず、減価償却の方が大きいため、約1億8,000万円程度の減少となることでした。

次に、本市における税の滞納者の件数及び滞納額について示せとの問いに、3月初旬の集計では

滞納者6,539件、滞納額は約27億円弱であり、滞納額については特別土地保有税を含んでいないとのことでした。

これに対し、滞納者6,539件の滞納額の内訳について示せとの問いに、これについては5万円未満が3,743件、5万円以上10万円未満が867件、10万円以上30万円未満が909件、30万円以上50万円未満が317件、50万円以上100万円未満が290件、100万円以上500万円未満が333件、500万円以上1,000万円未満が48件、1,000万円以上が32件であるとのことでした。

これに対し、約27億円の滞納に対して今後どのように対応するのかとの問いに、これについては、従来から行っている夜間の臨戸徴収、休日臨戸徴収に加え、昨年10月から12月までの3カ月間、大阪府の方から職員を1人派遣してもらい、滞納処分の徴収技法についての指導を受け、その点を踏まえ、担税力のある滞納者に対しては、場合によっては公売も辞さない強い決意をもって、あらゆる滞納処分を行って市税の確保に努めたいとのことでした。

次に、本市に税として入ってこない不良債権化している税に対する執行停止額はどれくらいかとの問いに、これについては、平成11年12月末日における集計で地方税法第15条の7の第1号、第2号、第3号における執行停止額は、府民税を含んで約8,700万円程度であり、第18号における執行停止額は府民税を含んで約3,000万円程度であるとのことでした。

次に、今年の4月から介護保険制度が導入されるが、これにより国庫支出金の中で、介護保険事業特別会計に移行されることによる一般会計への影響額はどの程度になるのか示せとの問いに、これについては、国庫負担金の民生費負担金のうち、老人保護措置費負担金が平成12年度で643万円であるが、前年度では1億3,319万円予算計上しており、対前年度よりも1億2,676万円の減額となっているが、これは特別養護老人ホーム措置費分が介護保険事業特別会計の方に移行したためであり、また国庫補助金のうち民生費補助金が前年度より減少しているが、その主なものとし

て、前年度に予算計上していた老人デイサービス事業運営費補助金1,225万円及び在宅老人福祉対策事業補助金6,719万円が介護保険事業特別会計に移行したためであり、国庫支出金については、これらの合計額2億620万円が介護保険事業特別会計に移行したため一般会計が減額となったとのことでした。

次に、緊急地域雇用特別補助金について、その内容を示せとの問いに、これについては、地域の雇用促進を図るという主旨から平成11、12、13年度の3年間で事業実施するという目的で、国から大阪府に対し142億6,800万円の交付金が支給され、これを大阪府と府下市町村で2分の1ずつ配分され、この2分の1の71億3,400万円を府下市町村で人口及び有効求職者数によって配分され、本市については5,396万円の配分があるとのことでした。

これに対し、この補助金によって実施した事業内容及びその効果について示せとの問いに、これについては、平成11年度に文化財の遺跡調査を実施し、この事業により雇用人数9人、雇用日数にして459日の効果があったとのことでした。ちなみに、平成12年度については、耐震審査の実施等の事業を計画しているとのことでした。

次に、使用料及び手数料の見直しの中で、今年4月から幼稚園の授業料が改定されるが、保育料としてはどれくらいの増収が見込めるのかとの問いに、これについては、月額5,000円から7,000円に改定することにより、年額約1,500万円程度の増収が見込めるとのことでした。

これに対し、今後見直しを考えているものを示せとの問いに、これについては長期にわたり据え置かれているものを対象に検討していきたいとのことでした。

以上が歳入面における質疑の主な内容でございます。

続いて、歳出部門について御報告を申し上げます。

まず、議会費について申し上げます。

この中では、昨今行政側にあっては、ホームページを開設するなど、メディアを使って情報を発信しているが、議会にあっても行政と議会は車の

両輪であるとはよく例えられるが、一定議会としても取り組むべきであると考えているが、今後の方向性を示せとの問いに、近年、情報の公開・収集の敏速化については認識し、研究、検討を重ねているところであり、新年度には予算計上はしていないが、今年度中には前向きに考えていきたいとのことでした。

また、関連事項として議会報の発行にかかわって、年4回定例会が開催されているが、各定例会終了後に発行できるような予算内容になっているのかとの問いに、これについては、議会報編集委員会での決定を受けて発行しているところであり、過去の例では、1回発行するにあたり約20万円程度の予算が必要であり、現予算では年間2回発行するのが限度であるが、不足が生じた場合は補正で対応していく考えであるとのことでした。

次に、総務費について申し上げます。

まず、一般管理費の市交際費については、年々そのあり方が問われてきているが、行政としての今後の方向性を示せとの問いに、これについては、いろいろな角度から削減に取り組んでいるところであり、例えば各種団体に対する寸志の削減を初め、昨年度からは職員の親族に対する香典についても廃止したところであり、今後とも削減できるところは削減していく方向で頑張っていく考えであるとのことでした。

次に、本年4月1日より情報公開条例が施行されるが、市としての基本的な考え方を示せとの問いに、これについては、公正で透明な市政運営を推進し、市政への市民参加による開かれた市政の実現に資するため施行するものであり、本年4月1日付で情報公開条例にかかわって新たな課を新設する考えであり、公開申請のあった書類については、当面の間はその担当課の方で閲覧をさせていただく考えであるとのことでした。

次に、第4次泉南市総合計画を策定中であるが、一定その進捗状況を示せとの問いに、これについては、来るべき21世紀の未来を展望し、本市にとって望ましい将来像を明らかにするとともに、その将来像を実現するために策定しているものであり、現在、庁内の職員で構成する5つのワーキンググループにおいて素案を作成中であり、今後

の予定としては、来年の3月には議会の方に素案の基本構想を上程していく考えであるとのことでした。

ちなみに、総合計画策定に係る審議会を本年4月早々にも発足させる考えであり、その構成メンバーについては、議会の代表、地域の代表の方々を考えているとのことでした。

次に、空港対策費で調査委託料が300万円計上されているが、市としてこの調査委託料の位置づけを示せとの問いに、これについては、平成7年度より大阪府と共同で南ルート導入にかかわって、関西国際空港周辺のアクセス状況、北ルートの状況、南ルートの必要性等々の調査を行ってきたところであるが、平成12年度については初めて国が関与するというので、運輸省、建設省、大阪府、和歌山県、和歌山市、泉南市、関西国際空港株式会社の7者による調査を実施する関係上、市レベルでの均衡を図る上で和歌山市と同額の調査費を計上したところであり、ちなみに具体的な調査項目については、今後開催される7者による合同会議で議論される予定であるとのことでした。

これに対し、南ルート導入にかかわる調査の必要性は十分理解できるが、市レベルでの調査費の計上については、必要はなくなったのではないのかとの活発な意見がありました。

次に、本年度は衆議院議員選挙並びに市議会議員選挙が予定されている中であって、常々、投票所の新設及び増設並びに投票区の区切り変更については議論が醸し出されているが、一定行政としての考え方を示せとの問いに、これについては、以前より御指摘をいただいているところであり、現在までの経過として、一部各地区が交錯する地区については、該当する地区の方々の合意並びに地番指定により対応しているところであり、今後とも鋭意検討していく考えであるが、今年度の予算については、現29投票区をもとにした予算計上をしているとのことでした。

次に、本市は今年度、市制施行30周年ということでさまざまな記念事業を予定しているが、その内容を示せとの問いに、これについては、市制施行30周年の意義を多くの市民に根差すとともに、地域の産業・文化・社会の活性化を図るため

行うものであり、大別すると、行政が主体となつてするもの、市民の方々に主体となつていただくものの2つがあり、主な事業としては、市制30周年記念式典、市の色・草花・キャラクターの公募、カップルタウンとの相互交流、市制30周年記念伝承文化フォーラム、子ども議会等であるとのことでした。

これに対し、市制施行30周年という節目に当たり、事業を行うことは理解できるが、予算額を見る限りでは、もう少し内容を精査すべきであるとの指摘がありました。

次に、契約検査費全体にかかわる問題として、現在試行的に公共工事の入札にかかわって予定価格及び最低制限価格の事前公表が行われているが、問題点等があれば示せとの問いに、これについては、おおむね1年という期間を区切って行っており、問題点等については、もうしばらく経過を見守った上で抽出していく考えであるとのことでした。

これに対し、例えば他市では現場説明会を廃止するなどさまざまな角度から談合防止に努めており、本市行政にあってもさらなる努力を希望するとの意見がありました。

次に、徴収費の負担金補助及び交付金で納税貯蓄組合費補助金とあるが、この納税貯蓄組合の現状並びに内容を示せとの問いに、現在、市内の納税貯蓄組合については59組合、3,194名の組合員数であり、この組合については、例えば1つの組合で税を組合員全員が完納しない限り、還付が受けられない関係上、市としても今後とも安定した税収入を得る上で重要な位置を占めていると考えているとのことでした。

次に、民生費について申し上げます。

まず、総合福祉センター関連で、現在市内を運行している福祉循環バスに関し、そのバスに女性の方が添乗しているが、その職務と目的及びセンターの嘱託医の状況を示せとの問いに、福祉循環バスについては、2級ヘルパーである女性アルバイト職員1人が添乗しており、その職務としては、高齢者、障害者の介護補助を目的として添乗しているとのことであり、また嘱託医については、市内にある坂口整形外科と西森医院であるとのこと

でした。

その質疑の中にあつて、福祉循環バスについては、市内に33区ある中で31区において運行されているが、それ以外の運行されていない地区については、以前にもルートについて見直しを検討すべきであると指摘した経過も踏まえて、もしバスの運行が無理というのであれば、それにかわる代案として、小さな車でもって送迎するくらいのことを区と調整して、月2回程度高齢者の要望に沿うべく対応すべきではないかとの問いに、福祉施策として御指摘の方向で対応を行っていきいたいとのことでした。

あわせて、総合福祉センターの利用者数はどれくらいかとの問いに、福祉目的の利用者については、平成11年2月末で約6万名の利用者数であるとのことでした。

次に、老人福祉費の委託料のうち、緊急通報システムというのはどういうシステムなのかとの問いに、これについては、市内のひとり暮らしの老人の急病や事故に対応するために、現在65世帯に設置しているとのことでした。また、今年度についても65世帯に設置し、地区の民生委員の方々の意見を聞き、消防、警備会社が20分以内に対応できるシステムとして3者が協力して運用していく考えであり、ちなみに、このシステムについては、徘徊・痴呆老人等には対応されていないのが現状であるが、将来的には対応していかなくはならないと考えているとのことでした。

また、生きがい通所支援事業委託料はどのようなことをしているのかとの問いに、介護認定により自立と認定された高齢者に対し、総合福祉センターを利用して事業展開を行っているとのことでした。

さらに、負担金補助及び交付金の中で、老人クラブ運営補助金については、現在補助対象の基準が50人以上となっているが、今後人頭割という形に見直しをする考えはないのかとの問いに、現在、老人クラブに対する補助金については、補助基準として50人以上ということになっているが、御指摘である人頭割への変更も含めて、今後の検討課題としていきたいとのことでした。

次に、扶助費の中の敬老祝い金について、今回

制度を改正したとのことであるが、その内容とあわせて在日外国人高齢者福祉金について、現在どのような状況になっているのかとの問いに、敬老祝い金については、今後福祉施策に対するニーズが多様化されていく中で、高齢者の方々の人生の節目節目として、喜寿、米寿、白寿等の際にお祝いとして敬老祝い金を支給するという形に見直しを行ったとのことであり、また在日外国人高齢者福祉金は、1926年4月1日以降に生まれて、なおかつ外国人登録がされている13名の方に月額1万円を支給する考えであるとのことでした。

これに対し、敬老祝い金については、施策が後退するのであれば、関係者の方々に対し内容を十分説明を行い、納得した形で予算を出してきてくべきではないのかとの意見がありました。

次に、老人集会所の調査委託料について、その内容を示せとの問いに、調査委託料については、樽井老人集会所については、築25年を経過し、施設の外壁等が老朽化により劣化しており、この前の阪神・淡路大震災でより老朽化が進み、雨漏り等が生じており、建物全体の調査が必要である関係上、今回予算を計上したとのことでした。

次に、学校関係で耐震診断を行うとのことであるが、保育所の耐震診断並びに大規模改修についてはどのように考えているのかとの問いに、保育所施設は昭和50年前後に建設されており、施設が老朽化し早急に改修が必要であると考えているが、市内には教育施設等の公共施設が多い関係上、まず小学校から手をつけていく考えであるが、大規模改修の前提である耐震診断について計画的に行っていく考えであり、施設の優先順位についてもできるだけ計画を示して、毎年取り組んでいく考えであるとのことでした。

次に、衛生費について申し上げます。

その中で、まず保健センター費の負担金補助及び交付金の中に公共下水道受益者負担金を計上されているが、現在、公共下水道の供用開始区域内での公共施設の下水道への接続は全部終わったのか示されたいとの問いに、公共下水道への接続については、公共下水道が平成5年に供用を開始して以来、現在公共施設の未整備が9カ所あり、昨年もこの点の指摘がなされ、本年については2カ

所を接続するため予算化を行い、今後逐次公共下水道への接続を行っていく考えであるとのことでした。

この質疑の中にあって、公共下水道への接続については、一般市民には3年間の接続の縛りがある中で、その垂範を示す意味でも公共施設への接続を最初にし、市民に模範を示さねばならないのではないのかとの問いに、これについては、市としても公共施設への接続がおくれていることは十分認識しているが、現在の財政事情から一遍には予算面からも厳しい関係上、でき得るかぎり早い時期に接続を行っていく考えであるとのことでした。

次に、清掃総務費のうち、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金については、その設置した浄化槽の大きさにより補助額が違うのか、また過去の補助実績を示せとの問いに、平成12年度の合併処理浄化槽設置補助金の内容については、5人槽が1基35万4,000円を35基、6~7人槽が1基41万1,000円が35基、8~10人槽が1基51万9,000円が12基の合計82基を予定しており、ちなみに実績としては平成10年度は89基であり、平成12年2月末では101基の補助実績になっているとのことでした。

次に、塵芥処理費で清掃事務組合負担金について、予算執行に当たりどのような取り決めの手順を踏んでいるのか、あわせて廃棄物減量化推進委員の現状はどうなっているか示せとの問いに、清掃事務組合に対する負担金については、その都度行政と事務組合においてヒアリングを行い調整しており、また廃棄物減量化推進委員については、現在設置していないとのことでした。

また、ごみの不法投棄については、モラルの低下が叫ばれているが、この中で不法投棄に対する市の対応を示されたいとの問いに、不法投棄については、主に家庭の不用品などであり、担当としては、そのものを確認した上で不法投棄者が判明する場合は、警察と連携して対応しているとのことでした。

次に、予防対策費の感染性廃棄物処理委託料のその内容を示せとの問いに、感染性廃棄物処理委託料については、保健センターにおける予防接種に使用した注射針の処分委託料であり、産業廃棄

物の医療廃棄物として処理業者に委託しているものであり、廃棄確認については、管理票等の書類で行っているとのことでした。

なお、この医療廃棄物の最終処分場における処理については、その廃棄物を溶解するとのこととその旨の確認も得ているとのことでした。ちなみに市内の病院等も同様の処理をしているとのことでした。

この質疑の中であって、近ごろの産業廃棄物の処分において種々の問題が惹起している中で、医療廃棄物の確認においても念には念を入れたいきちとした管理を願うとの意見がありました。

次に、環境整備対策費の除草作業委託の内容及び空き地の管理の指導はどのように行っているのかとの問いに、除草作業委託料については、市有地、道路等の公有地の除草作業委託料であり、また空き地の除草について、その土地の地主に催促し除草を行ってもらっているとのことでした。

これに対し、指導を行っても除草を実施しなかった場合の処置についてはどのように行っているのかとの問いに、担当としては、その地主に対し除草をするよう文書通知を行うが、作業を行わない場合は電話等で再度催促を行い、担当課としての必要な処置を講じているとのことでした。

次に、農林水産費、商工費、土木費について、一括して申し上げます。

まず、農林水産業費の中で、経営構造対策事業の仮称泉南西部花卉生産組合補助金1億3,000万円について、その内容を示せとの問いに、府の事業であるがも計画で農地造成が平成6年から進められ、平成12年度に完成する予定であり、また平成11年度には構造改善事業関係の推進事業で花卉団地における営農関連施設整備計画について、花卉農家の方々と取り組んできた結果、固定式ハウスを19棟、面積で2万5,000平米、協同作業所1カ所、総事業費6億円の計画の初年度の事業として、2億円をかけ計画的に進めることで合意しており、土地単価については整備を行った(財)大阪府農とみどり環境の整備公社が当初購入の土地単価は坪当たり3万円で、そこに工事費等を加算して坪単価8万1,000円程度となっており、その金額では入植者が入植できない

ため、坪当たり6万6,000円前後で分譲し、その差額の部分は公社が損切りをすることとし、一方入植者は用地の取得と営農するための設備投資をすることで、8名の方が意思決定されており、今年の夏に農業共同組合法に基づく組合を設立するという準備を進めているとのこと、泉南市も1億3,000万円の支援を行うとのことでした。

なお、この事業に限らず、農業関連の補助事業では、国や府、そして市の補助金を受け、残りを農家の方々が負担するという形で進められるが、これについてはごく一般的に用いられる手法であるとのことでした。

次に、(仮)農業公園整備事業費の調査委託料500万円とあるが、その内容を示せとの問いに、農業公園整備事業は、平成12年に公園への進入道路整備、水道施設の整備を予定しており、第1期事業として、平成15年の春までには一応の農業公園整備を終えてオープンをしたいという目標を持って望んでいるところであり、平成13年以降、公園内の施設整備を実施していくものではあるが、当初、平成5年に立てた基本計画の総事業費16億円のうち10億円程度は、用地の取得費(買い戻しも含めて)で、残り6億円の費用が必要であるが、今の財政状況を視野に入れたとき、施設整備等の削減、さらには内容の変更も含め見直しをした中で、実際開園するときの整備水準では、どの程度の維持管理費が必要なのかを具体的にシミュレーションをする必要があり、平成13年度以降の施設整備に着手する前に整理をするために、平成12年度に調査費を計上しているとのことでした。

ちなみに、財源問題で、特に投資的経費については、農業公園だけではなく、非常に財政負担が伸びてきており、中期財政展望では起債は7億円程度のレベルで押さえ、投資的経費は20億円程度で3~4年は推移をしていかないと、財政再建が成り立たないとのことでした。

また、一定の見直しの中で、経費の縮減を念頭におき、より有利な国庫補助制度を利用することで、少しでも一般財源の負担を少なくする努力をした中で、農業公園の財政問題を盛り込んだ上で

計画をしているとのことでした。

次に、商工費の中では、商工振興費の企業誘致促進奨励金についてその中身を示せとの問いに、泉南市企業誘致条例で本市のりんくう南浜の土地を取得した者に対し、その取得した土地に係る固定資産税・都市計画税の2分の1相当額を補助金として支給するものであるとのことでした。

また、PRについては、市と商工会並びに大阪府の3者合同で企業誘致条例の説明会の開催、また府と合同でパンフレットを作成するなど、企業誘致に努力をしているが、いまだ新規進出企業が少ないのが残念でならないとのことでした。

また、りんくう南浜に転入予定の(仮)財団法人ヒューマンサイエンス振興財団大阪支所については、財団法人ということで公式な性格を持つ法人であるが、基本的に課税をすることになっているが、泉南市企業誘致条例の対象に当てはまるかどうかについては、普通の民間の製造業等と異なることにより、対象にならないと考えるとのことでした。

なお、りんくうタウンの活性化については、本市で、地域産業活性化連絡会を活用して、新規進出企業と地元企業の交流を図り、官民一体となり泉南市の産業振興に努力していきたいとのことでした。

次に、商工祭り補助金の内容を示せとの問いに、毎年1回、泉南市商工会の青年部を中心として広く市民に地場産業を紹介し、地域商工業者の活性化を図る目的で開催している商工祭りに補助しているもので、平成11年度は11月7日に総合福祉センターにおいて実施したとのことでした。

また、商工祭りのイベントについて、平成12年度は本市にとって市制施行30周年の記念すべき年であり、30周年記念事業と銘打って、官と民が一体になって盛り上げることも1つの考え方と思うが、各種団体に依頼をしてはどうかとの問いに、30周年の記念事業については、大別して市民みずからの分と市民みずからの分と大きく2つに分け、その中で市としては企画広報課で実行委員会を設置し、実施していきたいと考えているところであり、原課としては、まだ具体的に各種団体には申し入れを行っていないとのことでした。

なお、各種団体には依頼をする必要があるが、大きくはABC委員会に依頼をして、ABC委員会の中で実行委員会をつくっていただき、その中で協議していただくものと考えとのことでした。

これに対し、市からお願いをするのであれば、できるだけ早い時期に依頼すべきとの意見がありました。

次に、土木費の中では、都市計画総務費の住居表示維持管理委託料について、その内容を示せとの問いに、住居表示については、平成3年度より西信達・鳴滝・樽井・雄信達地区の562ヘクタールが実施済みであり、この地域の土地について、建物の新築または街部にまたがる開発等に伴い、当初の番号や街部の区割りについて変更が生じ、これらについて適宜変更を行う必要があり、住居表示の台帳の修正または更新並びに案内板及び案内図の更新等をするための維持管理費であるとのことでした。

また、住居表示については、市内全域を実施対象とするのではなかったのかとの問いに、平成9年に行財政改革の中で議論され、当分の間そのメンテナンスに努めることとし、未実施地域の住居表示事業については、財政状況が好転すれば再開の議論をしなければならないと考えているとのことでした。

次に、牧野公園新設事業費のところでは、防災上の観点で公園が必要であるとした理由の中で、なぜ競売事件絡みの土地を選定したのかとの問いに、場所の決定については、基本的には平成6年に緑のマスタープラン及び平成11年の都市計画マスタープランの観点から、牧野地区に街区公園が必要であると判断したことにより、早期実現のため機能面で適している用地で、かつ用地取得の見通しのある土地ということで検討し、具体的に事業を進めてきたところである。また、この地域は、古くから住宅と工場が混在しているところであり、牧野柳原線と牧野山手線の2つの道路とアクセスすることにより、災害発生の際には一時避難場所として、また避難路として活用でき、そして火災発生時には防火帯として有効な機能を果たすものと考えているとのことでした。

なお、競売事件のことについては、詳しい内容

は把握していないが、建設省の街路事業として公共事業を起すわけであり、国庫補助の事業であることから、新年度に複数の鑑定士で鑑定をとり、大阪府の担当部局で審査をしていただき、許可をいただき価格が決定するもので、価格決定については競売価格に連動するものではないとのことでした。

次に、消防費について申し上げます。

まず初めに、常備消防費の中の空港本島消防業務委託料について、委託料の内容及び本市からの職員の派遣状況を示せとの問いに、これについては、空港本島に14名、りんくう署に3名、合計17名の職員に対する委託料であり、また現在のところ本市から空港本島への職員の派遣は行ってないが、関西国際空港株式会社には1名の職員を派遣しているとのことでした。

これに対し、委託料の金額から見ても、本市からの職員の派遣枠を設けるべきであると思われるが、その辺の動きは全くないのかとの問いに、この問題については、関西国際空港の開港以来、泉佐野市に対して機会あるごとに申し入れを行っているが、回答がないまま現在に至っているとのことでした。

次に、非常備消防費の中の報酬のうち、役員・団員手当及び訓練警戒、水・火災出場手当について、それぞれ内容を示せとの問いに、まず役員・団体手当については、年額で団長に10万3,000円、副団長に9万2,000円、分団長に8万円、副分団長に6万9,000円、部長に6万3,000円、班長に5万9,000円、団員に4万円を支給しているものであり、また訓練警戒、水・火災出場手当については、1人当たり年額6万1,000円を支給しているとのことでした。

次に、消防施設整備事業費の中の工事請負費5,000万円について、その内容を示せとの問いに、これについては、樽井分団の新築工事及びその敷地内に約100トンの防火水槽を設置するもので、予算が通れば事業部に設計委託を依頼する予定をしており、またこの事業は国庫補助対象事業であるため、現在その申請中であり、5月に内定、6月に交付決定の見込みであり、工事については、9月ごろに着工する予定であるとのことでした。

続いて、教育費について申し上げます。

まず初めに、教育総務費の中の事務局費の中に旧雄信幼稚園用地借上料とあるが、これについての今後の考え方を示せとの問いに、この用地については、旧雄信幼稚園の用地を男神社から借り上げているものであり、現在地域の子供等の遊び場として利用されており、当面の間は借り上げを行っていきたいとのことでした。

次に、教育総務費の中の指導費の中にスクールカウンセラー講師謝礼とあるが、この事業の実施内容を示せとの問いに、この事業については、専門のスクールカウンセラーに、いじめ、不登校等、児童・生徒の問題行動の対応に当たってカウンセリングをしてもらい、その解消に努めるもので、具体的には、いじめ、不登校等の児童・生徒へのカウンセリング並びに教職員、保護者へのカウンセリングや指導及び助言をしてもらっているところであり、本年度においては、一丘中学校、泉南中学校並びに西信達中学校の3中学校で実施する予定であるとのことでした。

次に、教育総務費の中の指導費の中に子育て支援講師謝礼とあるが、この制度の実施内容について示せとの問いに、これについては、幼稚園に子育てについての専門の講師に園児の保護者や近隣の未就園児の保護者及び幼稚園の教職員を対象として子育てに対する相談活動を行う制度であり、年間20回程度を予定しているとのことでした。

次に、教育総務費の中の指導費の中に総合的な学習の時間講師謝礼とあるが、この事業の実施内容を示せとの問いに、これについては、本年度からの新規事業であり、その事業内容としては、魅力ある学校づくりの推進を図るために、授業やクラブ活動等に地域のすぐれた知識や技能を持っている方々を招き、児童・生徒に出会いを通じて感動を体験させ、学習意欲を向上させ、将来の夢をはぐくませるためのものであるとのことでした。

教育総務費の中の指導費の中に災害児送迎タクシー借上料とあるが、この内容について示せとの問いに、学校でけがや事故をした児童・生徒を病院等に運ぶ際に、今までは先生方の車や救急車に対応していたが、本年度からはタクシー利用とするために予算計上しているものであるとのことでした。

した。

次に、小学校費の中の学校施設整備費のうち、調査委託料の内容について示せとの問いに、この委託料については、西信達小学校及び鳴滝第2小学校の耐震診断を依頼するための委託料であるとのことでした。

これに対し、市内の小学校のうち、なぜこの2校だけ耐震診断を行うのか、また今後の老朽化施設の耐震診断の展望について示せとの問いに、建物の老朽化の度合いから考えると、この2校から耐震診断を行うのが妥当と考えるところであり、また今後の展望としては、大規模改修を行っていく上で耐震診断は必要であり、今後とも継続していきたいとのことでした。

次に、小学校費、中学校費並びに幼稚園費の中にある日本体育学校健康センター負担金について、その内容を示せとの問いに、この負担金については、幼稚園、小学校、中学校の子供たちが学校の登下校時あるいは校内において、傷害及びけが等をした場合に医療費が出るように加入している傷害保険に対するものであるとのことでした。

次に、小学校費及び中学校費の中の同和教育推進費について、本年度は予算計上していない理由を示せとの問いに、この同和教育推進費とは、同和教育推進校に対する特別対策として実施してきた経過があり、この特別対策については、年次的に一般対策へ移行するということで鋭意取り組みを進めてきており、そういった立場から、小学校費及び中学校費の同和教育推進費については、本年度より完全に一般対策に移行するというので、予算計上はしていないとのことでした。

次に、青少年センター費の中で、学童保育の新たな展開部分について示せとの問いに、これについては、これまでの自由参加による低学年部の活動を中心とした学童保育から、その内容の充実を図り、放課後児童健全育成事業として、地域の実情を踏まえ、授業終了後、適切な遊びや安全な生活の場を提供することにより、子供達の放課後等における安全確保や健全育成、自立支援及び保護者の子育て支援を図ることを目的として実施するものであるとのことでした。

次に、社会教育費の中の留守家庭児童会費にお

いて、待機者の状況について示せとの問いに、留守家庭児童会チビッコホームについては、市内で8カ所の開設をしており、その待機者については、樽井で2名、その他7カ所においては定員割れの状況であり、樽井の2名の待機者についても、今年度予算で施設の拡張を行うことにより解消できるとのことでした。

次に、保健体育費の中の市民体育館費のうち、工事請負費150万円について、その工事内容を示せとの問いに、この工事内容の内訳については、体育館の入口ゲートの老朽化に伴うゲートの取りかえ及び体育館内のトレーニング室の床のビニールが古くなっているため、その張りかえを行うためのものであるとのことでした。

次に、公債費、諸支出金、予備費について申し上げます。

まず、公債費の中で、市の事業計画によれば、今後の事業として泉南聖苑、農業公園、砂川駅前再開発事業、下水道事業等を見込んでおり、市の公債費年次計画では平成15年以降低くなるというが、事業計画がこのまま進めば公債費が低くなるとは考えられないが、その辺の見通しはどうか示されたいとの問いに、公債費については、平成12年度において25億円、平成13、14年度についてはその額がふえるが、15年度以降は減少傾向に転じると推計しており、その理由としては、事業投資を年間20億円ベースで考え、そのうち起債発行額を7億円程度に抑えていけば、平成15年度以降、公債費は減少に転じると考えており、計画している事業についてもある程度優先順位をつけ、きっちり精査した上で実施していきたいとのことでした。

さらに、公債費比率について、本市における今後の予測を示せとの問いに、公債費比率については、平成13、14年度において、起債を7億円ペースで発行していく仮定のもとで、平成12年度は17.8%、平成13年度は18%、平成14年度は16.0%になると予測しているとのことでした。

その質疑の中で、歳入の伸びが非常に厳しい中で、年間に事業投資を20億円するというのは多過ぎるのではないかと思慮するが、今後大規模事

業については削減、縮小をすべきではないかとの強い意見がありました。

次に、諸支出金について申し上げます。

その中で、本市においては、基金の積み立ては厳しい状況にあるが、基金のうち公共施設整備基金についての現状を示せとの問いに、基金については、それぞれ目的を持って積み立てているが、その中の公共施設整備基金については、原資としては開発者の寄附金あるいは財産区からの繰入金があり、平成12年度末で6億1,500万円程度見込んでいるとのことでした。

これに関連して、公共施設整備基金については1年間にどれくらい積み立てが可能であるか示せとの問いに、今までの推計から考えると、公共施設整備基金については、開発者協力寄附金を中心に1年間に約1億円程度の積み立てが可能であると考えているとのことでした。

以上申し述べた点が一般会計歳出に係る主な審査の概要でございます。

次に、財産区会計各9会計について申し上げます。

各財産区会計のうち、樽井財産区会計についてのみ質疑がございました。

その中で財産貸付収入について、その内容を具体的に示せとの問いに、これについては、東洋クロス(株)、中央土地(株)、関西電力(株)、樽井2207番地分に対する土地の貸付料であり、そのうち関西電力分については電柱の土地貸付料となっており、また樽井2207番地分については、5名の方に居住用として、2名の方には倉庫用として貸している土地の貸付料であり、おの土地の面積に基づき貸付料を決定しており、東洋クロス(株)及び中央土地(株)についての土地貸付料は、近隣の固定資産税及び都市計画税を参酌して決定しているとのことでした。

さらに、総務管理費の除草委託料の内容を示せとの問いに、これについては、本田池、谷口池、君が池等の除草作業の委託であり、委託先は泉南市シルバー人材センターであるとのことでした。

以上が樽井財産区会計に対する主な質疑でした。

次に、国民健康保険事業特別会計では、国民健康保険税は滞納者が多いと聞くが、介護保険が導

入されることにより、国民健康保険税に介護保険料も含まれることにかんがみて、今以上に滞納者をふやさないためにも、低所得者層への負担軽減の対策を考えているのかとの問いに、生活保護世帯のボーダーライン層の世帯並びに市民税の均等割の世帯及び所得割の非課税世帯についての減免措置については、今後検討する考えであり、また実施したときには申請が必要であるため、泉南市広報でお知らせをすることとした。

なお、同和減免については平成14年度には一般対策へ移行するとのことでした。

次に、介護保険事業特別会計にあっては、介護サービス事業において苦情処理はだれがするのかとの問いに、基本的には大阪府と国民健康保険団体連絡会であるが、一時的に泉南市の介護保険課等で行うとのことでした。

次に、水道事業会計について申し上げます。

まず、水質検査に伴う水質費の中で、水質検査結果と金熊寺川の水質管理について示されたいとの問いに、水質検査については毎月46項目の検査を行っており、また定期検査ではゴルフ場の農薬問題でモニタリング水質調査として4項目、そしてクリプトスポリジウム原虫調査も年2回実施し、さらにことしからダイオキシン調査を1回することになっており、ちなみに、金熊寺川の水質については、これらすべての検査を行った結果、すべてクリアしているとのことでした。

なお、金熊寺川より取水しているのは、伏流水(2,850トン)を水利権として六尾浄水場で取水しているとのことでした。

また、金熊寺川沿いには老健施設があるが、これらの施設から出る排水管理はどのようになっているのかとの問いに、これについては、施設の排水口が六尾浄水場の取水口の下流にある関係上、直接的には取水口に入っていない状況であるとのことでした。しかしながら、行政としてはそれら関連施設に出向き、監査または必要に応じて指導の必要もあるのではないのかとの意見がありました。

次に、第7次拡張事業費では、泉南市の水道料金が高いのは、過去の拡張事業等により負債が重なったことによるはね返りが多いためであり、今

期、新家宮地区の大規模開発のために新配水池建設及びそれに伴う配水管等の設備投資を行うことは、水道料金にはね返るのではないかとの問いに、本事業は大規模開発云々ではなく、当初から計画をしていた事業であり、理由としては、現在の配水池より新配水池は七、八メートル上部に位置することから、新家全域にスムーズに配水ができ、また災害に備えより強固なものにし、地域の方々、ひいては泉南市の利益につながるもので、将来展望に立って計画した事業であるとのことでした。

その他、営業外費用の中の消費税のところでは、本市の水道料金にかかわる消費税のあり方について税法上の議論がありました。

以上で各会計予算17件に対する審査を終了し、最後に市長の出席を求め、総括質問を行いました。

ここではまず、事あるごとに議論される問題として、市税の徴収率の問題であるが、組織的な整備も含めて、今後の市長としての見解を示せとの問いに、これについては従前より徴収率向上については努力しているところであるが、現実問題として未済額が多いということは真摯に受けとめており、現在徴収可能な分、不可能な分について精査し、根拠を明らかにした上で処理していく考えであるが、一定担税力がありながら払わないという方については、土地の公売や電話加入権を差し押さえるなどして対応するとともに、新年度については体制強化ということで税の専門家にも来ていただく予定であり、鋭意徴収率向上にさらなる努力を傾注してまいる考えであるとのことでした。

次に、関西国際空港にかかわって南ルート導入に向けて、国の方で今回初めて調査費がついたということであるが、現在の関西国際空港株式会社の経営状況、本市財政問題、採算性、事業主体の問題等々から見て必要性は薄いと思うが、その点市長としての見解を示せとの問いに、今回、国において南ルートについての調査費が計上されたということは、1つは現在までの息の長い要望活動の成果であると考えており、現在の北ルートの交通容量だけをとらまえて考えると、南ルートということについては判断に苦しむところであるが、一方災害時における代替機能という観点から考えると、今回の国での調査費の計上については、大

きな意味が含まれているものと認識しているとのことでした。

次に、現在本市では行財政改革に取り組んでいる中で、過去3年間では特別職の報酬の10%カット及び管理職手当の10%カットを行い、今年度にあっては幼稚園の保育料の引き上げを初めとする各種使用料の見直し、一般職の給料の2%カット、敬老祝い金の見直しと、最終的には市民にしわ寄せが来ていると思うが、その点市長としての考え方を示せとの問いに、行財政改革については、あらゆる角度から切り込んでいくとともに、スリム化に努力していく考えであり、例えば敬老祝い金については、現在まで一律支給ということであったが、本年4月1日より介護保険も始まるうとしており、一定施策の転換の時期に来ているという認識の上で、今回のような形をお願いしていく考えであるとのことでした。

次に、本市は今年度、市制施行30周年ということで節目の年であり、各種記念イベントをするということについては理解するものであるが、その予算額については、本市の財政状況に見合ったものであるとは理解しがたい、その点市長としての見解を示せとの問いに、本市については市制施行の記念行事を5年ごとに行うのではなく、10年に1回行っていること及び記念式典等も行わなければならない関係上、今回の予算額を計上しているところであるが、当初の予算要求額と比較すると、できる限り絞り込んだ額になっているとのことでした。

次に、昨今新家地域において悪臭の問題が惹起しているが、その対策について市長としての見解を示せとの問いに、御指摘の新家地域の悪臭については、原因者が泉佐野市域に属している関係上、本市と泉佐野市が共同で大阪府に対し行政指導を行うよう要請を行い、それを受けて大阪府の方で原因者に対して行政指導を行った結果、現在改修工事を行っており、現時点ではそれを見守っていく考えであるとのことでした。

次に、ごみの減量化に向けて、本市では一定の施策を行っていることは認識しているが、現実、効果という面になると余り目に見えてこないように思うが、一定ごみの有料化ということも含めて、

市長としての考え方を示せとの問いに、これからの時代は、ごみを減らすということが大きな課題であると認識しており、今回初めて生ごみ処理機について若干の補助を行っていく考えであるが、一方ごみの有料化ということについては、有料化を実施することにより一時的には減少するが、一定の期間を経過すればもとの状態に戻りつつあるという事例も聞いており、必ずしも行政効果が出るとは考えていないが、いずれにしても、ごみを減らすということについては、今後ともあらゆる角度から調査研究していく考えであるとのことでした。

次に、農業公園整備事業にかかわって、今予算には水道施設や管理運営についての調査委託料があるが、施設の内容、整備水準、利用計画、運営等々を含めて将来像がいまだ明確でない現状から見て、この事業については縮減、凍結を考えるべきであると思うが、その点市長としての見解を示せとの問いに、農業公園整備事業については、皆さんに大変御心配をおかけしているところであるが、一昨年の関西国際空港の2期事業にかかわって、国・府に対して要望活動を行った中で施設整備について補助がつくなど、有利な財源確保に努力しているところであり、事業については1期、2期と分けて計画しており、当面は1期ということで箱物を入れない形での整備ということで、水道施設、農地開発に係るものから先に整備していく考えであり、御指摘の事業の縮減、凍結ということであるが、特に1期については、内容を精査する中で縮減できるものについては可能な限り努力していく考えであり、2期については、現在の財政状況を勘案した中であって、しばらくの間置いておく考えであるとのことでした。

次に、市営住宅全般にかかわる問題として、現在払い下げにかかわって係争中である裁判については、過去の経過も踏まえた上で、市長がリーダーシップをとって解決に向けて努力すべきであると思うが、その点市長としての見解を示せとの問いに、これについては裁判の中で明らかにしていく考えであり、現在提訴されていることに対して、市としての立場で物を言っていく考えであるとのことでした。

あわせて今年度払い下げを予定している市営住宅については、境界明示等ができていなかったということで払い下げがおくれていた経過からして、過去に払い下げをおこなった10団地と同様の率で払い下げを行うべきであると思うが、その点市長としての考え方を示せとの問いに、市営住宅の払い下げについては、鑑定評価をとった上で不動産評価審議会に諮るとというのが一定の手順であり、過去の経過も踏まえて払い下げは行わなければならないとは認識しているが、率については過去の10団地と同じ率は考えていないところであり、今の時代に見合った適正な価格を考えているとのことでした。

次に、和泉砂川駅前再開発事業にかかわって土地開発公社の方で先行取得した土地について、一定その処理及び対応策を考えるべきであると思うが、その点市長としての見解を示せとの問いに、和泉砂川駅周辺の先行取得した未利用地の活用方法については、現在土地開発公社の方でいろいろ検討しているところであり、地元商店街の皆さんにも喜んでいただけるような活用方法を模索していく考えであるとのことでした。

次に、牧野公園新設事業については、今予算委員会の中で種々議論を醸し出しているところであるが、一定市長としての基本的な見解を示せとの問いに、牧野公園については、土地の立地条件及び長い街区が続いているということで、防災機能を有しているという観点、並びに都市計画審議会にお諮りをした中で都市計画必要という位置づけのもとで計画決定がなされ、さらに昨年には実施設計についての補正予算も認めていただき、鋭意事業を行っているところであり、今後は所定の手続にしたがって事業を進めていく考えであるとのことでした。

これに対し、この牧野公園新設事業については、都市計画決定図書作成から基本設計に至るまでの手続の進め方及び土地が競売地であるということからして、この事業の進め方については納得しがたいとの活発な意見がありました。

次に、教育行政全般にかかわる問題として、昨今の本市財政状況が非常に厳しいということは理解しているところであるが、教育費の予算額を見

る限り、そのしわ寄せが教育に来ていると思うが、その点市長としての見解を示せとの問いに、しわ寄せが教育に来ているのではないのかとの指摘ではあるが、今は管理の時代に入っているという認識を持っており、当然メンテナンス費用に限定される関係上、予算額には多少の波があるということについては理解を求めたものであり、今後は大規模改修を行っていかなくてはならない立場から、その前提となる耐震診断を今年度から行っていく考えであるとのことでした。

さらに、関連事項として、国では同和事業については終結・廃止の方向で進んでいるが、その中でなおかつ同和教育を続ける必要があるのか、その点市長としての見解を示せとの問いに、同和教育のあり方の問題については、教育委員会の中身の問題であり、当然教育委員会の方で判断していくべきものと考えているが、ただ教育についても時代時代によって当然変わっていく性質のものであると認識しており、教育委員会の方で適切な対応がされるものと考えているとのことでした。

以上で各会計予算17件に対する質疑をすべて終了し、順次討論、採決に入りました。

そのうち討論のあった会計については、一般会計及び国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計であり、一般会計については、長年にわたる開発優先の行政運営が敬老祝い金問題、幼稚園の保育料値上げに見られるように、最終的には市民にしわ寄せが来ているものであり、市の財政に見合った開発をすべきである。また、市営住宅払い下げ問題についても何ら有効的な解決の道筋を示していない。また、牧野公園計画についても一定公園の必要性は理解するところであるが、全体的な公園計画が示されないまま行うのは問題がある等々の指摘がある中、今予算については不満を感じる点が多々あり、反対する旨の討論と、片や平成12年度予算にあつては、非常に厳しい財政状況の中で多様化する市民ニーズにこたえるため、介護保険制度や情報公開条例の施行、第4次泉南市総合計画の策定事業、また都市基盤整備については、砂川樫井線新設事業、信達樽井線改良事業等、また教育施設整備については、教育施設耐震診断等重点的に財源を配分し、予算編

成を行った点を評価するものであるが、依然として本市を取り巻く財政状況は非常に厳しく、財政の健全化に向けて、自主財源の根幹である市税については、課税客体の着実な把握を行うとともに、現在取り組んでいる行財政改革についてはより一層の推進を図り、市長みずから不退転の決意で取り組むことを望むとの意見を付して賛成する旨の討論があり、採決の結果、賛成多数でもって原案どおり可とするとの決定がなされました。

次に、国民健康保険事業特別会計にあつては、本市の場合、応益割が非常に高く、高い保険料になっているにもかかわらず、いまだ減免等の改善策が示されない会計であり、反対する旨の討論があり、採決の結果、賛成多数でもって原案どおり可とするとの決定がなされました。

次に、下水道事業特別会計にあつては、供用開始区域での下水道への接続もいまだおこなわれている。また、率先して接続を行わなくてはならない公共施設にあつてもいまだ接続が不十分な状況であり、反対する旨の討論があり、採決の結果、賛成多数でもって原案どおり可とするとの決定がなされました。

次に、水道事業会計にあつては、新家地区で行われている宅地開発の負担が水道会計に与える影響は大きく、将来水道料金にはね返ることは必至であり、反対する旨の討論があり、採決の結果、賛成多数でもって原案どおり可とするとの決定がなされました。

なお、このほかの13件の各会計予算につきましては、討論は全くなく、いずれも全会一致でもって原案どおり可とするとの決定がなされました。

以上、報告漏れの部分も多々あると思いますが、本特別委員会に付託を受けました平成12年度大阪府泉南市各会計予算17件に対する委員会の審査及び結果であります。

議員各位におかれましては、本特別委員会同様、よろしくお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、私の報告といたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。――小山君。

2番（小山広明君） 大変御苦労さまでございま

した。4日間にわたる質疑の内容を1時間かけて御報告いただいたんですが、ただ僕も聞いているここももう少し言うてほしかったなというんか、そういうところも感じたんですが、委員会テープをとっていらっしゃるわけですが、このテープについての位置づけですね。やはり今の報告では全部報告されておらないのは当然でありますから、とっておるテープについては、求めがあればきちっと出すということにさせていただきたいと思うんですが、委員長の見解を聞いておきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

予算審査特別委員長（真砂 満君） 小山議員からの録音されているテープの位置づけの問題でございますけども、確かに委員長報告の中では、4日間の分で冒頭に御了解をもうてますように、すべて報告ができません。だから、概略という形で報告をさせていただいているところでございますけれども、そのテープの取り扱いについては、委員長としてどうこうするでなくて、ほかの委員会の関係もありますんで、一度議会の方でしかるべく検討をさせていただいて、結論を出していただいた方がいいかというふうに思えます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） ちゃんと制度というんか、1つの仕事でテープをとってるわけですから、基本的には議員及び市民も権利があると思うんですが、テープは公開していただきたい、隠す理由は私はないと思いますので。保管についてもきちっとしておかないと、どこかへ行ってしまったということがあってもいけないし、当然委員長の1時間の報告の中ではすべてできないのは、これはだれが考えても当然でありますから、それを保管するものとしてやっぱりテープというのをきちっと私としては残しておいてもらいたいと、そのように思えます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。（和気 豊君「議長」と呼ぶ）和気君。

13番（和気 豊君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第23号のみに限って一部修正するとともに、これを議題とされんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

議長（嶋本五男君） ただいま和気 豊君から議案第23号について一部修正するとともに、これを議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

議員提出議案第9号 議案第23号に対する修正動議を議題といたします。

書類を配付してください。

〔議案書配付〕

議長（嶋本五男君） 本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

13番（和気 豊君） 遅くなっておりますが、ただいま文書にて御配付申し上げております議員提出議案第9号について、提案理由並びに内容について説明を申し上げてまいります。

空港関連の大型公共事業の推進に見られる開発至上主義が今日の市財政を危機に陥れた最大の原因であることは、今やだれの目にも明らかであります。空港着工年度であった昭和62年度以降、前市政とその市政の後継者を自称し、6年近くの間市政を担当されてきた現向井市政は、市公共事業を異常に膨らませ、国の市町村への単独事業の押しつけに追随して、48億円の基金の取り崩しを初め、平成11年度末には一般会計だけでも241億円の借金残高をつくり出しました。

それが今年度、平成12年度の一般会計の借金返済額を25億円余に押し上げ、下水道事業の借金返済額約12億円を償う繰出金と合わせると、予算全体に占める割合は何と18%にも膨張いたします。市長はこの異常ともいふべき借金財政に対しても、市民生活に密着した事業の結果生まれたものと言ってものけますが、それでは老朽校舎の大規模改修を耐震構造には金がかかると6年間も放置し、平成14年になってやっと2校舎、全体の1割にも満たない改修に着手する姿勢をどのように説明されるのでしょうか。必要性から順位をつけて進めてきたとも言われますが、そうであれば、地方自治の最優先で進めなければならない

住民の安全、健康と福祉を守る仕事を後回しにする態度をどのように理解したらいいのでしょうか。

ことしの予算でも後期高齢者の皆さんが毎年楽しみにされている敬老祝い金をばっさり削ったり、大規模改修のおくれを補うための学校施設の修繕料の抑制、図書館の図書購入費を平常時より6割もカットするなど、お年寄り、児童・生徒を初め市民に犠牲を強いる一方、市職員には向こう3年にわたって2%の給料カットを強行する、まさに市民に冷たい、考えられない予算になっています。

せめて市でできるほんのわずかな弱者や働く皆さんへの対策のその削減が国・府の福祉・暮らし予算の削減とあわせて、日本経済の中心である個人消費を冷え込ませ、景気の回復をさらに後退させ、今大変な状況にある地場産業の衰退にも拍車をかけることは避けられません。

福祉、教育、市職員の皆さんの暮らしを守る立場からむだを省き、必要な財源を確保するために逆立ちした予算を極めて制約された修正内容ではありますが、提出者を代表し、次のように提案してまいりたいと思います。

まず、第1に、(仮称)農業公園整備事業費用についてであります。

農業公園はこれまで一般会計で土地購入を中心に、約2億7,700万円余の投資を進めてきました。同時に、開発公社で7億5,100万円余の利息を合わせた土地の先行投資を進めてまいりました。いよいよ平成12年度から繰越明許を含め、進入道路、水道布設工事、造成工事を初め土地の買い戻しなどが進められ、一般会計に今後大きな影響を与えてまいります。

市当局もようやく市財政への影響の大きさを考え、一部宿泊施設の先送りなどを言い始めていますが、それが全体計画総事業費30億円近い膨大な事業費の中の幾らの削減になるのか、また競合施設との兼ね合いで、当初平成5年予測の利用者の増減との関係からどう位置づけられているのか、これらがいまだ議会や市民に明らかにされておられません。

4月1日から情報公開条例が施行されることと相まって、このようなずさんな計画開示の中で事業の推進をこれ以上野放しにすることは、行政の

チェック役を市民から負託をされている議会としては許されないことだと考えます。平成5年の計画を修正するのであれば、現時点での科学的で財政上からも、精度のある全面的な見直し案を議会の審議に付することができるまで予算の計上を見送るのが当然だと思慮するものであります。

以上の理由から、ただいまお配りの文書の後ろから2枚目をおめくりをいただきたいと思います。農林水産事業費のうち農業費、そのうち農業公園整備事業費、これを全面削減いたします。

次に、牧野公園新設事業についてであります。

財政の危機的状況の中で、一般税源で約1億円、起債で1億7,100万円と、後年度の負担を考えるとまさに厳しい事業であります。それだけにこの事業が市民とりわけ街区公園の性格から、250メートル圏内の児童にとって——今もってこの対象児童数は明らかにされておりませんが、どのような意味を持っているのかをはっきりさせる必要があります。

また、防災上の観点を強調されますが、これはすぐ近くに特定避難箇所、準特定避難箇所に当たる公民館や幼稚園、保育所があり、他の地域に比べても防災条件に恵まれた地域であります。仮に必要性が十分位置づけられた場合でも、旧信達小学校用地や開発公社で先行取得し、その取得目的が完全に破綻している駅前再開発のアクセス道路用地や代替用地ではなぜいけないのか。市の提案では余りにも説得力がありません。

それもそのはず、この事業はまさに調査の段階から泥縄のやっつけ仕事の感が否定できません。調査費は平成7年度当初予算にも計上されず、年度末の2月になって急遽業者に調査を委託、わずか1カ月余の調査期間で浮上してきた計画案をもとに事を進めようというものであります。

平成7年2月という時期は、この土地が競売物件として落札されたわずか4カ月後のことでもあります。行政が早くから適地と考えて物色していた土地とは、到底言いがたいものであります。

以上の点からも、財政事情を無視して強引に進めていくべきものではなく、必要であれば代替地の検討から慎重に再考していくべきものだと考えるものであります。

以上の理由から、一番末尾のページをお開きいただきありがとうございます。土木費のうち項都市計画費、目牧野公園新設事業費、これも先ほどと同様全面的に削除いたします。

次に、総務費、総務管理費、空港対策費の委託料についてであります。これは南ルートの調査費の市の持ち出し分ではありますが、関空の2期工事を前提にした南ルートが果たして必要なかどうかという原点論がまだ論議不十分ではないでしょうか。運輸省は関空第2期工事をバラ色に描き出していますが、1期分の行き詰まりがこれほどはっきりしているのに、関空2期工事を進めても大丈夫かという声が大きくなってきています。

まず第1に、関空の離着陸能力は年間16万回ですが、実際は98年度で11万7,600回と4万2,000回も余裕があること。

第2に、海上空港のため建設費がかさんで関空着陸料の高騰を招き、外国航空会社が撤退して減便が続く、FAAJ（在日外国航空会社協議会）からも国際的な批判を浴びていること。

第3に、総務庁行政監察局の調査でも、関空会社は98年度末で1,333億円もの膨大な赤字を抱え、将来も成田の第2滑走路、中部、神戸各空港などとの競合関係で関空の利用料を一層引き下げることになるなど、強引な2期事業への突入にその根拠がないこと、すなわち総額先にありきという国の公共事業の垂れ流し計画に対して、今大きな批判がマスコミ等でも上がっているところがあります。

1,000億から2,000億円もかかるであろう南ルートが財政面からもその必要性が問い直される時期が早晚やってくることは明らかではないでしょうか。百歩譲って、国際空港の附帯施設として国策の位置づけが明確になり、一から十まで国が事業展開を果たしてくれるならともかく、今回の調査費の市の持ち出しに見られるように、将来にわたって地元の負担が前提となるような事業は、市の財政事情からも到底許容できる代物ではありません。

以上の点から、末尾から2ページ目をお開きいただきありがとうございます。総務費、総務管理費、空港対策費のうち、委託料300万円の全額を減額

するものであります。

次に、同和対策費の中の負担金補助及び交付金の府同和事業促進協議会と市同和事業促進協議会補助金についてであります。

今や同和行政の終結は、全国の大きな流れになっています。しかし、大阪では府同促——府同和事業促進協議会が逆流と不公正な同和行政推進の元凶の役割を担っています。行政との一体化の中で、地区指定や地区協議会温存の中心的役割を果たしているこの協議会の存在こそ、同和行政の終結を妨げていることを強く申し述べ、当初の目的からかけ離れ、その泉南市版となっている市同和促進協議会への補助金の削減は、公平、公正な行政を進めていく上で極めて重要であります。

以上の理由から、末尾から2ページ目をおめくりいただきたいと思います。総務費、同和対策費、目同和対策費のうち負担金補助及び交付金全額、府同和事業促進協議会負担金とそれから市同和事業促進協議会補助金、この2つを削減するものであります。

次に、教育総務費の負担金補助及び交付金の泉南市同和教育研究協議会補助金など4つの協議会と連絡会への補助金についてであります。

泉南市同和教育研究協議会が発行している「わだち」には、特定の運動団体が主張する部落排外主義などのゆがんだ理論が引き写しされています。教育の不偏不党、公正、中立をうたった教育基本法の立場からも、逸脱した立場に立った協議会の活動への補助は、泉南市の公教育を守る立場からも早急に改めていかなければならないことは、当然のことです。

以上の理由から、一番末尾のページをおめくりいただきたいと思います。款教育費、項教育総務費、目同和教育費の負担金補助及び交付金189万、3つの協議会と1つの連絡会への負担金全額を減額提案をさせていただきます。

以上の減額修正によって生じた一般財源総額1億3,421万6,000円は、介護サービスの上乗せ施策の実施、敬老祝い金、学校施設整備費の中の修繕料、小・中学校、幼稚園費の需用費の中の消耗品費、図書館図書費、プール施設運営費など、市民とりわけ高齢者や子供たちへの緊急、必要な

費用の増額に充てられることを市当局に強く求めて、提案の趣旨理由とさせていただきます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより修正案及び原案について順次討論を行います。

まず、修正案に対する討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

次に、原案に対する討論を行います。討論はありませんか。——成田君。

14番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員団を代表し、2000年度泉南市一般会計予算案に対しての反対討論を行います。

日本経済の現状は、依然として深刻な不況の中にあります。経済企画庁が昨年12月に発表した経済白書では、日本経済は民間需要の回復が弱く、厳しい状況をなお脱してないと指摘しています。総務庁発表の99年の完全失業率は4.7%と、最悪の状況です。同じく景気の回復も、国内総生産の60%の大きさを持つ個人消費も7年連続マイナスであります。景気回復のめどである国内総生産の名目成長率も1998年、1999年、2年連続マイナスとなり、深刻な状況です。

このような中であって、自・自・公内閣の2000年度予算は20兆円を超える借金返済額となり、国債の残高は2000年度末で364兆円という空前の赤字国家財政となり、それでもゼネコン型公共事業に9兆9,000億円、大銀行支援に10兆円もふやすなど、いまだ未曾有の長期的不況にある日本経済と国民の暮らしを立て直す何ら展望を指し示していません。

一方、大阪府はどうでしょうか。岸府政以来のすばるプラン、大阪湾ベイエリア計画、関空建設など大型公共工事で借金残高は4兆7,000億円、年間税収の4倍、借金の公債費も1,500億円と急増しています。この赤字をなくすとして新しい知事が3月議会で最初にした仕事は、府立高校の授業料を新1年生から一気に33%、年間3万6,000円の値上げと、私立高校、幼稚園、保育園への大幅な補助金の削減と廃止であります。この

ような府民いじめの政治は、断じて許されるものではありません。

その反面、展望のない関空2期工事には、府負担分の1,173億円のうち今年度は172億円も負担するなど、大型公共工事はやめようとしていません。国、府、市において今求められているのは、むだな浪費の大型公共工事にメスを入れ、公共工事を削減し、開発至上主義から脱却して、生活、福祉、医療、教育など市民の暮らし支援型の予算に組みかえることが今最も必要ではないでしょうか。

さて、現在の市の借金は、2000年予算案では市債、債務負担行為、下水道市債を入れて557億円、市民1人当たり85万円と膨大な借金となっています。もちろんその原因は、長年続いた空港優先開発及び同和事業がもたらしたものであります。市はその赤字解消と称して、1996年度から財政改革なるものを決め、97年度から3年間、教育費などを中心に経常経費10%を削減して子供たちにしわ寄せを図ってきましたが、借金財政は軽くなるばかりか、ますます重くなるばかりです。

市の中期的財政展望でも、2002年には17億円の財源不足になると発表しています。2000年度予算案でも市税収入をマイナス1.6%、1億7,000万の減収を当初から組み込み、滞納繰越額もこの5年間で27億円、実に5倍と増加しています。税収の厳しさは徴収率がここ七、八年87%前後と府下最低ラインであり、このことは不況ばかりが原因とは言えません。市民の市政に対する不信があると言っても言い過ぎではないでしょう。

このような中であって、今の市の財政再建に求められているのは、市民に負担を押しつける行財政改革でなく、市民本位の行財政改革であります。

さて、泉南市の2000年度予算案の特徴の第1は、相も変わらず空港優先と緊急必要性のない公共工事を今なお進めようとしているところがあります。その1つは、南側ルートに300万円の調査費をつけたことでもあります。冷静に見て南側ルートの予算にどのような現実性があるのか、疑問を持つところでもあります。現在の関空北側ルー

トでも、当初の計画では、2000年度までに利用者台数は1日3万4,000台と見込んでいましたが、99年現在、1万8,000台しか利用されておりません。利用率は約半分程度です。

現在の北側ルートは十分に余裕があります。しかも、関空は世界一高い空港使用料と今日の不況の中で、開港以来21社の航空会社が撤退し、99年度でも英国航空など40便が中止となっています。そればかりか、関空会社は創業以来赤字が続き、2000年度関空会社の決算は、赤字が239億円となっています。しかも、1兆600億円もの累積赤字を抱えており、今や経営は破綻のところまで来ています。総務庁さえも関空会社の経営は見直すべきだと述べるありさまです。この上2期工事をすれば、まさに雪だるま式に赤字がふえるのは必至でしょう。在日外国航空会社協議会も、関空の2期工事についても新空港建設に伴う経費の増大を考えれば、建設には懸念せざるを得ないと厳しく批判しています。

このような状況を見て、2000億円以上ともいわれる南側ルートに巨額な財政投資をすることは、市民の目から見ても浪費とむだ以外の何物でもありません。ドン・キホーテになる前に、このようなむだな調査は即刻やめるべきであります。

その第2は、牧野公園新設事業であります。

今日の泉南市の深刻な財政状況の中で4億円以上の投資をして、この事業が緊急かつ必要性があるかどうかは甚だ疑問であります。公園が防災上必要というなら、まずなぜ中央公園計画を進めないのでしょうか。また、南海線から下の狭い岡田地域には防災公園が急がれておるのに、なぜ計画しないのでしょうか。さらに、今度の牧野公園計画の近くには、信達幼稚園、信達保育園、信達公園、信達公民館などが隣接し、市内のどこの地域よりも防災機能を持っております。また、信達幼稚園裏には旧信達小学校の土地もあいております。また、牧野公園予定地の和歌山側数メートルのところの途中まで道路があり、JR側の道路まで整備すれば、道路についても十分に防災は果たされます。公園は必要であります、市民の納得と合意の上で計画を進めることが必要ではないでしょうか。

なお、公園計画地の持ち主が市長の後援会の会員であったことは既に明らかになっています。急いでつくることは、ほかに何か理由があったのでしょうか。牧野公園新設計画については、撤回すべきであります。

その3は、農業公園整備計画であります。

既に10億円以上も使いながら、さらに2001年以后15億円以上も必要な計画となっています。農業公園の採算性や市の財政に与える影響を考えた場合、事業見直し、縮小、凍結すべきであります。近隣の市町村でも似たり寄ったりの農業公園的施設が乱立している中で、採算性を含め緊急に中止または見直しを求めます。

予算第3の特徴は、教育行政についてであります。

向井市長になってからの教育費とりわけ幼・小・中学校への整備費は、年平均1億円を切るひどいありさまです。稲留市政の7分の1、平島市政の3分の1です。ぼろぼろ校舎に対して議会や市民の厳しい批判の中でも、いまだに耐震調査は2002年までに2校にしか過ぎません。行財政改革96年以降は、信達小学校講堂を除けば市内の幼・小・中学校舎の1,000万以上の整備はたった3校だけあります。

さて、大阪府における教育費に対する泉南市の位置はどうでしょうか。99年度決算では、教育費全体で32市中29位、小学校費では32市中29位、中学校費に至っては32市中30位と、教育費の低さは断トツであります。

このような中で、97年からはプールの一般開放をお盆以後は中止し、夏の暑い時期に子供たちをプールから締め出しました。図書購入費に至っては96年度から60%近く的大幅減額をし、また市民は本を読みたくても図書館から借りることができない状況であります。この3年間府立図書館から市の図書館の貸し出し状況は、94年度と比較し98年度は一気に6倍となっております。それだけに図書館は利用しにくくなりました。

また、ことしは幼稚園保育料を1カ月5,000円から7,000円と値上げし、1,500万円を父母に負担させようとしています。一方では市条例違反の同和地区の幼稚園の時間外保育や給食費を

無料にしています。同和地区幼稚園のただの給食費代など市負担額は、98年度は1,033万円であったのがことは1,267万円と増額となっています。これでは保育料の値上げについて市民は納得ができません。

ちなみに、社会教育費に対する泉南市の府下における位置は、32市中31位と最低であります。その反面、廃止すべき同和教育については、行革が叫ばれた96年度が3,571万円であったのが99年度予算では4,382万円とふえています。必要性と部落差別解消に有害な同和教育は今なお続け、片方ではぼろぼろ校舎の整備はおくれにおくれ、子供たちにしわ寄せをさしています。市は直ちに教育費を大幅に増額すべきであります。

予算第4の特徴は、福祉、介護保険についてであります。

今予算には街かどデイハウスや泉南作業所の定員増は含まれているものの、ことしから敬老見舞金2,400万円が削減され、このため3,051人以上の高齢者が支給されないことになりました。ささやかであるが、1年に一度の喜びを奪われました。このような高齢者いじめの冷たい福祉切り捨ては、到底容認するものではありません。

さらに、介護保険についてであります。

第1号者の保険料については府下3番目に高いところにあり、2年後の負担は大変なものとなります。政府は国民や我が党の要求で、今までホームヘルパーなどを利用する人は、利用料が3年間3%となっていますが、新しく4月から利用する人たちは10%の利用料となります。すべての利用者に3%の利用料とすべきであります。市が利用料を3%に抑えるために援助すべきであります。また、介護保険条例9条に基づく減免規則を早急につくるべきであります。

さらに、2号被保険者に対しても、若干低所得者に対する軽減を広げたが、それも全体の7%であります。これでは市民税非課税40%世帯から見れば、低所得者の負担を軽減できません。低所得者帯に対しての軽減をもっと広げるべきであります。このことを強く求めます。

予算第5の特徴は、同和行政廃止についてであります。

97年度に国が終結の方向に決めて以来、既に廃止すべきである同和行政は、今なお人権と名を変えて2000年度予算で1億4,000万円も予算化されています。同和であれ人権であれ、市民の中に垣根を設けるこのような予算は廃止すべきであります。

また、いまだに部落解放同盟鳴滝支部という特定の団体が隣保会館すなわち公共施設に事務所を持つことは、行政の中立性からも公有財産の性格から見ても認められるものではありません。市は早急に退去を求めるときをつけ加えておきます。

予算第6の特徴は、環境問題であります。

市はことしより公害の少ない天然ガス車を公用車として購入します。このことは評価しますが、その反面、十分な市民的な合意もなしに第二阪和国道の樹木を伐採する計画を容認しました。今日、ディーゼルなどから出るSPM、浮遊粒子に対する危険性は、尼崎公害裁判でも厳しく指摘されてきました。

市が安易に第二阪和の樹木を伐採することを容認することは、市民の健康を守る上では許されるべきではありません。樹木を切ることが市民に安全なのか、環境アセスを実施すべきであります。市長の言う環境に優しいとは一体どういうことでしょうか。私は強く反省を求めます。

最後に、2000年度予算案では、職員の皆さんの給与を年間9,200万円も削減し、1人当たり年間12万円以上の減収となります。財政赤字の原因は、職員の皆さんにはありません。この厳しい不況下、市民の苦情を聞きながら滞納など税の徴収に頑張っておられる職員の皆さんの努力に報われる予算にすべきではないでしょうか。このことを述べて、反対討論を終わりたいと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。――東君。

7番（東 重弘君） 議長のお許しを得ましたので、議案第23号、泉南市一般会計予算について短く賛成の討論をいたします。

今議会でも議論されておりますように、地方分権一括法施行や高齢化社会の進展など社会潮流が激しく変化していく中、今後の行政のあり方をど

のように変えていくか、国、地方とも厳しく問われているところであります。市町村にあっては独自の施策を立案し、その施策の実施に当たっては、責任を明確にして地方行政に当たることが重要であります。

この観点から新年度予算を見ると、平成12年から実施される介護保険制度や情報公開条例への取り組みは、高く評価するものであります。現在の地方自治体の財政状況は危機的な状況にあり、昭和30年代前半の不況、昭和50年のオイルショックに続き第3次の財政危機と言われ、地方税減収の一部を補てんするために、平成11年には地方特例交付金が復活されたところであります。

このような状況下、平成12年泉南市一般会計予算においては、清掃工場に対するダイオキシン発生防止対策の実施、天然ガスを燃料とする低公害車の導入、容器包装リサイクル法に基づいてプラスチック類の分別収集の実施、また家庭用生ごみ処理機の普及策としての補助成立の確立があり、環境への負荷軽減や環境問題に対する市民意識の高揚への取り組みも高く評価するものであります。

都市基盤整備としては、新家駅宮線の改良事業や信達樽井線の改良整備等が挙げられ、特に永年の懸案であった砂川榎井線の新設事業も大型物件の補償が解決し、着工への第一歩が示されております。また、本市にとって積年の夢であった関空南ルート実現の基礎をなす関西国際空港周辺地域交通ネットワーク調査の実施が組み込まれております。この点も高く評価をするものであります。

教育予算では、新家東小学校の体育館屋上改修事業のほか施設の維持修繕改修や平成11年度より実施の小学校へのコンピューター導入、また初めて耐震診断を実施するなど教育環境の改善にも努力をされております。

以上、住環境や都市基盤の整備、福祉、教育の各予算はもとより、平成12年度予算案は、将来の泉南市の発展のため編成された予算であると評価するものであります。厳しい財政状況における状態は当分の間続くものと思われませんが、今後の財政の健全化に向けて、自主財源の根幹である市税については、課税客体の確実な捕捉と税収体制の強化を図るとともに、その確保について引き続

き努力されるとともに、現在取り組まれている行財政改革についてもより一層の推進を図るとともに、市長みずから不退転の決意で取り組まれるよう要望いたしまして、賛成討論といたします。議員各位につきましては、賛同の上、御協力をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） それでは、議案第23号、泉南市一般会計予算に反対の立場で討論をさせていただきます。

前年比3.7%アップの本年度予算207億9,380万円の予算から、一体希望がわいてくるのでしょうか。解決すべきものが解決することになっているのでしょうか。本会議等でも議論されております市営住宅の問題については、一向に解決のめどが見えない。そういう問題で、市民の立場からすれば本当に苦しい状況を強いておる現状があります。

そういう中で、南ルートの300万円の予算をつけて浮かれておるようでありますけれども、このことは全く現実性はなく、今日の市民の苦しい状況を救うものでも全くないわけであります。仮にこれができるとしても、もっとこのことについてのきちとした責任ある体制を示すべきであります。だれが一体事業主体になるのか、そういうようなことすら示されておらない中で300万円の調査費の問題は、全くあすどうなるかわからないという厳しい現実の中で組まれるべき予算ではないと思うわけであります。

また、このような状況の中で、市民に対する説明責任ということが問われるわけでありますけれども、75歳以上の方に出しておりました年間7,000円から1万8,000円というわずかなこのような老人対策費を何の説明もないまま切り捨てるという、このようなあり方ではとても市民は行政に対する理解を示すことはできないはずであります。

また、介護保険の問題でおとといもある人に会ってお話を聞いたわけですが、年金生活者にとって介護保険というのは新たな負担になる。その上にわずかでありましてけれども、年に出されておりましたこの老人祝い金が切られるというこ

とになれば、年金生活者にとっては収入がふえるという道は全くないわけでありますから、一層の財政負担になるということを聞いて、そういう問題があるのかということを変えて現実的に私は感じたわけであります。

また、予算審議の中では、公社の利用見込みのない土地については売却するということを明言されたわけでありますけれども、そういうことについても、まだはっきりとした具体的なものは示されておられません。また、市役所の食堂の家賃の引き下げの問題と図書館、文化ホールにおける喫茶店の家賃問題については、大きな矛盾があります。

障害者が働き、社会復帰をしようとするときに、月10万円の家賃を払わしても何の問題意識を持たない。議論の中でも、ことしはこのことを見直すつもりはないということ、こういうことについては明言をする市当局であります。

ごみ問題についても、予算的にも余りかからないうわゆる有料化問題でありますけれども、努力すれば返ってくるという逆有料化のこのような政策を私は今すぐに導入するべきだと思います。

また、滞納問題でも、法人では4,100万円、また500万円以上の方が48人や、1,000万円以上を超える滞納者が32件、その総額27億円というものがたまっておるこの現実、行政の怠慢という以外の何物でもありません。また、不納欠損が8,800万円、11年度も1億5,000万円を見込むということでありますけれども、このことについてもきちとした説明をするべきであります。

また、住宅問題で払い下げを実施したところが長い間放置されておった問題があります。質疑の中でも当然市のミスで払い下げがおくれたことについては、当初払い下げた方と同じ条件ですというのが当然の問題でありますけれども、現在の評価額で売却するというようなことを公言してやみませんが、このようなことで関係者が納得をするのでしょうか。氏の松や高岸、砂原住宅での家賃の値上げ問題も、この泉南市が既に払い下げを行った住宅について、1,500円で据え置いてきたことを考え合わせますと、余りにも不公平な

あり方ではないでしょうか。

入札制度の問題では一定の前進があり、全国的にも先進的な泉南市というイメージがあるわけでありますけれども、やはりもっと踏み込んだ談合防止の制度を改革することが、受けられる業者にとっても私はいいことだと思いますので、制度的にも疑いの余地がないような制度を一日も早く提言していくべきでありますし、上限・下限価格の幅が余りにもあり過ぎることが価格の信頼性を失わせます。

南ルート300万円の調査費については、先ほども言いましたけれども、このことは即刻予算執行するべきではないと思います。

また、嘱託職員が5年以上は勤めないようにしておるにもかかわらず、今回の予算委員会の中で16名も15年以上勤める方がおられるという発言を聞いて、今、厳しい処置を職員にもしておるときに、このようなずさんなあり方では市民の理解は得られないでしょう。

環境対策で市の管理対応が問われておりました。市はどうしてもやってもらえないときは代執行すると明言しておりますが、これまでの市のかかわりを見ておりますと、本当にやるのかということは疑いを持つわけでありますけれども、予算委員会で明言されたこのような問題については、毅然としてやっていただきたいと思います。

また、男性の保育士を採用しているということは一定評価をいたしますが、実際には男性の保育士が採用されておらないという問題があります。そのような面ももう少し真に男も女もともに働く職場として、男性の保育士ということを実現するために、実効性のある処置をしていただきたいと思っております。

公園墓地の問題については、個人的には地元で反対の声は聞いていないということを明言し、区としての結論はまだ出ていないというあいまいな対応であります。このことについても、今、墓地問題は大変市民が関心を持っておられますし、岡田浦の火葬場については、委員の中からも樽井火葬場との対比の中で厳しい意見が出ておりましたが、このことについても市当局は改装するつもりはありませんということを明言し、いつ実現するかわ

からない公園墓地の問題に対して、そのことに期待をするというような現実を無視した答弁をしていることは、まことに許せない問題であります。一日も早く、きょうまで苦勞してきた方が亡くなっていくときに、市民が本当に安心して火葬されるようなことを、きちっと樽井や岡田の火葬場の問題を同じようにするべきであります。

また、農業公園の問題で、8万1,000円の原価がかかったにもかかわらず6万6,000円で売るといことが言われておりますけれども、このような損切り、一体負担をだれがするのでしょうか。このことこそ農業公園のずさんな計画が数字の上であらわれております。

また、障害者の賃金の問題でありますけれども、1カ月たった2,000円で働いている現実があります。また、一番多いパンづくりをしておられる方でも月3万4,000円。いろんな機器やいろんな設備、補助金が出ておるわけでありましてけれども、少なくとも最低限このような障害者が生きていくための賃金保障をするために、市は積極的に対応するべきであります。そのことの象徴的にあられておるのが、図書館における喫茶店の高額な家賃問題でありましょう。

また、農業についての質疑の中でも、バランスのとれた予算を組んでいるということを胸を張って事業部長は言っておりましたが、果たして現在の農業に対する予算の組み方がバランスのとれたものでないことは、だれの目にも明らかであります。まさに裸の王様の発言と言わざるを得ません。今の農業が本当に希望のある産業になっておるかどうか、もっと農業者の実際の声を聞いて、私は施策をしていただきたいと思います。

また、下水道問題でも、つなぎ込みの問題でいまだに給食センターのつなぎ込みがなされておらない、そういうことが堂々とと言われております。一番排水路を汚染する大量に排水を流すこのような給食センターのつなぎ込みこそ大優先してやることは、当然であります。

また、住居表示にしても、その係すら廃止をしているという問題は、私は、計画的な行政にあってそれほど予算がかかるものでもないのに中止しているのは、全く理解できません。

また、先ほど言った給食センターの問題でも、委員会の表現の中では、抜本的な検討をする際に考えるということで、何か給食センターの大きな方向転換があるような答弁がなされておりましたが、そういうことであれば、そのことは問われて言うのではなしに、きちっと市の方から言うべきではないでしょうか。

以上、予算委員会の質疑を通してこの予算の問題点を指摘し、反対の討論にいたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。21番（北出寧啓君） それでは、民主清和会を代表して、一般会計予算に関する批判的立場からする賛成討論を行いたいと思います。

毎年同じ指摘をしなければならないことに、市運営の構造的欠陥並びに執行者の行政責任がだれの頭にも浮上してはくるが、今は一般会計予算に対する我々の財政戦略的思考からする未来展望と一般批判を述べておきたい。

我々は、94年に行政改革を、95年に財政改革を本議会で訴えた。その段階で経常収支比率は103.6、全国663都市中ワースト7位だった。97年に財政危機を克服すべく行財政改革大綱が発表され、行政当局は経常経費を10ポイント下げると言明した。にもかかわらず、いまだに経常経費は100%を下がるどころか、「自治大阪」99年10月号の一番新しい資料では、行財政改革大綱の言明とは裏腹に経常経費が104.4%、それどころか人件費は府下ワーストツー、義務的経費に及んでは経常収支比率が112というワーストワンの池田市を抜いてワーストワンになっている。

一方、11年度末の地方債残高は245億円であり、公社、下水道特別会計を合わせると負債総額は530億円にも達する。起債制限比率は府下ワーストフォーである。当局が自慢する財政力指数ですら、もはや府下でさえ16位にしか過ぎない。

行財政改革大綱によって一体何が変わったのか。統計学的に見れば悪化しているとさえ言える。行財政改革大綱は当座の批判を回避するための擬制の大綱であったのかとしか言いようがない。となると、我々議員は当局の財政再建計画を全幅に信

頼ることなどできない。当局は大綱で一体何をしようとしたのか。残念ですがとは余りにも傍観者然とし、みずから発表した基本政策が破綻したことに対する深刻な反省がどこに見られるのだろうか。

なるほど、管理職や職員の給与削減、徴税行為、昼休みの消灯などは行っている。管理職の給与削減については、財政危機の責任として当然であるが、一般職員にはそうした責任があるわけではなく、給与の2%減は、膨大な数の中小企業の倒産や構造不況を考えれば、時代の趨勢であると考えられる。

片や、保育所、幼稚園の統廃合、特定事業の民営化あるいは破綻した砂川駅前西街区の整理は進まず、また当初の計画が破綻しつつある農業公園の見直しや凍結も明らかにされていない。

また、指摘したように、義務的経費だけで73.9%を占め府下ワーストワンであり、その中でも人件費は49.3%といまだに突出している。物件費、維持補修費、補助費等を合わせて計104.4%となる経常収支比率は、1994年を凌駕しているのである。直截に言えば、瑣末な改良には手を加えるが、行財政改革の本来の対象にはほとんど手を加えない、加えようとはしていないと言える。

さて、残事業の見直し、凍結、廃止、新規事業の不着手と言いながら、今回の4億円の巨費を投じる牧野公園とは一体何なのか。日夜職員が徴税に走り回り、他方では雨漏りのする学校の校舎や幼稚園の園舎の補修や安全対策もろくに行えないという財政危機の中で、今として不要不急である都市公園に突然こんな巨額投資を強行するのか。階上からトイレの汚水が漏れ、トイレトーパーすら不足するといった学校予算を少なくとも全国レベルに押し上げるべきではないのか。今、牧野公園を建設するということが合理的理由は見当たらない。

行政執行者の一連の答弁を集約してみる。まず、都市計画審議会で承認されたからという理由。しかし、都市計画審議委員が行政当局の提案に反対するケースはほとんど考えられない。逆に、昨年、河内長野市の日野谷をめぐる審議員の辞任に見ら

れるように、行政の誘導もある。また、都市計画審議会での決定過程では、財政事情はほとんど問題にされない。都市計画決定を経て財政状況等がかんがみ、実施の施策や時期を決定するのが執行機関である。したがって、都市計画審議会の決定を経たといっても直ちに実施する理由にはならない。

次に、災害時の園児等の避難所であるという理由。そもそも、地域住民の避難所には学校や幼稚園等の施設や運動場が利用される。園児が幅10メートルほどしかないいわゆるピストル型の公園を避難所として使うというのは、全くもって奇妙である。

第3に、上道と下道を通り抜けるという理由。この道路は狭隘な地域でゆっくりと周遊しており、さらにほぼ隣接する砂川駅前東街区開発計画には大型道路が計画されている。とってつけた理由でしかない。そして、一般に都市公園や緑地に反対する住民はいず、したがってそれが緊急の公園建設の理由にはならない。このように行政当局の一連の説明には、行財政改革の時代に現出した牧野公園建設計画の合理的理由が存在しない。

また、数日前の地価の公表でも明らかなように、全国的な地価の下落がまだまだ続いている。行政当局は、砂川駅前開発にかかわって19億円もの土地買収で今や23億5,000万円にも膨張した公社取得の土地、それで一体幾ら市民の税金をむだにしたか思い起こし、もっと自省の念にかられてもいいはずである。なぜ急ぐのか。

次に、この建設に際しての財源について触れておきたい。財源がないのにあえて財源を求め。それが牧野公園新設事業費1億3,400万円、市債1億7,100万円、そしてそれ以外は1億円近い緑化基金の取り崩しである。しかし、緑化基金はそのように使用するためにはないはず。

私は、泉南中学校PTA会長として学校ビオトープを計画し、大阪府緑化センターの支援を得て、先週110本の木を生徒とともに植えた。しかし、土壌整備の前段階としてのコンクリートの撤去費用十数万円すら市の公的援助を拒否された。多くの生徒や保護者が悔し涙を流している。自転車置き場の犯罪を防ぐための置き場の移動を願う保護

者、生徒、地域住民の署名もうち置かれたままである。

次に、これを時系列の中で検討してみたい。泉佐野市のコスモポリス計画にも一部似た農業公園に関して、今の予算書には見えてこないが、公社取得の土地約10億円の買い戻しと管理棟を主とした約5億円の建設費用は、恐らく来年、再来年で賄っていかなければならない。2期工事などは夢のまた夢である。市民の里は一体どうなったのだろうか、基幹農道は、はたまた砂川駅前東街区開発計画に伴う投資的経費も巨額となろう。

砂川樫井線、墓地公園、泉南中央公園、信達樽井線も射程に入れれば、どれ1つをとってもその額は本市の財政規模を著しく超えてしまう。行政当局が何をにおいても取り組まなくてはならない公共事業は一体何であり、どのような規模なのか。元利償還金がピークを迎え始めたことしから、四、五年にわたる財政的展望を事業の見直し、凍結、廃止を含めてもっと厳密に提示しなければならぬ。

本市には公共工事にかかわって見直し、凍結、廃止という大胆な戦略転換がなぜ内部から起こってこないのか。行政当局は何をしたいのか、何をしようとしているのか、それを市民に向かって明らかにする必要がある。これらは本市の将来を考えても住民投票が必要なくらいの重要な選択ではないのか。

現在の行政改革に関する自明の理は、旧来の事業の見直しと凍結、廃止、新規事業の取りやめ、システムの合理化と民営化による人件費の削減である。我々が95年に財政危機とその改革の方途を詳細に指し示したにもかかわらず、5年が経過した今、根源的な問いかけと踏み込みは本質的なところでは何ら見られていない。今は、無理をしても投資的経費を使う時期であるとは行政執行者の弁だが、果たしてそうなのか。

市街化区域の道路や側溝の補修には、金がない、金がないと断る。経常収支比率が100%を超えるということは、雑駁に言えば市民生活にかかわる諸政策はほとんど削られ、大勢の納税者の真摯な要求にはこたえられないということである。しかし、大型公共事業には湯水のように投資的経費

を重ね続けるとは、もはや住民には豊かで安全な市民生活を続ける諸権利が剥奪されたに等しい。

今回の歳出予算の構成比率を見ても、この公共事業の名における土建主義の構造は明らかである。大半の議員が指摘し続けた教育予算は、多くの老朽校舎を抱えながら2億5,000万円が減額され、構成比率は13%から11.3%へ激減している。

一方、かるがも計画、農業公園を抱える農林水産業費は1.9%から2.6%、土木費は13.3%から15.6%へと構成比率を急激に高めている。もちろん、公債費も11.9%から12.0%へと下降の兆しはない。

ただ、同時に指摘をしておかなければならないことは、本市では民生費の占める割合が、全国の市町村の平均値19.7%を大きく上回る31.2%にもなっていることである。これも例えば他市に比して多額な生活保護費などが大きく影響している。

つまり、高額納税を強いられる一般サラリーマンや児童・生徒たちは、民生費と土木費のはざまで豊かな市民生活、学校生活を送る諸権利を奪われている。言いかえれば、予算の配分において不利益をこうむっているということである。

さて、公共事業を進める執行権者はそれでいいだろう。しかし、そうした公共事業とはほとんどかかわることなく暮らしている一般市民になぜ犠牲が強いらなければならないのか。行政執行者は真摯に、そして謙虚にこのことを自問しなければならない。

我々の考えは決して少数にとどまるものではなく、多くの議員、職員も批判的に考えていることである。しかし、残念ながら予算案の提出権は首長にしかなく、地方議会は地方政府の意思決定機関であるにもかかわらず、予算書は議会開会直前に配付され、手続上はおおむね予算案を審議するにすぎない立場にある。当然、予算案の修正にも難航をきわめる。ということは、日本の法制度上は首長が執行機関であり、議会が意思決定機関であるものの、実質の意思決定は首長にあるということである。

ここに道があるとすれば、執行権者が我々議会議員の意見に謙虚に耳を傾け、是とするならばそ

れを率直に認め、政策立案過程に組み込むことである。かつ、あらゆる政策の提案と実施の権限は首長にあり、それゆえすべての責任は首長にあるという孤独な営為を率先して引き受けることである。我々としては、普通の市民や未来を歩く子供たちのための基本政策を、したがって地球環境をも深く考慮した施策を伴いながら、行財政運営を組織することを第一に求め、かつ不要不急ではない牧野公園の凍結を求めるものである。

しかし、各原課が、とりわけ財政課が苦勞してつくった一般予算案に対して、以上の批判的視点を含んだ上で賛成するものとする。

議長（嶋本五男君） 以上で原案に対する討論を終結いたします。

これより修正案及び原案について順次採決を行います。

まず初めに、議案第23号に対する和気 豊君ほか5名から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立少数であります。よって議案第23号に対する修正案については、否決されました。

修正案否決でございますので、これより原案について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第23号は、原案のとおり可とすることに決しました。

7時半まで休憩いたします。

午後6時58分 休憩

午後8時 3分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、先ほど議決いたしました一般会計予算を

除く他の16件の各会計予算について、一括して討論を行います。討論はありませんか。———松本君。

6番（松本雪美君） 日本共産党の松本雪美です。日本共産党を代表し、議案第34号、平成12年度国民健康保険事業特別会計予算について反対の立場から討論いたします。

さて、府が実施してきた65歳から69歳までの老人医療助成制度がことし4月から打ち切られること、高い国保税に加えて介護保険の新たな実施で介護保険料や利用料も加わり、高齢者を抱える家庭や低所得者層の世帯にとっては、今後ますます生活が脅かされることは必至の状況です。

こうしたもとでの当泉南市の国民健康保険税は、均等割や平等割として徴収される応益割が全体の保険税の54.6%と他市に比べて8%近くも高く設定されていることは、国保加入者の低所得者層の負担を一層重いものになっています。

このように国民健康保険税の高いことは、滞納状況を見ても明らかです。毎年毎年滞納世帯がふえ続け、今では4,894件、総額では5億1,371万円に達しています。介護保険実施で40から64歳までの2号被保険者は、1年間で最高で7万円も国保税の支払い時に加算されることとなります。

こうした事態は、高負担に耐えられずまた新たな滞納をつくり出す要因になるのではないかと心配でなりません。市民が滞納額をふやさない対策については、市は確たる方向を示してくれませんでした。これが反対の第1の理由です。

第2は、同和減免です。市は11年度末で358件、額にして1,875万7,000円が同和地域ということで特別に同和減免を実施し、ことしも続けていくということです。同和地区も一般地区も、今では物質的にはほとんど格差はなくなったという調査結果も出ています。今すぐ同和減免をやめ、国保会計の財源不足を補うべきです。

3点目は、低所得者層の人たちへの国保税の減免制度は不十分であり、これでは低所得者の世帯を守ることはできません。今回市が示した国保税や介護保険料は、年177万6,000円までは国の制度の6割、4割軽減の措置があります。

保険料は6割軽減の世帯が18万円が7万2,000円、4割軽減の世帯が18万円が10万8,000円と軽減され幾らか楽になりますが、市が実施している2割減免は、4人家族で23万4,000円未満の世帯が受けられるとのこと、保険税18万円が14万4,000円へと減額されます。しかし、4人家族で生保のボーダーライン層は、収入が28万4,000円で21万円の保険税と高負担になるのに減免はありません。減免は生保のボーダーライン層まで広げるべきです。

4点目は、せっかく受けられる2割減免制度があるのに、365世帯のうち140世帯しか受けていないとのこと。残りの225世帯は申請していないとのことですが、2割減免制度を知らないまま過ぎたのではないのでしょうか。市民に周知徹底するべきです。

以上、平成12年度の国保会計予算には、以上4点の理由で反対です。

なお、さきに述べたように、低所得者層の人たちの生活を守るためにも、2割減免を受けられる世帯の枠を取り外し、生保家庭のボーダーライン層の世帯まで拡大し、すべての対象者が減免制度を受けられるよう市の温かい配慮を期待して終わります。

議長（嶋本五男君） ほか。——大森君。
5番（大森和夫君） 日本共産党市会議員団を代表しまして、議案第39号、平成12年度大阪府泉南市水道事業会計予算について、反対の立場から討論いたします。

今年度の水道会計予算において、資本的収支のうち第7次拡張事業にかかわる予算4億4,000万円のうち、新家配水区受水池に関連する予算は2億4,000万円、新家受水池送水管及びメーター負担金は1億円、新家配水池用地費及び鑑定料に5,000万円も計上されています。これらの事業は、新星和不動産が行っている新家宮地区での308戸の大型開発を抜きにしては考えられません。新たに新家配水池をこの開発地内につくることは、開発業者の負担を少なくし、業者への便宜を図るものであります。また、この配水池は近郊緑地保全地域につくるものであり、環境を守る立場からも到底容認できるものではありません。

現在使っている新家配水池を充実させることは可能です。

これらの事業が後年度水道料金の値上げとなり、市民の負担となることは必定です。その上、今年度10月1日より府営水の値上げがあり、市民の負担が二重に覆いかぶさります。

以上の立場から反対の討論といたします。

議長（嶋本五男君） ほか。——小山君。
2番（小山広明君） 国民健康保険の会計に反対の立場で討論させていただきます。

国民健康保険は年最高限度額が46万円で、月に直しますと3万8,000円ほどの支払いになって、これは保険というには余りにも高い金額であります。しかも、働いて定年を終わった後の方が入ったり、生活的にも社会的にも大変厳しい方が加入する保険でありまして、公務員の保険やまた一般サラリーマンの保険に比べてはるかに高い個人負担というのは、もはや保険制度というようなものではないわけであります。

こういうものこそ、すべての人が1つの保険に入るということが前々から言われておるわけでありまして、市長会などもそういう立場で意見を言っているようでありまして、こういうことが一日も早く実現をいたしませんと、大変厳しい状況になると思います。かといって、市の財政が厳しい中で、市の一定の負担ということにも限界があるわけでありまして、こういう制度が一日も早くすべての人々が1つの保険に入るという形で、もう少し安い掛金で国民の健康が保障されるような制度を願って反対をいたします。

次に、下水道会計でございます。議案番号は36号でございます。

下水道会計は前年度33億円から25億7,000万円にダウンはしているわけでありまして、使用料の1億625万円という自主財源に当たるものは少ない金額であります。南部下水への負担金にいたしましても1億4,834万というように、使用料の収入にも満たないような状態でありまして、この会計が市の財政を大きく圧迫していることは当然であります。

市からの繰り入れがこういう状況の中で11億8,400万円もこの下水道会計に繰り入れをされ

ておるわけでありますから、市の財政の大きなところで財政問題を持っておるのは、私はこの下水道会計ではないかと思えます。今後、ますます財政が厳しくなってくる中で、この下水道会計が中途半端なものに終わることは、火を見るより明らかだと私は思います。

この地域に合った方法が幾らでもあるわけでありますから、一日も早くそのようなコストの安い、また地域の地場産業などがかわれるような小型合併処理浄化槽とか、開発業者がもう既に水洗化の工事はしておるわけでありますから、そういうものを市の責任として維持管理をしていけば、もっと市全体の活性化も進んでくるはずでありますから、今のような岬町から阪南市、泉南市とこういうものを1つにまとめてやるような方法については、もう負担が高負担になることは当たり前でありますから、一日も早く中止することを求めて反対いたします。

次に、水道会計でございますが、先ほどの質疑の中にもありましたように、自己水比率が25%というような状態であります。もっと独自の、これこそ市独自で深井戸とか河川水とか雨水などを有効利用した独自の水道行政をすることを求めて、これも反対をいたします。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———巴里君。
25番（巴里英一君） 議案第24号、樽井財産区会計について反対討論をいたします。

御承知のように財産区会計というのは、非常に複雑多岐、長い年限にわたっております。この財産区というのは一部の地区のみの有利な状況として、財産区制度のあり方そのものも問題ではないかというふうに私は思っております。そういった意味では、近代行政というシステムに合致しないものでもあります。

本来ならこの財産区そのものが消滅すべきものとして考えて、運営をなされるべきであるというふうに思っております。また、そのことに依拠して、準財産区として扱っている財産区の財産であります他の8財産区についても、そういった意味では考えるべきではないかというふうに思っております。

この樽井財産区問題は、御承知のように古くて新しい問題でもありますし、前に申し上げました古くは樽井村時代からのものであります。地方自治法第294条の財産区の意義と運営、あるいは296条の2項、財産区管理会の設置及び組織、296条の3項、管理会の機能及び同条第4項の運営となり、特別地方公共団体として知事の認可を得て運営されていることは、御承知のとおりであります。

296条の5その 運営の基本原則に基づく管理会の任務を規定しております。自治法を通じての基本は、所有する財産または公の施設の管理、処分または廃止の権能のみを有しているもので、行政上の権能はほとんどなく、原則として固有の機関も有しない特殊な地方公共団体として市町村の一部であるとされてます。

当然、その収支、歳入歳出資産は、その存する市の議会に報告し、議決を得なければならないことは、言うまでもないことであります。本義会はその任を負っているわけであります。つまり、財産区管理会とは議決機関ではなく審議機関であり、財産区財産の管理を主たる任務とする機関であります。

平成7年本議会は、前にも申し上げましたが、民間への払い下げ問題、会計の不明瞭さ、土地賃貸の違法性、またその違法性がありながら、財産区が徴収するのではなく、樽井区が徴収していた件、さらに計上すべき金銭を不当に支出をしていた件、隠ぺいされていた大金、また金融機関帳簿等による急激な出納増減などの問題があり、議会において自治法98条で調査特別委員会が設置されたのは、御承知のとおりであります。

その調査特別委員会で一定の成果は得られたものの、そのときの委員長の報告でありました本来の財産区会計の目的に沿った運営となっていないのは、この付託された決算特別委員会の中でも明らかにしたところであります。土地賃借そのものにも問題はありますが、転貸ししている財産区財産で不当な利益を得ていることを指摘しておりますが、今もってそういった意味では、委員長のきょうの報告においてもそういった問題がなされていないところでありますし、今もって改善をされ

ていないといったことは残念であります。また、財産区的財産扱いという法にない方法で、先ほど申し上げました行政行為を行っていることも指摘しておりますが、いまだに何ら改善の方向が見えません。

まだまだ指摘する点は多々ありますけれども、なお今後行政の方においてこの財産区財産のあり方、また財産区的財産の扱いといった問題で善処するということで、検討するといったことで御答弁いただいておりますけれども、今もってまだないことは非常に残念であります。

そういった意味を含めまして、本樽井地区財産区財産について、24号議案について反対せざるを得ないということで討論いたします。この討論に対して御賛同いただきますようお願いを申し上げて終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本16件に対する討論を終結いたします。

これより本16件の各会計予算について順次採決いたします。

初めに、議案第24号 平成12年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第24号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第34号 平成12年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第34号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第36号 平成12年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第36号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第39号 平成12年度大阪府泉南市下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第39号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、ただいま採決いたしました4件を除く他の会計予算12件について、これより一括して採決いたします。

本12件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本12件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第24号及び議案第34号及び議案第36号並びに議案第39号を除く他の議案12件の会計予算につきましては、いずれも委員長の報告のとおり、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第28、議案第40号 泉南市助役

の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第40号、泉南市助役の選任につきまして提案理由を御説明申し上げます。

遠藤助役から平成12年3月2日付で退職願が提出され、今月いっぱいをもって辞任されますので、後任として蜷川善夫氏を最適任者と認め助役に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の御同意を賜りたく、御提案するものでございます。なお、同氏の経歴につきましては、別冊議案書の3ページに参考資料として記載をいたしておりますとおりでございます。

簡単でございますが、本議案の説明とさせていただきます。どうぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———林君。

22番（林 治君） 時間も大分経過しておりますので、できるだけ簡潔に思うところを質問したいと思います。

市長はどういうおつもりで提案をされたのか、これは余り重要な議案だというふうには思わずに御提案されているのでしょうか。全くわからないんですね。

まず、遠藤助役、大変長い間御苦労さんでございました。遠藤助役は、私はこれまで例えば開発公社のこと1つ考えてみましても、いろいろと後始末的ないろんな御苦労があったというふうには思っています。それで、きょうはそのことについて総括するような場ではありませんので、このぐらいにしておいて、あとやっぱり今度の議案で、まず市長はなぜ助役が2人必要なのか、なぜこの方を提案されるのか、その辺はまず率直に言って明確に自分の思うところを議会に提案理由として言うべきではないでしょうか。

余りにもすげない提案なので、質問をしたいんですが、質問もできないぐらい単純なので、まず

そのことから改めて提案理由について明確にお示しをいただきたいと、こう思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 本市におきましては、過去からちょうど平島前市長時代から助役2人制をしいておるわけでございまして、1人は泉南市の職員の中から、もう1人は大阪府の職員の方から選任をしてきた経過がございます。私になりましてからもそういう形で選任をいたしてきております。

その理由といたしましては、泉南市の現在の状況から考えまして、本市の発展あるいはこれからの行政需要、あるいは関西国際空港を中心とした臨空都市の建設、それと近年では行財政改革の推進という面から考えまして、なお2人の助役を選任して、そして市政の発展につなげたいという思いがございます。

それと、1人は大阪府からということにつきましては、前からもそういう経過がございますけれども、現在のまだ泉南市の抱えておりますような課題あるいは今現在進行中の事業等を勘案いたしまして、やはり大阪府から引き続いていただく方が泉南市にとりましても大きなプラスになるというふうに判断をいたしましたので、今回も引き続き大阪府の方から助役を選任したいということにいたしました次第でございます。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） その程度のことはせめて私は冒頭で、市長はいえ自分の代理というんですか、名のごとく助けてくれる役職を持つお方のことですから、やっぱりきちと冒頭にやるべきだと思いますよ。

それで、具体的な質問にこれからようやく入りたいんですが、さきに私、2人の助役が必要かどうかということからでもということにしましたが、今地方行政はそら昔のことを考えれば、確かに全般的に多岐にはわたっていますし、また高度化もしてきたり、市民ニーズも多様化してくるとか、こういったこと。

これは市長はこれまでの、前の遠藤助役のときもそうですが、その前もそうですが、大体同趣旨のことはずっと言われてきたんですが、それは何も泉南市だけに特別限って起こっている問題では

ないんですね。現に府下の各市でもそういった中で1人助役で頑張っているところがあるんですよ。私はそういう点では、なぜ泉南市で特別に助役を2人制にする——これは大阪府からだとかどうだとかそういう意味やなしに、2人制にするということが必要なのかなと。その点がまず1点です。

あわせて昨年の決算の議会でも、市長の方から1,000万近くのいわゆる財政赤字ということで、このことをもって先ほど我が党の成田議員の方から特に一般会計についての最終的な討論をさせていただきましたが、そういう赤字財政だということで、今年度も市民のニーズにこたえるというよりも、むしろ徹底した、これに敵対するぐらいの予算のカット、削減ですね。しかも、それはもう子供たちのことからお年寄りのことまで予算の削減をした。財政は非常に厳しいと。一方で行財政改革だといって、さらに職員の給与の削減まで今回やってるんですね。

そしたら、ここで市長は、私はもっと市長自身が努力をして、2人制にせずに1人の助役で、市長みずからも努力をして苦勞をしてもっと働いて、まあいえば職員の皆さんにも督励をしてみずからも頑張っ、2人助役制にせずともこの面でも経費のまあいえば削減から含めてやるべきでないですか。職員の皆さんにまで厳しいことを要求してるわけですから、財政の面でも。私はそう思いますよ。この点は一体どうなのか。これは、1つは2人制が一般論で必要かどうかという点にかかわっての私からの質問です。

それから、もう1つは、これは今回の提案にありますこの方も、いずれはここで我々がもしかここで承認をされれば議論になるわけですから。ただ、遠藤助役の場合もそうです。決して個人的にあれこれというんじゃないし、私は大阪府からのいわゆる派遣助役、このことについて私は泉南市の市会議員の一員として、やっぱりはっきりと意見を持って質問をしたいと思ってるんですよ。

今、地方分権ということが今回の議会で議論にもなり、4月1日から施行でしょう。そういう中で、地方分権の本来の趣旨からいうたら、いわゆる上部組織から市の最高幹部を派遣すると、泉南市の方へ泉南市の幹部職員になる者を派遣すると、

こういうことはやっぱりいわゆる市政の干渉、支配にもなりますし、地方自治の確立やとか地方分権の確立が叫ばれている中で、自主性やとか自立性とかそういうものをしっかり持たないかんときに、こういうことを甘んじて受けるというか、求めるというか、これはやっぱり市長として、それこそ地方自治をめぐる世の中の流れに逆行するような対応じゃないですか。もっと自主的にしっかり自分で考えて行政を進めていくという気持ちを持ってやるべきことじゃないですか。私は、その点について、改めて府の方に派遣を求めるようなことはやめるべきだということも意見を付して、質問にしておきたいと思います。

それと、もう1点は、そのことにかかわって、市長は先ほどちょっとちらっとにお世話んですが、しかし具体的にはなかったのでお尋ねもしておきたいんですが、今提案されていますから、市長は新しい助役に何を期待して、そしてどのような任務を持ってもらおうと思ってるのか、このこともあわせてお答えをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目のなぜ2人かということと、他市の例もございましたけども、泉州地域は総じて2人制のところが多いいというふうに思います。それと、そのうちの1人は大阪府から派遣していただいている都市が多いと、泉州地域ですね。そういうことでございます。

先ほども言いましたように、泉南市が現在置かれている立場あるいは進行している事業、あるいは空港2期に関連した地域整備ですね。それと、大阪府のいろんな事業を市内でこれは本当にたくさんやっていただいておりますが、そういう状況の中にあっては、やはり助役を2人で今までやってきて、一定大きな成果をおさめているというふうに考えておりますので、引き続き2人制を続けていきたいと、当面ですね。そういう考えでございます。

そのうちの1人については、確かに分権という問題もございますけれども、行政経験があり、しかも泉南市と大阪府というのは、やはりそう簡単に割り切れるということでもない。ある一定の補助をいただいている部分もございますし、

それからやはり上位の団体として泉南市の方もいろいろ指導もいただいているということもございませし、それから大阪府の関連の事業というのは泉南市内でたくさんやっていただいていると。そういう中で、やはり大阪府から1名派遣をいただいた方が泉南市にとってプラスであるという判断をした中で、今回も引き続いて派遣をお願いしております。

それから、財政とのかかわりでは、確かに人件費ということで要るわけでございますけれども、それ以上の成果が期待できると。過去においても、本市におきましては、特に府と関連した施策なり事業ということについて、一定の大きな成果を生んできているというふうに考えております。

ですから、数値的に人件費が要ると、それにプラスしてというのは、非常に数値的にはあらかしにくいわけでございますが、問題となっておりますような農業公園なんかでも、府の15%の継ぎ足し補助というものも創設をしていただいておりますし、その他においても、府の貸付金等についても一定の理解をいただいた中で、有利な財政運営について少なからず貢献しているというふうに思っておりますので、確かに人件費は要りますが、それ以上の成果はあるものというふうに考えております。

それから、3つ目の分権時代ということでございますが、確かに大阪府から派遣をしていただくわけでございますけれども、来ていただいた以上は、泉南市の助役として当然懸命の努力をしていただくわけでございますから、それは何も大阪府の立場ということではなしに、当然泉南市の立場として現在の遠藤助役もやっていただいておりますし、今度来られる蜷川氏においても、そういう心構えで当然仕事をしていただくわけでございますから、地方分権時代としての泉南市の考え方あるいは進め方について、大阪府に対しても当然対等の立場で物を言うという考えでございます。

それから、4点目の何を期待するかあるいは任務はということでございますが、事務分担については、現在の泉南市の条例で定められております事務分担で引き続き対応をさせたいというふうに考えております。

その中で期待するものということでございますが、先ほども少し触れましたけれども、現在市の方で進めております行財政改革の推進、それから関西国際空港の2期事業に関連をいたしました関連地域整備の推進、それからやっと今月末に着工されます済生会泉南病院を初めといたします泉南福祉・医療・保健ゾーンの完成に向けてのこれからの一定の役割、これにも対応をさせたいというふうに思っております。

それから、当然今回新たに国の調査費がついたいわゆる南ルートへの推進、それから環境に配慮した中での関空2期事業の推進ということ、それから市の方でこれからの1つの柱としております環境問題ですね。これは経歴を見ますと、環境工学科の御出身ということもございまして、環境問題についても対応をさせたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、泉南市の厳しい行財政運営の中で一定の成果を上げられるような役割を担っていただきたいと、そういう任務を与えたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 林君。

2番（林 治君） その2人制の問題ですが、これは実際には府からの派遣を求めて来ていただいている中での議論ということになってしまうと、今のような議論に1つはなってしまうんですが、しかし、私の質問には市長答えてくれてないのは、市長として努力をする面ですね。

たしか平島市長になってから2人制になったこと、特に向井市長自身が助役になられたときですね。このときに助役室の改造もして、あれは不法建築ですけども、改造もして2人制にしたところですから、そういうことも含めてありますが、この点ではこれは大事なことで、泉南市の助役を決める大事なことから。

市長はもっと私は努力して、まず1人でもやっけていくんだということについての考え方はないのかという質問には今答えていただけてないんで、この点はもう一遍はっきりと、どうしても2人ではないとようやっていかんとか、どっちはっきり言うてほしいんですよ。その答えなかったんで私ちょっと質問が中途半端なんです。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1人助役でないといけないとかそういうことを私言ってるんじゃないくて、2人助役で、しかも1名大阪府から来ていただいた方が泉南市にとってよりプラスであると判断をしたからでございます。

議長（嶋本五男君） 林君。

2番（林 治君） その点については、私は2つの面で、1つは財政上の問題で、市長が厳しい財政の中ですから、市長として頑張っ、1人助役でそれなりの行財政効果を上げていくということが必要ではなかったかなと。それがようやらんということで、府から来ていただいて成果を上げるというんですが、それじゃ成果というのは、今これまでの成果の一部を若干言われました。何か農業公園だとか府の貸付金だとかですね。

例えば、りんくうタウンはもう埋め立てが完成して長いこととなりますが、こういった点では一体どういう成果が上がってきたんですか。そういう問題もありますよ。

それから、府の貸付金云々と言いますが、これは大阪府が空港島とそれからりんくうタウンの建設に当たって、議会の同意も得るために、こういうものを我々の議論の中で提案してきたんであって、余り私は新しく来られた助役が単純にそれを上げたというふうに思っていないんですよ。りんくうタウンも今分譲可能面積のうち現時点でもまだ84%がペンペン草でしょう。そういうことになってるでしょう。もう何年になりますか、例えばこれは。

それから、もう1つ開発公社のことで、先ほど何人かの議員から賛成、反対にかかわらず、例えば和泉砂川駅の再開発に23億円も土地を買って、年間4,000万円も利子を払って、それをそのまま使えないでおるといような事態は、これは遠藤助役の場合は、たまたまこの時期にこれを何とか改善する役割を任務として持ったような理事長であったんですが、それまではまあいえば、今日のこと行政上の市長の余りよくない買い上げの指示でもあったんでしょうか、どんどん買い上げたために大変な負担を市民にかけてるんですよ。全部これ大阪府から出向で来られた助役が理事長でやってきた仕事なんですよ。

私は、そういう点では成果成果と言われるけども、大変な目に遭わしてきてると。こういう点について、指導的立場から本来は回避させるべきだったんですよ。今これが大きな負担になってる。それをほうっておいて今度の東街区の話はありますけれども、だからそういう点では、私はもし成果だというのなら、もう少し成果の中身の話を市長から具体的に示していただきたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） りんくうタウンのお話も出たわけなんです、確かに分譲は思うように進んでいないというのが現状かというふうに思いますが、我々市の方の役割といたしましては、りんくうタウンを含めた基盤整備の部分だというふうに思います。そういう意味では、先般も4車線化がかなり早くオープンをいたしましたけれども、基盤整備については着実に進展をしているというふうに考えております。

ただ、分譲部分については当然我々も努力もし、また当然設置者であります企業局が分譲を促進しないといけないわけでありまして、こういう状況の中では思うように進んでいないというのが実情でございますが、その中でも何とかりんくうタウンの活性化を図りたいということで、一部暫定利用も含めて、柔軟な対応をしていただくということになっておるところでございます。今回泉南福祉・保健・医療ゾーンが着工されますが、そういうことが1つのまた契機となりまして、今後分譲促進につながるものというふうに期待をいたしているところでございます。

それから、土地開発公社の理事長を助役をお願いをしているわけでございますが、これについては、早期の買い上げなりあるいは未利用地の暫定利用を含めて一定の整理をしつつございまして、かなり整理も進んできたというふうに思います。方向づけができつつあるというふうに考えております。したがって、近年では供用開始後の未買収公社所有地について、俵池公園を初め道路を含めて一定の有利な条件の中で買い戻しも行っているところでございます。したがって、今後は今検討しております未利用地の暫定利用あるいは処分に

ついて、今度は実行をしていくという段階に来ているというふうに考えております。

それから、遠藤助役が来られての成果ということでございますけれども、(林 治君「いやいや遠藤助役違う。全体として」と呼ぶ)全体といえますのはずっと以前からですか。以前からにつきましては、先ほども言いましたように、泉南市の幾つかの課題解決、それと特に大阪府の事業を大阪府の費用で導入して、完成あるいは現在事業中のものもたくさんございますけれども、それが泉南市の基盤整備あるいは市民のレクリエーション、あるいは生涯学習という形で実を結びつつあるということでございます。

それと、行財政改革を3年前から近隣市に比べていち早く着手したということで、先般も新聞報道もございましたように、泉南市の方がやや好転をしてきているということでございますので、一応目鼻が立ったのではないかというふうに考えております。それも含めまして、全体的に派遣助役の実績あるいは効果というのは、非常に大きかったというふうに理解をいたしております。

議長(嶋本五男君) 林君。5回目ですし、時間も30分過ぎておりますので、まとめてください。2番(林 治君) 議長ね、私若干まだあるんです。

市長は今基盤整備を進めてるとかいろいろ言われましたけども。それと、大阪府の事業を府の費用でいろいろやってきてもらっていると。泉南市が和歌山県泉南市だとか奈良県泉南市ならそうおっしゃっても理由がつくんですけども、これ大阪府泉南市なんですよ。大阪府が責任持ってこの大阪府内での事業としていろいろやるのは当たり前なんです。

しかし、例えばりんくうタウンで泉南市が財政的にどれだけ破綻を来しましたか。樫井西吉見線とか市場岡田線とかいろいろつぎ込んできたけれども、実際上開発がなかなか当初の計画から崩れてるわけですから……(発言する者あり)いやいや、今までに73億円からの大きな、財政的な入る予定が全部崩れてるんですよ。

それから、開発公社のことについても、買い上げ云々とかいろいろ言われましたが、そうじゃな

いんですよ。現在の和泉砂川駅前再開発1つ見ても、大変な負担を結局押しつける格好になってしまっていると、そのことの責任者であったと、私そのことを言うてるんですよ。今みんな帰ってしまわれたら、あとあれについてはどうかというて問うこともできないじゃないですか、その責任を。私はそのことを言うてるんですよ。

もう1つ、確かに泉州筋では1人助役は少ないです。お隣の阪南市だけです。しかし、泉南市よりも人口が倍のところも、大きいところも、やっぱり1人助役で頑張って、財政再建を含めて頑張ってる市はありますよ。8市ありますよ、泉南市以外でね。私はそういう点では、市長の努力がやっぱり足らんのだなというふうに思わざるを得ないんです。

そういった点を含めて、私は市長が今いろいろとこんな成果があると言うたんで、そのことについてはどうですか、そんなに成果ありましたか。

議長(嶋本五男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 簡単にお答え申し上げます。

大きな成果がございました。近隣と比べていただいて、泉南市の基盤整備はどれだけ進んだんですか。見ていただいたらすぐわかりますよ。(林治君「市民病院もないで」と呼ぶ)

それから、泉州地域では2人助役が多うございます。もちろん1人のところもございしますが、しかし泉南市が今空港対岸都市として大きく飛躍発展をしている途中でございまして、他市とは若干条件的にも違うというふうに思います。

そういう中で、さらにこの際にきちっとまちの骨格をつくりたいということで進めてきたわけでございます。あなたはいつも道路がどうのこうのとおっしゃるんですが、これは後世の人がその評価を判断されるもんだというふうに思います。あのときやっておいてよかったと言うのか、いやあのときは間違っていたと言うのか、それは後世の方が判断されると思います。私は、道路については絶対に近隣には負けてないというふうに考えております。

それから、成果については当然先ほども言いましたように大きな成果があり、また府のいろんな事業も積極的に導入をしていただいております。

泉南市はさま変わりに整備されてきているということでございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———奥和田君。

〔林 治君「議長、違うこと言われたんですから。それじゃ、議事進行で」と呼ぶ〕

9番（奥和田好吉君） ……

〔林 治君「議長、そんなもん違うことを言われたんやから、そんなん議長も何もありませんよ。そんなんひどいですよ」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） もう指名してますから。

〔林 治君「私の質問と違うことを言われたんやから。それはいけませんよ」と呼ぶ。（不規則発言やめよ」の声あり）議長、そんな難しいことを言うんですか」と呼ぶ。その他発言する者あり〕

議長（嶋本五男君） それでは議事進行で。林君。議事進行ですね。

22番（林 治君） 議事進行ですよ。大体ね、議長、違う答弁をされたことに対して議長はそのままほうっておかずに、私もそのことについてせめて反論ぐらい、一言ぐらい言いたいですよ。

議長（嶋本五男君） 議事進行言うてください。

22番（林 治君） いや、議事進行も兼ねて。

議長（嶋本五男君） 兼ねてやない、議事進行を言うてください。整理権は私にあります。

22番（林 治君） ちょっと待ってください。ありますから、ある議長に言うてるんですよ。

議長（嶋本五男君） だから、議事進行だけ言うてください。

22番（林 治君） それで、市長は今道路のことについて後世に云々と言いました。私はそれを言うてるのと違うんですよ。私はそんな質問してないですよ。道路でお金を使ったのにりんくうタウンでいまだにペンペン草で……（「議事進行と違う」の声あり）

議長（嶋本五男君） 議事進行ですか。

22番（林 治君） いや、それ言わなわかれへん。何のことかわからへんやないか。それを言うてるのに、道路ができて云々と言うから、私はおかしいやないかと言うてるんですよ。私そんな質問してないのに、市長がそういう答弁するんなら、私はあと一言だけ言いたいことがありますよ

ということなんですよ、それやったら。せめてその一言ぐらい言わしてくださいよ。私はそんな質問してないのにそういう答弁するからですよ。だから、そのことについての一言を、私はそんなことを市長が言うんだったら、私が言いたいのは、樫井西線も市場岡田線もそれは大阪府が本来やるべき仕事だ。それを泉南市がやったんやないか。それじゃいかんということです。

〔真砂 満君「議事進行で」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 議事進行で。済みません。

何回も私発言をしておりますけれども、会議規則というものがやはりあるわけです。だから、それに基づいて我々議員は当然していかなければいけない。ただ、議長の配慮の中で、今回嶋本議長さんは5回までということで、発言権というか、それを認められておるわけですが、基本はやはり会議規則にのっとった形で議事というものは進行していただかなければ困るわけです。我々もその回数制限がある以上は、できるだけその回数制限に基づいて質疑すべきであると思います。

今、林議員の方がいろいろ回数のことはありますけれども、やはり一定の部分については、お互いにそれを守っていかなければ議長としても大変だろうと思いますし、理事者側としても同じことの繰り返しということも場合によれば出てくるかというふうに思いますんで、今後の運営につきましては、議長としては5回という一定のことがございますけれども、あくまで5回ではなくて、会議規則の部分ということを念頭に置きながら、議事の運営を進めていただきたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） ただいま真砂議員の言われたとおりでございます。会議規則は2回でございます。議長の判断で今議会は5回までやっておりますので。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 議長、何回で切るというのは議長の判断でいいとしても、やっぱり質問と答弁とが一定そこで、後で議事録を見て、あ、これで1つおさまるとるなという状態で、僕の場合で

もそうですけども、全然違う答えされて、その後ぼんと切られてしまったら、一体これ後で見ても全然わからんと思う。そこは議長、ちゃんと中身を聞いていただいて、やっぱり終わるべくして終わってもらわないと議論にならないと思いますよ。だから、その辺は厳しくやる時には、議長自身にも厳しさが問われとるわけですから、中身においてちゃんと整理をして終わっていただきたい。だから、そのことだけは絶対お願いしますわ。

議長（嶋本五男君） 中身等については議員各位、それから理事者各位にたびたびお願いしておりますので、私はあくまでも5回を守っていきたいと思います。（小山広明君「だから中身をちゃんと整理して」と呼ぶ）奥和田君。

9番（奥和田好吉君） まず、質問に入る前に遠藤助役に一言お礼を申し上げたいと思います。大変な時期に2年数カ月にわたって役職を全うされて、本当にありがとうございました。

今、泉南市にとって非常に大事な時期であります。この時期に大阪府とのパイプを切ってしまうというのも余りプラスにはならないと思います。そういう面では非常に大事なことだなと思います。しかし、1点だけ気になる部分がありますので、質問をしたいと思います。

これは大阪府下だと泉南の助役と現在2人いらっしゃるんですけども、二、三年前でしたか、助役を再任されるときに市長から言われたことが非常に耳に残っております。その時点ではそれがそういうふうに思っていたらよかったのか、あるいは今の考えをそのままそのときもそうだったのか、あるいはその時期はそうだったけどもこういうふうに変ったという、そういう気持ちなのか、中身はあえて言いません。一言お聞かせ願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） たしか平成11年の3月議会の上林助役の再任のときにいろいろ御質問をいただきました。そのときに何人かの方から御質問あったんですけども、私お答えいたしましたのは、ここに議事録もあるんですけども、ただいろいろ御意見もちょうだいいたしておりますし、

いろんな御意見もあろうかというふうに思いますので、2人制を継続していくのかあるいは変更するのかということにつきましては、いろんな御意見もお聞きする中で、次の助役の任期までに一定の考え方を申し述べたいと、このように考えておりますと答弁をいたしました。それから、他の方にも大体そういう似たような答弁をさしていただいております。これが11年ですから、1年前ですわ。

その後、私もどうすべきかということを実際に真剣に考えたわけでございますけれども、やはり今泉南市の置かれている立場あるいは状況、そしてこれからのまちづくりを考えた場合に、やはり今回も引き続いて大阪府の方から来ていただいた方が泉南市にとって非常にプラスであるというふうな考えを持ったわけでございます。

そこで、議会でも御答弁申し上げておりますように、1月の12日から13日にかけて、各会派の代表者の皆さんにも率直な御意見をお伺いをいたしました。その中で大多数の皆さん方から、今しばらく泉南市に大阪府から助役を派遣していただいた方がやはり市のためになるのではないかなというような御意見もいただいて、私の考えもそのとき申し上げたわけでございますが、そういう一定の前回のこの議会での議論を踏まえて、私といたしましても自分の考え、そして各会派の皆さんの考えもお聞きした中で一定の整理をさせていただいて、今回大阪府の方から引き続き助役を派遣していただくというふうにしたところでございますので、ぜひこの点は御理解をいただきたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 私の言ってるのは、この本会議場で言ったことではないんですね。それであれば言います、はっきりと。これは市長と私と2人で話しているときに言った言葉なのであえて言いませんけども、なぜこういうことを言うかという、今後のことがありますので、その時点ではそうだったのか、今の考えと全く変わってないのか、その一言をお聞かせ願いたいと思うんです。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども申し上げましたよ

うに、1人制にするか2人制にするかという議論は当然ありました。私もそのどちらがいいかということについて、どうすべきか、1人制にするべきか、あるいは2人制を継続すべきかという両方から検討をいたしました。その結果として、やはり継続して大阪府の方から来ていただいた方が今の泉南市にとって、あるいは市民にとっていいのではないかという判断に至ったところでございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。
2番（小山広明君） 私、金銭の問題もそらあるんでしょうけども、指揮の問題として、やはり管理職の数を減らして、一般の実際に仕事する方というのは市民に直接接するわけですから、それを減らすということは、即市民の対応ができなくなるわけですから、そういう点では助役も含めてやっぱり管理職をいかにスリム化するかと。これは決裁のスピードからいっても当然なことですね。

そういう点で、私は大阪府からどうかといったら、それは市長の政治判断でいいと思いますけども、やはり泉南市のような6万4,000人というような規模では、ほかの市と比べても——これ堺市が2人ですね。だから、これは判断の仕事ですから、我々議会というのはいろんな複数の意見があって、それは全然性格が違いますけども、やっぱり市長というのは1人の1つの考えでリーダーシップを持ってやるそういう性格だと思うんですね。

そういう点では、やはりそういう判断をする人というのは、私は余り多くない方が市長のリーダーシップがやりやすいし、責任も明確になってきますから、そういう点では一番先に手をつけるものが管理職であり、その中でも一番あれはやっぱり助役じゃないかと思うんですね、考え方として。そこで範を示さないと、部長、次長、課長、課長代理とか、泉南市は管理職がたくさんある。これは泉南市だけじゃなしに、公務員が一般的に本当に管理職が多いところの典型的だと思いますよ。

そういう点で、大阪府下で大阪府から出向している助役というのはたった4人しかおらないんですね。市レベルではですね。そういう点で泉南市が財政的にもワーストワンというところ、ワース

トワンに近いというんか、一番悪い方にあるというときに、人件費を削減しないといかんというときにやっぱり管理職を一番先にして、市長は大変でしょうけども、市長を補佐する人が少なくなるわけですからね。

しかし、その分だけ市長の顔がよく見えてくるわけですから、これは決してマイナスではない。もっとも一線に立つ課長に責任を持たせてやるような、そういう全体的なところから助役という1つの数の問題を私は論じないといかんと思うんですね。

明らかにこの議論は、市長も先ほど紹介されておりましたけども、やはりなぜ1人の助役を選任するときに、1人でいいんじゃないかという議論があるときに市長はこう答弁しとるわけですから、明らかにその後いろんな人の声を聞いたといっても、私は聞かれたことはないんですけども、いろんな人に聞いたと思いますけども、やはり議論をして聞くというのは議会の場ですから、それは市長、2人の方がよろしおまっせと言う人もいる。

なぜいいのかというのが全然公開の議論の中にはないわけですから、我々はわからない。もちろん市民もわからない。これでは市長、せっかく本会議でこういう——質問の意図は、やはり1人にすべきじゃないかという中で、待ってくれと、次のときに考える、次までに結論出すというのは、だれが考えても、次のときから1人にするから今回は2人で認めてほしいと、こういう流れだと思うんですよ。だから、我々は当然次までは仕方ないかと、財政的な面からいってもね。そう思っておったのは、私は別に勝手な誤解じゃないと思うんですね。そうとるのが普通だと思うんですよ。

そういう点で、私は目の前に上林助役と遠藤助役を置いて言うのは、ちょっと——人物でどう言うわけじゃないんですからね。1人にするという判断の中でどうするかと。遠藤助役が今お帰りになるということであれば、そこでそういう制度の組織としてどうあるべきかというところから考えないと、僕は遠藤助役の成果がどうやとかそんなことは全然言うつもりもないし、そらちゃんとやって当たり前であってね、そういう立場ですから。責任をとらしてやめるといふわけとは全然

違うわけですから。

そういう点で、私はこういう状況の中では、まず僕は助役2人も要らん、市長だけでもやれると、市長はそれぐらい能力あると思いますよ。それで部長もおるんですから、そういう大胆な切り込み方をせないかんと思うんですが、市長、本当にこのときはそういう議論を通じて、次のときまでにはいわゆる1人助役にするという腹があって答弁したんじゃないですか。ほかの人の意見も聞くのはいいんでしょうけども、このことだけは市長の考えですのね。そう思うんですが、市長どうですか、これ。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 小山議員も議事録を見ておられますので、そこに記録として残っているとおりでございます。2人制を継続していくのか、あるいは変更するのかということについては、いろんな御意見もお聞きする中で、次の助役の選任までに一定の考え方を申し述べたいと、こういうふうに申し上げております。他の方も同様の答弁をいたしております。

ですから、2人制がいいのか1人制がいいのかということも含めて考えました。しかしながら、先ほども言いましたように、泉南市の今置かれている立場あるいは状況から踏まえて、もうしばらく2人制を継続するという方が泉南市にとってプラスだという判断に至ったわけでございます。

その中で、参考としてそのときにも申し上げておりました関係もございしますが、いろんな各会派の御意見もお聞きしたということでございます。それはあくまでも意見を聞いたということで、判断は当然私がしなければならぬわけでございまして、私の方でいましばらく継続して2人制を続けるという判断をしたところでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 各会派の意見を聞いたというのは、公式にそう言われたんですけども、小山君は1人だから会派でないから聞かなかった、こういうことを言ってるんですね。だから、あなた、ある会派のことを聞いたというたら僕は何も言いませんよ。しかし、公の場で会派の意見を聞いたとなれば、26人の議員に平等に聞くべきですよ、

それは。僕は聞かれることは嫌ですよ、ある意味で。

しかし、あなたは公の場で会派から意見もちょうだいしたとなれば、これは穏やかじゃないですよ。会派から聞くというのは、ちゃんとして選ばれた議員さんに事前に聞いたと、そういうことでしょう、はっきり言えば。1人だから、会派でないんだから聞く必要がない、そういうような態度で、ちゃんと市民に選ばれた議員に対して、そういう態度で臨むというのは問題ですよ、議長、それは。ある会派に聞いたとかいろんな人に聞いたというなら、僕は何も言いませんよ。そういうような答弁されたんじゃない、ちょっと困りますよ、これ。議長、それでいいですか。そんな言い方されたら困ります、そら。笑い事やないですよ、そら。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは私が聞いたわけがありますが、議長が聞いたわけがございませんで、私がお聞きをしたということでございます。

〔小山広明君「それでいいのかと、そういう対応の仕方です」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 先ほども言いましたけど、いろんな人に聞いたとかある会派の人にも聞いたと、それはいいんですよ。そやけど、会派の方にも聞いたとなれば、私も26人の構成議員の1人ですよ。会派単位なんですか、議員というのは。会派でない者は議員じゃないわけじゃないでしょう。それはだれが考えても市長のやり方はおかしいですよ、それは。議員というものをどう認識しとるかですわ。

また、そういうように議会に出してくるまでに、そんな公の場でいわゆる議員全体に聞いたみたいな発言するというのは、僕は不見識だと思いますよ、議員に対して。私たちは1人の議員としてそういう差をつけられた、いわゆる差別をされとるんですよ、そういう市長と議会の関係性の中で。そういう対応の仕方というのは、市長、そういうことはいいんですか。いいか悪いか聞きましょう、市長から。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は、各会派から御意見を

聞いたということでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そういう対応のときに、私も草の根市民派という看板を控え室に上げとりますよ。その人間は市長から見たら議員じゃないんですか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そんなことは一言も言っておりません。

議長（嶋本五男君） 小山君。5回目ですから。

2番（小山広明君） いや、5回じゃない。このことは議員の身分にかかわる問題ですから。議長が議員26人をまとめていらっしゃるんですよ。会派に聞くというのはいいんですよ、会派に聞くという方針は。その場合に、1人会派には聞かんでいいという対応を市長がした場合に、これどうなんですか、同じ議員として。それでは、会派を組んどる方はそれでええやないかと、そう思われるんですか。また、議長はそのことについていいと思うんですか。

議長（嶋本五男君） 市長の考え方ですから。

2番（小山広明君） 市長の考え方について議長としてどう思われるかですわ。

議長（嶋本五男君） 市長の考え方ですから、それはそれなりに市長の見識でやってることだと思います。結構だと思います。

2番（小山広明君） だから、その市長の見識に対して議長はどう思うか。いいと思うんですか。

議長（嶋本五男君） はい、それでいいと思いますよ、私は。

2番（小山広明君） これは会派を組んどる方もよく考えていただきたい。そういう形で、1人の議員が、会派に聞くということは、市長は議会全体に聞きたいということをやったと思うんですよ、恐らく位置づけとしては。

そして、1人会派だから意図的にその議員には相談しなくていいんだと、こういう態度で議会に臨む市長の態度というのは、大変問題だと思いますよ。これはちゃんと議事録にも残るし、いろんな人がそれを聞いて判断すると思います。議長にも見解を聞きました。それは市長の判断だからいいじゃないかと、そういう態度では私は本当に大

きな問題だと思いますよ。

これは基本的な私のそういう思いですし、これは私だけのだだをこねとるような問題では全然ないと思うんで、私も1人の議員としてそこに存在してる限り、議会全体に相談するときには、1人会派であろうともちゃんとやはり相談してもらいたい。

議長（嶋本五男君） 質問をしてください。

2番（小山広明君） こんなあからさまな差をつけられたというのは僕はないからね、いろんなところでも。代表者会議でもいろんなところで、議会としては平等に扱っていただいていますよ。それは私だけの問題じゃなしに、扱う側の問題でもあるんです、そら。このことを議会全体で問題にしていだけないというのは、私はほんとに残念ですけどね。

議長（嶋本五男君） 質疑はありますか。5回目ですから、やってください。

2番（小山広明君） 私はやっぱりこの間の質疑のやりとりからいえば、次にはこういう財政事情でもあるし、また時代状況でもあるので、やはり助役を最低限1人にするという方針が、遠藤助役が約束で府に帰られるときにはそうされるというように思っておりましたし、またそれは当然のことだと、そう思っておりました。

そういうことで、職員の方にも大変厳しい対応をしていただいておりますときに、管理職がそういう意味で対応しないと。議会も、私は反対でございますが、議員の数も3名を減らすということを行っとるのは、わかりやすい形で市民に示しとるわけですね。そういう点で、行政の管理職が多いという問題について、やはり助役を2人残すのであれば部長職をどうするといっても、私はなかなか受け入れられないと思いますよ、本当の意味で。

そういう点では、市民に選ばれた市長があるんですから、それを助ける助役がなぜ2人要るのかというのは、大阪府下の市町村の状況を見ても、はるかに多い堺市でも、八十数万人あるところでも2人でやるとということを考えれば、どう見たってやはり泉南市に2人置くというようなことは、だれもが私は納得できないと思います。しかも、みんなの話を聞くというようなことで、どう

というような議論がそこにあったんかわかりませんが、こういうことがまた2人という形で提案してくるということは、これまでの議会の議論を本当に大事にしていきたいと思います。

そんなんで、これからどうして市長はその組織の問題、組織のスリム化ということ、一体そこから何をしようとしとるんですか、じゃ。この助役を2人置くことで管理職のスリム化というのはどういう形をとろうとしとるんですか。そこだけ説明してください。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 助役の選任でございますので、管理職の問題ということでございますが、これは数を——数といいますが、組織自体ですね。前回、残念ながら取り下げさせていただきましたが、再度今年度半ばに一定組織改革の案を御提案申し上げたいと、13年度からスタートさせたいというふうに思います。ですから、当然今の時代ですからスリム化を図るという方向で検討をいたしております。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。

21番（北出寧啓君） まず、遠藤助役、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。たびたび泉南市に来ていただけるようによろしくお願ひいたします。

問題点だけ若干お聞きしたいんですけども、システム合理性の問題かなというふうに思います。人件費云々というのは、それは逆の側からちょっと説明しておいていただきたいんですけども、確実に大阪府からの出向の職員は、絶対数は減ってきていると思うので、その辺をちょっと説明しておいていただきたいということと、助役は通常優秀な職員が多かった、そういうふうに考えます。個性の強い助役がたくさんいらっしやったので、楽しく行政運営に協議させていただいたということは確実であると。

問題点として、システム合理性で例えば全廃して助役が完全になくなって、部長級と市長との関係で行政運営するのか、その辺ちょっと我々見えにくいのは、助役が介在することによって市長と部長級との関係、その連帯責任というんですか、個々の部長の責任性というのは一体どうなってる

のか、その辺の問題、ちょっと市長の考えてらっしゃることを述べていただきたい。今後1名にはなっていくだろうと思えますけれども、当面やっぱり制度的な合理性を運用していく段階で、まだ私は大阪府の出向助役は必要であるというふうに判断しております。

もう1つ、助役にいろんな方がたくさんいらっしやまして、彼らの多面的な能力というか、行政の手腕というんですか、それが部長級とかどういう形に伝承されて蓄積されてきているのか、その辺についてどういうふうにお考えなのか。

以上の点について、ちょっと簡単に御説明をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 府からの出向職員の絶対数は、一時に比べますとかなり減らしております。ただ、来年度といいますが、12年度については同数でいきたいというふうに思っております。ただ、部署は違うところ、特に税の部門ですね、充実するという考えでございます。

それから、今まで来ていただいた方は、皆さんやはり一生懸命泉南市のためにやっていただいているということを強く申し上げておきたいと思ひます。

それから、助役が間におられるということで、市長と部長との関係についてどうかということでございますが、当然部長はその所掌部署を統括しますとともに、部下を指揮、監督、命令する立場でございますから、部署を少なくとも掌握しているものというふうに考えておられて、その中で一定高度な判断を要するものについては、助役なりあるいは私の方で一定の判断をするということと、それから指示等については直接部長に指示をする場合もございますし、助役を通してする場合もございます。ですから、それは内容によって当然違うということでございますが、システム上は市長、助役、部長というラインでもって一般的には運営をいたしております。

それから、助役と部長との関係ということでございますが、できるだけ部長においては、部の中については一定自己判断をしていただきたいということで私どもも申し上げております。ただ、そ

の中でなお判断ができないというような部分等については、当然助役に上がってくるというふうに思いますが、それは一定部の中で整理をした中で、自分の考えを持った中で上げてくるようにという指示をいたしているところでございます。

したがって、行政の組織としては市長、助役、部長、次長、課長といういわゆるラインでございますが、これらについてはきちっと整理できているものというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 部長間とかいい意味での競争原理が働いて、自己責任、自己判断で、それこそ普通の市民と違って自己責任、自己判断ができる部署にいらっしゃるわけですから、そこでいかにその辺の自分自身の判断と方針を出していくか。それが悪く言えば助役に相談していくということで、なかなか判断し切れないということになってくると思うんですね。

それでは逆効果なんで、期待してるのは、大阪府の出向助役がそういう大阪府の合理的な制度的な運用を泉南市に持ってきてもらって、それを部長級が学んで、あと次助役が1人になる、あるいはゼロになる。ゼロになるかどうか市長の御判断で結構ですけども、そういう方向でやっていただかなきゃ困ると思いますので、その辺の御指導を市長もやっていただきたいと。もう簡単でございますが、要望だけにしておきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——林君。

22番（林 治君） 議案第40号、泉南市助役の選任について不同意でありますので、その旨をもって表明したいと思います。

ここに提案をされている大阪府からの派遣助役のことにつきまして、もちろん私は会ったことございませんし、どういう方かということについてお聞きもしておりません。全く書面上での話なので、そういうことを前提に反対の討論をしたいと思います。

私は先ほど市長に、新しい助役に何を求めるのかという問いをいたしました。市長は、市の行政

上のこととして、関空2期事業と、それから南ルートの推進と、それに合わせての行財政改革や、また御本人が環境問題に詳しいということで、そういう任務に期待するということを表明されました。

そして、市長は、本議会の冒頭には市政運営方針で地方分権を唱え、市民の市政への参加こそ地方自治の本旨であると表明しております。今日、市の財政的な大変な危機の中で、市長自身ももっと努力をし、今おられる上林助役の助けもかりて健全な財政運営に努めていく、行財政運営に努めていく、このことを回避していて、果たして私は市民の期待にこたえられるものであろうかということに疑うわけです。

今日、国や大阪府の開発至上主義の政治を泉南市にも押しつけてくるようなそういうシステムはきっぱりと断ち切って、地方分権の時代、地方自治の本旨をもって自主的な市政運営を進めることこそ肝要だと思います。そういった立場から、本案件に反対の態度を表明するものであります。

議長（嶋本五男君） ほかに。——巴里君。
25番（巴里英一君） ただいま提案されております助役選任の件について、賛成の立場で討論いたします。

市長の提案されております助役2人制の理由を市の財政あるいは市政運営にかかわって、市長が先ほどからの論議の中で表明されております。そういった見解、表明された内容について、私は評価するものであります。先ほどの方が述べられておりました。地方分権であるからこそ、ますますそうした重要な任務を担う人が必要ではないかというふうに思うし、現状の泉南市の財政状況あるいは市政運営状況を見るとき、なお大阪府の立場が我々にとって非常に重要なところにあるのではないかといった意味でも、大阪府から人材を迎え入れ、その人材を最大限に生かしていく。

そして、どなたかおっしゃいましたけれども、泉南市の財政に1人の方が少なくなるのではないかという評価とは逆に、むしろそのことを通して、それ以上のものを泉南市にもたらすという助役の働きに私は強く期待するし、そういった意味での市長の考え方だろうといったことを理解して、賛

成討論といたします。ありがとうございました。
議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。
2番（小山広明君） 助役の2人制について、私は最低限1人制がいいということを前々から言ってきておりますし、市長のこれまでの答弁でも、質問者の2人ではなしに1人にすべきだという意見に対して、そのことを受けて最後で市長の方も、「そういう点で2人制度の見直しについては、もう一度お聞きをしたいんですが、今度府から出向の方は任期2年なんです、そのいわゆる任期明けのときには一定具体的な方向づけを議会に示すと、提案したと、こういうことで承っていいですね」というように和気議員から質問されておりまして、市長はそのことに簡単に、「そのとおりでございます」と。

先ほど市長が答弁されたのは一番初めに言われたことですが、最後までずっと展開をされて改めてそういうことが問われた中で、市長はそのとおりでございますと、こう言っておるわけでありませぬ。

この議論は、やはり財政問題から管理職のスリム化ということが大きな課題という中で議論されたことでありますから、当然次の助役がかかわるときには1人にするということが、暗黙の了解で合意されておると私は受け取ってきたわけでありませぬ。

今が大変な時代ということはだれもが言うわけでありませぬけども、それをどういう形で解決していくかということについては、これまでと違う手法が求められていることは当然であります。それは何かといえば、やはり市民参加であります。行政に任せればよいといったこれまでのあり方が今日数々の問題を持ってきて、いわゆるエリートと言われる、キャリアと言われるそういう人たちが統治能力を失ったということが共通した認識ではないでしょうか。

しかし、市長があからさまに言いました、補助金をいただいておりますからと。ここに市長の大阪府から助役を迎える典型的な1つの主張があると思います。補助金をいただいております、指導していただいております、関連事業もある、こういうようなことは、これまで上部の機関から人を受けてきた

人たちが持つ唯一の言い分でありませぬ。そのために特別に50%の補助金が15%上積みされたんだと、そういうことを胸を張って上部からその人を迎えることに正当性をもって主張されるわけでありませぬ。それが言われている天下りという、そういうものを生んでおる。

確かに、大阪府は強力な権限を持ち、権限だけではなしに金も持っておる。そういうところに刃向かって一体市民の幸せが築けるのかという、そういう不安はよくわかります。しかし、そういうことの結果が今日の先の見えない不安な国から府から市にある問題ではないのですか。今、市民から選ばれた市長が市民の立場に立って大阪府に立ち向かう、そういうことが今の政治に求められているのではないのでしょうか。

市長を支えるのは助役ではない。特に大阪府から来た助役ではなしに、市長を選んだ市民ではないんですか。そのときに、この財政難のときに、助役を持たずに市民と一緒にこの難局を切り開くということになれば、私は市民は希望を持ってくのではないかと思います。大阪府から大阪府下の市町村に助役を出している市町村はたった4つです。泉南市を入れてたった4つなんです。そういう点では、市民に一番遠い泉南市政と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

どのようなまいことを言っても、2年したら府に帰るといふ方が、真に大阪府に向かって大阪府の嫌なことを言えるのでしょうか。私は、そんな甘いものではない。はるかにその後生きていかなければならない大阪府に対して、本当に大阪府がじだんだを踏んで困るようなことを言うとは私は思いません。また、そんなことを言わせるようなそんな人事や指導を私はしてはならないと思いません。その方が真に働けるような場こそ与えてやるのが私は大事だと思います。

市長の言う、補助金をいただいておりますからというような視点で助役を迎えるべきではないし、私は市民と一緒に歩む泉南市をぜひこの難局に築いていただきたい。きのうは小淵総理が沖縄から、これだけ問題が出ているときに、あなたは運が悪いですねということを田原総一郎が言ったときに彼はどう言ったか。こういうときこそチャンスだ、

私はこのときこそこういう悪い膿がいっぱい出たときに改革を示せるんだ。

これは、私は小淵総理とは考え方が違って、やはりこういうときにこそ改革するチャンスでありますから、市長が市民と一緒に大阪府に、また国に強く物を言っていていただきたい、政治家になってほしい、そのように思います。市長にはだれの助けも要らない。市民と一緒に歩む市長であれば市長は1人でいい、それぐらいの気概を持ってやっていただきたいと思います。助役の2人制には絶対に反対であります。来る方にとっても不幸であります。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第40号は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま助役の選任について同意がなされました蜷川善夫君よりあいさつのため発言を求めておりますので、これを許可いたします。蜷川善夫君、貴重な審議のお時間をちょうだいいたしまして、発言のお許しがございましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま選任御同意を賜りました蜷川でございます。もとより微力でございますが、泉南市政の一層の発展のため全力を尽くす所存でございます。誠心誠意職責を全ういたしたいと、このように考えておりますので、議長、副議長を初め議員の皆様方の温かい御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさつといたします。どうぞよろしく願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） 暫時休憩いたします。

午後 9時53分 休憩

午後10時38分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第29、議員提案第1号 アレルギー性疾患対策の早期確立を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して井原正太郎君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。井原正太郎君。

1番（井原正太郎君） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第1号、アレルギー性疾患対策の早期確立を求める意見書について、案文を朗読しまして提案にかえさせていただきます。

アレルギー性疾患対策の早期確立を求める意見書（案）

近年において、アトピー性皮膚炎、気管支喘息、アレルギー性結膜炎及び花粉症等アレルギー性疾患に悩む患者・国民の数は増加の一途をたどり、いまや「国民病」となりつつある。平成7年度の厚生省の調査によれば、その数は、乳児の29%、幼児の39%、小児の35%、成人においては21%に上っている。

その要因として、大気汚染や近年の食生活や住環境の変化における人工化学物質の多用や細菌（ダニ、カビ等）の繁殖、ストレスの増加など、さまざまなものが関与し、複雑に絡み合っているとされている。

これらの疾患に悩む患者・国民は、効果的な治療法や的確な情報のないままに、深刻な苦痛から不快な症状に至るまで、さまざまな症状に悩まされ、日常生活や社会生活にも深刻な影響がもたらされている。

こうした深刻な状況を打開するためには、アレルギー性疾患の発生の仕組みの解明と、より効果的な治療法の確立が一層強く求められている。

よって、政府においては、総合的なアレルギー性疾患対策の推進を図るために、下記の事項について、より強力な対策の実現を求めるものである。

記

- 1、乳幼児健診においてアレルギー検査が促進されるよう予算等の充実を図ること。
- 2、アレルギー性疾患の病態・原因の解明、効果的な治療法の開発推進のため、研究費の大幅増額を図ること。

- 3、アレルギー性疾患の研究拠点として、国立アレルギー総合センターを設置するとともに、アレルギー専門医の養成を図り、主要医療機関への「アレルギー科」の設置の拡充を促進すること。
- 4、人体に有害な食品添加物等の使用を減らすとともに、食品にかかわる原材料・添加物の成分、遺伝子組換え作物の使用の有無等について、消費者に分かりやすい表示の徹底を図ること。
- 5、人体に有害な作用をもたらす化学物質などの住宅等への使用を止め、安全なものに転換するようにすること。
- 6、SO_x（硫黄酸化物）、NO_x（窒素酸化物）及び浮遊粒子状物質等の大気汚染物質の削減対策を強化すること。
- 7、花粉症等をもたらす杉等の樹種から花粉症の少ない樹種への転換を進めること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成12年3月27日

泉南市議会

御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———松原君。

8番（松原義樹君） それでは、アトピー性というのとアレルギー、これは私の家内がこの中のもう1つぜんそくというところでかなり発作を起こして、しんどい目をしております。賛成の立場から少し言わしていただきたいんですが、その中の5番目のところの「人体に有害な作物を」と書いていたのをきれいに読んでくれたから、もう言うことなくなったんですが、作用をもたらす化学物質、この中のどのような薬品を議員は考えられておられるのか。

6番目、SO_x というのはいわゆる硫黄酸化物、亜硫酸ガスとか硫酸になると思うんですが、それとNO_x 並びに粒子状物質、これは何をあらわされているのか、ちょっとわかってたら教えてください。

7番目、花粉症等をもたらす杉等の樹種から花粉症の少ない樹種への転換というと、これは日本の林業産業というのは少なくとも杉とかヒノキ、

こういうものが根幹をなしてると思うんですが、議員は今どのような樹種を考えられて、次どのような転換作物といおうか、転換樹木にされるつもりか、ちょっとお聞きします。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 松原議員から質問いただきましたが、1つはアトピー性皮膚炎、またぜんそく、その原因系、症状、違うんじゃないかというふうな質問でありました。私も専門的なことはわかりません。

ただ、近代病と言われるように、たくさんの方がこのアレルギー性疾患で悩んでおるという事実は間違いのないことでありまして、その原因系にありましては、やはり今指摘されましたように5番、これは訂正してもらいますが、人体に有害な作用をもたらす化学物質。いろんな消毒あるいは防かび、あるいは防虫、そのような薬品の中には、人体にどんな影響があるのかわからないまま、あるいは検証されないまま市場に出回るといふような薬品をここでは指すというふうに僕は理解しております。また、その検証がまだ解明されていないというのが昨今の実情じゃないかなというふうに思います。

それから、6番目のSO_x、NO_x につきましては、もちろん議員言われましたように、硫化酸化物あるいはまた窒素系の酸化物、また浮遊粒子にありましては、いろんな複合した大気汚染のあるいはその原因となる浮遊物質といいますが、そういうものが原因がはっきりしないんですけども、それが原因であろうというふうに伝え聞いております。そのように理解しております。

それから、7番目の樹種についてどんなものを考えられておるかというふうなことににつきましては、昨今、我々育った田舎では杉花粉であるとか、それこそ花粉の中そのものの中で生きとったようなもんですから、何らそういうふうなことはなかったんですが、最近やはりそれとあわせて抵抗力がなくなっておるといふようなことが言われておるようでありまして、そのことが1つの原因というふうにもされておるようであります。

樹種の詳しいことについてはわかりませんが、一般書物によりますと、そのようなものが開発さ

れておると、あるいは研究されておるといふうに私は理解しております。

非常に雑駁であります、以上でございます。議長（嶋本五男君） ほか。——北出君。21番（北出寧啓君） 質問が重なるんですけれども、5番とか6番とか7番とか、公明党という形でやってらっしゃるんだと思うんですけれども、例えば7番でありますと、杉とかヒノキとか林野庁の戦後のいわゆる植林政策で広葉樹とか落葉樹がほとんど破壊いたしまして、針葉樹林地帯へと転換さしていったという緑の募金の悪魔性のようなものがあるんですけれども、例えばそういうことを今構造転換さそうと思ったら、どういう施策を持ってらっしゃるのか。

言いつ放しではだめだというのは、我々政治家ですから、それにつながる施策がどうなのかということが、この4、5、6、7とかにおいては明示されていない。それをどのように公明党は考えてらっしゃるのか。こう言っていいと思うんですけれども、中央の施策とどういふうな接点でこういう意見書を上げて政策展開されていこうとしてらっしゃるのか、一定の範囲で御説明いただきたい。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 北出議員の質問であります、確かに戦後の林野行政において、いわゆる杉あるいはヒノキ等の植樹、人工樹林、こういうようなものがどのような形で人体に影響を及ぼすかといういふうなことは、やはりあの時代はまだ判明していなかったらうなといういふうに私は理解しております。

ただ、戦後ああいういふうな中で、やっぱり林野行政というのは、山そのものが自然から人工的なものにかえられていったといういふうなことが、歴史の中で人体にどのような影響を及ぼすかというのは、まだ検証されていないといういふうに僕は理解しております。

ただ、党として今後どういふうな施策といういふうな観点から申しますと、やはり海は山がつくるんだといういふうなことがよく言われますけれども、山のありようが海のありようをつくるといういふうなことで、特に北海道なんかでもホタテ貝のでき

ぐあいが山によって決まるといういふうなことがありました。そんなことからしても、今の山の管理というのは、やはり海まで考えたといいますが、見越した形で守っていかなくやならんといういふうなことを常々考えておるのが私どもの考え方でありま。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） できるだけ再質問は避けたいと思っております。問題はもっと本質的にこういうことも、例えば広葉樹林とか落葉樹林が解体して生物多様性が失われていくということ、いわゆる人工的な針葉樹林帯というのが大きな問題であって、今おっしゃられたように、その杉花粉云々というのは、人体のいわゆる化学物質の蓄積等がやっぱり媒介になっておりますので、直接的原因というのは、井原議員もおっしゃったように、昔はそこで住んでて何もなかったということがありますので、その点は構わないんですけれども、そういういふうな戦後林野行政云々まで含めて、それを大きく転換するような施策を考えた上で、こういう形を提示されているのかなといういふうに憶測いたしましたんで、その点だけよかったですら開陳していただきたいと思ひます。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 北出議員の再度の質問であります、確かに言われましたように、そういう因果関係が最近ではやっと解明されてきたなというのが私の認識であります。あわせて、このアレルギー性の疾患の原因系と山あるいは花粉、化学物質等の因果関係というのは、私の認識におきまして、君の党はどう考えとるんや、あるいはどうあるべきなんやといういふうなことまでまだまだ深く私も認識をしてないような状態です、ただ、山が海をつくり、あるいは山が川をつくり、やはり自然は生命の輪といひますか、みんなが関連し合っているといういふうな認識で、自然は大事にしていけないかん、そのことによるいろんな弊害が人体にも及んでおるなというのが私の認識でございます。

以上であります。

議長（嶋本五男君） ほか。——以上で本

件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と
することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よ
って議員提出議案第1号は、原案のとおり可とす
ることに決しました。

次に、日程第30、議員提出議案第2号 国立
療養所千石荘病院の存続・充実を求める意見書に
ついてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から
提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫
君。

5番（大森和夫君） それでは、案文を朗読しま
して提案にかえます。

国立療養所千石荘病院の存続・
充実を求める意見書（案）

わたしたち国民の最も基本的要求であり権利で
ある「いつでも、どこでも、誰もが安心してかか
れる医療」が政府・厚生省によって脅かされつつ
ある。

さて、厚生省は昭和61年に全国の国立病院・
療養所239施設のうち74施設を削減し、16
5施設とする再編計画を発表した。その計画の中
では、国立療養所千石荘病院は「病院転換の上、
防災基幹病院として整備する」と位置づけていた。

しかし、平成9年12月に中央省庁再編に関す
る行政改革会議の最終報告では、さらに12施設
を削減し、153施設にするとなっている。その
中で、国立療養所千石荘病院は、その12施設に
含まれ、国立大阪病院と統合することが明らかに
され、昭和61年決定の防災基幹病院としての機
能も国立大阪病院に整備するように変更されてい
る。

また、結核についても大阪府内においては国立
療養所である刀根山病院と近畿中央病院の2カ所
に集約することになっている。

このような状況の下、医療体制の充実、安心
・安全な市民生活を保障するためには最も重要で

あり、平成7年1月17日発生の阪神・淡路大震
災や東海村の臨海事故での貴重な教訓を踏まえ、
本地域において、国立療養所千石荘病院が「防災
基幹病院」として整備・充実されることが強く求
められている。

「独立行政法人」計画により、国立療養所千石
荘病院の「国立医療機関」としての運営を放棄し、
その役割を否定することは、医療に対する国の責
任を地方自治体や民間に委ね、そして住民に負担
を強いるものである。

よって、本市議会は国立療養所千石荘病院が住
民の生命と健康を守る南大阪地域の中核的な医療
機関として整備され、十分な医療が受けられるよ
うに、下記の事項について強く要望する。

記

1. 国立療養所千石荘病院の廃止や他の施設との
統合はしないこと。
2. 自治体や民間へ移譲しないこと。
3. 医療設備及び医療従事者などの環境整備を進
めること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により
意見書を提出する。

平成12年3月27日

泉南市議会

以上、議員各位におきましては、御賛同よろし
くお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に
対し、質疑等ありませんか。小山君。

2番（小山広明君） 1つお尋ねをしたいんです
が、現在のこの千石荘病院というのは、大体どう
いうような病院になつとるのか。私も1回は行っ
たことがあるんですが、今までの議論では、あそ
この整備がされるということも以前ちょっと話に
聞いたことがあるんですが、大体どういうような
内容の病院か。外郭を知らない人にわかるような
形で御説明いただきたいのと、一番最後の3番の
医療従事者などの環境整備というのは、具体的に
どういうことなのか。初めの医療整備の環境整備
はよくわかるんですが、医療従事者の環境整備に
ついて、どういうことを意図されておるのかを
御説明いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番(大森和夫君) 千石荘病院といいますのは、もともと結核病院として出発しましたが、今では総合病院として貝塚を初め岸和田、熊取などの多くの市民が利用しています。反対署名ですが、12万人の署名が集まって、この地域、泉州筋選出の議員を初め大阪の参議院議員の皆さんが反対の立場で頑張ってくださいいております。

それと、医療設備、医療従事者などの環境整備を進めることですが、市民の間からこの国立病院をもっと充実してほしいという希望が強くありまして、それにふさわしい医療機器などの整備をするとともに、医師、看護婦などの医療スタッフを回り、それに伴う医療従事者などの環境整備を進めてほしいというのがこの内容でございます。

御賛同をよろしく申し上げます。

議長(嶋本五男君) よろしいか。

〔小山広明君「はい、結構です。よくわかりました」と呼ぶ〕

議長(嶋本五男君) ほかに。———巴里君。

25番(巴里英一君) お聞きします。

あなた、今いろいろと提案されましたので、ここ数年間、この国立千石荘療養所の患者状況とか結核病棟の内容あるいはその患者数とか、どういう経過をたどってるか、数字的に御承知であればお示し願えませんか。

議長(嶋本五男君) 大森君。

5番(大森和夫君) 結核病院で出発しましたが、今小山議員の質問に答えましたように、今は総合病院として市民に親しまれ、結核の患者というのは20%に満たないというふうに聞いております。ちょっと人数の方はきっちり聞いていませんけども、20%ということです。今、結核は大阪が非常にふえているというのは、もう巴里議員も御存じのとおりだと思うんですけども、そういう中でも結核の患者は20%前後の数だというふうに聞いております。

以上でございます。御賛同をよろしく申し上げます。

議長(嶋本五男君) 巴里君。

25番(巴里英一君) 総合病院ということになりますけども、今おっしゃってることは、千石荘のあなたがおっしゃってるような中身ですね。医

療対策の中ではいろいろおっしゃってますね、阪神・淡路大震災、東海村とか。それは確かにこういう事故が起こったらということになると、いろいろな面ではどこであっても大変な問題ですから、そういう点ではよくわかりますけども、独立行政法人計画によりということ、その独立行政法人計画というのは、僕は余り知り得ていないんですが、その中身のものと、先ほど結核の扱いが20%というのはどの程度の中の20%なのか。ここ数年来、総ベッド数は何ぼであって、事実上あそこは150ぐらいあるのかな、ちょっとわかりませんが、私も何回か行ってますけども。

その病棟の総合病院的な扱いの中で、長い年限は要りませんが、ここ数年はどうなんだろうかとのお尋ねもさしていただいたんですが、その点、いわゆる総合的な病院として、医療機関としての機能はどの程度発揮されたのかということ、そのうちの20%はどのくらいの程度になるのかなと。ちょっと数字的にはわかりかねますので、お教えしたいと思います。

議長(嶋本五男君) 大森君。

5番(大森和夫君) ちょっと調べましたら、正確な数字が出てきました。入院患者数は359名です。(巴里英一君「現在」と呼ぶ)現在359名、これが99年の12月17日現在であります。20%というのは、入院患者の数だというふうに僕自身は記憶しております。結核で入院してる方は20%に満たないというふうに聞いております。よろしく申し上げます。

独立行政法人といいますのは、これは平成9年の話なんですけども、今一番わかりやすいのが、採算が合わない大学を廃止しようというふうな話が出てるのは御存じだと思うんですけども、病院などの場合は、赤字が出ても国や自治体が応援して赤字を補てんするという場合がたくさんあるんですけども、もちろんそういう形で国立病院を運営していくんですけども、その中でも独立して採算が合うかどうかというのを1つの基準として、そのほか利用状況をいろいろ勘案して、赤字が多いようなところは独立して、赤字が出るようなところは切り捨てとつか、再編成していかうというのがこの独立行政法人の計画でございます。

以上ですので、またよろしく御賛同をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） なかなか病院の継続というのは非常に難しい。経営といいますか、非常に難しい問題があると思いますし、あなたおっしゃってるように、確かに結核病棟の問題がありまして、近年かなり大阪では増と言われてます。泉南でもあるのかなと思いますけども、それだけでどうかなという問題も片一方にあります。

それはそれで、また別の考え方でいわゆる療養所の形を考えていくべきかなというふうに思いますし、近年病院が、御承知だと思いますが、359ということは、約400床近くあるということになりますけども、100床、200床程度の病院は外資も含めて入ってきて、結果的にはリストラされていくと。総合的に中核病院は、言葉でいえば民間が担わざるを得ないんじゃないかと。国やあるいは国公立と言われる病院は、研究を中心とした機関になるんじゃないかというふうなところへ医療転換が実はなされてきている状況にあるようでございます。

近くでは、岸和田で実は500床の新病院が移設建設されるというふうなことも、岸和田の市長が既に、よそで言うてるんかどうか知りませんが、実はそういう約束になってます。これは一般医療は岸和田は市民病院で扱うが、いわゆる24時間体制の医療についてはそこに中心的役割を担ってもらおうと。いわゆる基幹病院という計画で実は岸和田は進んでいるようでございます。そういったのが2つ重なっていくということになっていいのかなということもございまして、その点、その場合どういうふうに考えたらいいんでしょうかね。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 岸和田の市長の考えの方はちょっとよくわからないんですけども、国立千石荘病院の場合に関して言いますと、今結核が大阪でふえてるという状況が1つと、それから熊取の原子炉に近いということで、そういう意味でも防災病院としての位置づけが必要でないかということで、存続の運動が起きてるということを知って

おります。

ですから、今言うた2つの、結核病院として今患者がふえてる状況、それから原子炉ができて、全国7カ所で国立病院に総額45億円のそういう原子力対策で事故によって予算措置をしてるので、そういうお金をぜひ千石荘病院に回してもらって、熊取の原子炉に近いこともありますので、そういう金で維持していただきたいというのがこういう存続運動をしている背景にあるものだと思います。

よろしくをお願いいたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。

21番（北出寧啓君） 少しだけ簡単に質問させていただきます。

あそこは、千石荘病院は大森議員も御存じだと思うんですけども、総合病院でも単に結核病棟とアレルギー性疾患、特にさっき公明党がおっしゃられたアレルギー疾患の関係で、児童の入院病棟もありますし、看護学校もございまして、あと整形外科、内科、呼吸器科と。

ところが、現在あの関係の主治医とかが転勤されたり、そういうことが一部出てるんですけども、寡聞にしてちょっとわからないんですけど、その辺の一部いわゆる廃止に向かっての一定の動きというのは具体的にあらわれてるのか、その点だけちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（嶋本五男君） 北出君に申し上げます。この議案の提案者の賛成議員になっておりますので、なるべく簡略にひとつお願いしておきます。大森君。

5番（大森和夫君） 病院の先生が異動したという話はちょっと僕聞いていないんですけども、ただこの院長さんを初め患者さん、それからお医者さんをのけた看護婦さんを初めそういう医療スタッフが力合わせて存続運動をしてるというのは聞いてますので、お医者さんが異動になってどうなったかということは、僕の方の勉強不足で知りませんので、お答えしようがありません。申しわけありません。

議長（嶋本五男君） ほかにございせんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議員提出議案第2号を採決いたします。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（嶋本五男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議員提出議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第31、議員提出議案第3号 保健所機能の維持を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。6番（松本雪美君） 議員提出議案第3号、保健所機能の維持を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

保健所機能の維持を求める意見書（案）

本市は、平成7年第2回臨時会において、「保健所の廃止に反対し、機能の強化を求める意見書」を採択したところである。

しかしながら、大阪府は、平成12年4月に現行の22保健所7支所を15保健所14支所とする大幅な縮小・再編をおこなおうとしている。

本市を所管している大阪府尾崎保健所も支所となり、人員削減・機能縮小がおこなわれることにより、保健サービスの低下が懸念されるところである。

今日まで、保健所が地域の公衆衛生の向上に果たしてきた役割は非常に大きく、疾病の予防・健康増進に加え、0-157をはじめ近年増加しつつある結核等の感染症あるいは食中毒や毒グモ対策等々、緊急事態における公衆衛生の役割は、今後とも地域住民の健康と安全を守るためにますます重要なものとなってくるのは周知の事実である。

よって、保健所の「再編」にあたっては、住民サービスを後退させないためにも保健所の総合的機能を維持するための人員・組織の存続をはかる

とともに、市町村保健衛生体制への支援、並びに強化をはかられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成12年3月27日

泉南市議会

以上、賛同をよろしくお願いいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第3号を採決いたします。
お諮りいたします。本件は原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（嶋本五男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議員提出議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第32、議員提出議案第4号 聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し奥和田好吉君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。奥和田好吉君。

9番（奥和田好吉君）

聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正を求める意見書（案）

1981年の国際障害者年は「完全参加と平等」をテーマに掲げ、国際的にも国内的にも、障害者に対する差別をなくし、社会的理解を広げるために大きな力となった。聴覚障害者の社会参加と平等の保障は、わが国でも着実に前進してきた。

明治時代から差別・偏見を背景とした民法第11条（準禁治産者の要件に『聾者・啞者・盲者』を入れていた）も、刑法第40条（判断能力が低

いとしてろうあ者の刑事責任を軽くしていた)も、次々に改正された。

しかし、医師法、薬剤師法など医事・薬事関係法を中心に『耳が聞こえない者、口がきけない者』を絶対的に欠格事由と規定し、個々の能力も事情も一切関係なく、一律に資格や免許を与えないとしている条文がまだのこされている。

これは聴覚障害者の社会参加の観点から、個々の障害程度、業務遂行能力、手話通訳など必要な支援策を配慮する方向で、資格や免許の付与を講じるべきである。

また、欠格事由が記載されていないものの、結果として聴覚障害者の社会参加を制限している法律もある。

著作権法では視覚障害者のためには本や雑誌の点字化の自由が認められているのに、映画やテレビ番組を録画したビデオテープに手話通訳や字幕をつけて聴覚障害者へ普及する自由を認めていない。このため、聴覚障害者はテレビ番組を自由に享受し、情報を獲得して生活向上に利用する活動が制限されている。

公職選挙法では、候補者のテレビ政見放送はそのまま放送することを規定しており、手話通訳や字幕をつけることを認めていない。このため聴覚障害者は政見を知る機会が制限されており、国民の権利である参政権が保障されていない。

よって、本市議会は聴覚障害者にとって差別的な法律をノーマライゼーションの理念に基づき早急に改正されるよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成12年3月27日

泉南市議会

議員各位におかれましては、よろしく申し上げます。

議長(嶋本五男君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第4号を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と

することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(嶋本五男君) 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第33、議員提出議案第5号 実効性のある消費者契約法の制定を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。

14番(成田政彦君) 実効性のある消費者契約法の制定を求める意見書を案文を読んで提案したいと思います。

実効性のある消費者契約法の制定を求める意見書(案)

近年、国際化、情報化、規制緩和の進行など、消費者を取り巻く社会経済環境はめまぐるしく変化している。このような状況の下、消費者契約をめぐるトラブルは、消費生活や販売方法の多様化により、年々増加の一途をたどっており、全国の消費生活センターに寄せられる相談のうち大半が販売方法や契約・解約問題で占められている。

現在、このような消費者トラブルに関しては、訪問販売法や割賦販売法・宅建業法・保険業法など個別の業種、取引形態ごとに、それぞれの事業者を取り締まる縦割り業法によって、対応しているため、インターネットを利用した悪質商法や国際的なマルチ商法など、既存の法律の間隙を狙った新たな商法に対しては無力な状況にある。

消費者の自己責任を問う不可欠な前提条件として、事業者と消費者の情報力や交渉力等の大きな格差を是正し、契約における対等・公正を確保することが必要である。

よって、政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 消費者と事業者の対等・公正な契約社会を確立するために、全ての消費者契約を対象とする包括的な民事ルールとして、消費者契約法を速やかに制定すること。
2. 消費者契約法の内容としては、契約締結時の

事業者の情報提供義務を定めると共に、不当な取引方法、勧誘方法の禁止や契約内容における不当条項の排除について一般条項を定めた上で、個別の不当とされる条項を明示すること。また、これに違反した契約について消費者が救済される規定を定めること。

3. 地方自治体における消費者相談・苦情処理体制の拡充の促進を図るとともに、消費者契約法に違反する行為に対する消費者団体の差止請求権など、消費者契約法の実効性を確保する法制度を併せて実現すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成12年3月27日

泉南市議会

よろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し質疑等ありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第5号を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（嶋本五男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議員提出議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第34、議員提出議案第6号 18歳選挙権の早期実現を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し井原正太郎君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。井原正太郎君。

1番（井原正太郎君） 案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

18歳選挙権の早期実現を求める意見書（案）
我が国において、政治に対する無関心が年々広がりをみせつつある。特に青年層の政治への無関心の広がりは憂慮すべきものである。このままでは、政治に対して青年の意向が正しく反映されないことによって、政治はますます活力を欠いてしまうおそれがある。

こうした状況を生んだことについては、種々の反省すべき点はあるが、選挙制度をはじめとして政治・行政制度そのものが青年層の意向を的確に反映する仕組みを欠く場合には、青年をして一層、政治への無関心層に追いやることになると言わざるを得ない。

世界においては、「18歳」を社会的成人とみなして、世界100カ国以上の国々において、すでに選挙権を「18歳かそれ以下」に付与しており、「20歳選挙権」を維持しているのは先進国中、我が国のみである。このことは、先述してきた青年の政治への無関心を形成する要因の一つになってきたと言えるものである。

特に今後、我が国においては少子・高齢化が急速な勢いで進み、高齢有権者の比率が若年有権者の比率を大きく上回り、若い世代の声がますます政治の上に反映しにくくなると共に今後、年金問題に象徴されるように、世代間の利害対立がより激しくなることが予想される。

したがって、若年世代の声をもっと政治に反映させるためにも「18歳以上」に選挙民の層を広げ新有権者を確保することこそが、議会制民主主義の活性化に大きく資することは必至である。

よって、政府においては民法や少年法との整合性も考慮しつつ、被選挙権年齢の引き下げも含めて、「18歳選挙権」について早急に検討し、実現されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成12年3月27日

泉南市議会

御賛同よろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等はありませんか。———大森君。

5番（大森和夫君） この文章で1つだけ簡単な

質問をお願いしたいんですけども、政府においては、民法や少年法との整合性も考慮するという内容があるんですけども、この内容についてお聞かせください。

それと、日本共産党としましては、昨年3月議会で同じ意見書を出しましたけども、時間の関係で廃案になりました関係もありますので、ちょっとその点だけお願いしておきます。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 大森議員の質問でございますが、民法や少年法との整合性も考慮しつつというふうなことの説明をしるというふうなことでありますが、いわゆる民法にあっては、主として国民の私権、私の権利の通則を規定したというふうなものであるかというふうに理解しております。一方、少年法というのは、少年ゆえにいろいろ守っていこうというふうな、どちらかというところと相反するような関係にも理解できるんじゃないかなというふうに思います。

そういった中で、ここで言うように整合性というふうなことからすると、そのような危惧があるものの、やはり高齢化社会に入って、若年層の声をどう反映していくかというふうなことが非常に大事じゃないかなというふうに私は理解しております。そういった意味で、民法、少年法との整合性というのは、片や相反するところがありますが、ここを乗り越えていかなきゃならぬというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） 私、賛同しておりますので、余り深くは質疑しないんですけど、1つは、提案者は今政党としては国会における与党という立場で御活躍をされとるわけですが、これはそういう立場ですから、やり方によっては政治的には実現ができる状況にあると思うんですが、国会でのこの問題の、ここにも書いてあるように、早急に検討し実現されるよう強く要望するというところにあるわけですので、具体的なこのことが実現される見通しについて、今そういう立場から御見解があれば、私は賛同者ですから余り言えないんですけども、その点は大変興味があることなので、私も大

賛成なんで署名をさしていただいたんで、その辺の実現性も含めてひとつ御見解をいただければありがたいと思います。

議長（嶋本五男君） 小山君に注意します。賛同者なので、できるだけ質問等は避けていただきたいと思います。井原君。

1番（井原正太郎君） 小山議員からの質問であります。実現の見通しというふうなことの見解を聞かれたわけなんです。私が答えるにはちょっと荷が重いかないというふうに考えております。

いろんな形でやっぱり社会的にも非常にこの点は注目もされておりますけれども、また反対される方もあろうかというふうに理解しております。実現に関しては、今中央の方では自民、自由、公明というふうな枠組みでありますけども、その中にもいろんな意見があるというふうに私は理解しております。その可能性に関しては、私が答えるにはちょっと役不足かなというふうに考えております。御理解をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。———松原君。

8番（松原義樹君） まず、18歳という年齢、どうしてその数字が出てきたんかなと。その中で言うてるのに、青年の政治への無関心を形成する要因の1つにということで、20歳と18歳の何か差を言われてるように思います。

その1つ、年金問題に象徴されるように、世代間の利害対立がより激しくなることが予想されるとかいうものについて、まず考えておられることを聞いて、それと同時に、今さっき少年法のことを後からというような状況の御返事のように思うんですが、まず20歳で成人になって、そのときから選挙権があり、お酒を飲み、なにしというような、何かのことがそこであるわけですね。そして、何か今現在あるものをどこまでほうっておいてそこだけを先行さすか、その理由はどこにあるのか、一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） なぜ18歳かというふうなことが1つありました。これは案文の中にもあるんですが、日本は長い歴史の中で、20歳で成人であるというふうな共通の認識がある上に、今何で18なんだというふうなことに関しては、当

然疑問があつてしかるべきであろうというふうに思います。

ただ、案文の中にもありましたように、先進諸国におきましても、このような形で定着してきておるといふことと、高齢化社会がいわゆる加速度的に今来る中で、65歳以上の人口と、あるいは20歳から30歳弱の若い層の比重からしても、やはりバランスが非常に悪くなってきておるといふようなことからしても、これは選挙権を付与していく時代になってきたんかな、また若い世代がより自覚をする意味でもプラスに働くんじゃないかなというふうに思います。

それから、世代間のことに関しましては、今もお話ししましたように、年金問題に象徴されますように、このまま推移しますと、やはり逆三角形型の人口分布の中で、若い層の政治への声の反映の仕方、また高齢世代の反映の仕方、当然ボリュームが違って来るであろうというふうなことから、より年齢を下げてそのバランスをとるといふ同じような意味になるというふうに私は理解しております。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） まだちょっと要領を得んですが、いわゆる18歳という年格好の方を入れることによって、いわゆる政治参加といおうか、その数といおうか、それだけをふやして何を求められるか。政治的な手法とか何かの中で、その方が——18いうたら高校卒業したぐらいの年ですかね。その方が、もちろん若かったらだめという意味を言うともんじゃないですよ。でも、やはりそのときには少年としてある程度守られて、20歳になって初めて成年です。

先ほど言うた飲酒とかについての感覚、そこをどうあなたの中といおうか、公明党さんか、その中で考えておられるのか。ただただ数字だけの合わせといおうか、上下のピラミッドが逆になるから、それをひっくり返すんやとかいふような状況のお答えだけでは、ちょっとわかりかねるんですが、もう少し中へ突っ込んでくれませんか。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） もう一步深く突っ込んだ

というふうな答弁を求められておるんですが、なぜ18歳なのかというふうな論議は、いろんなとらえ方があるのかなというふうに思います。私はどちらかという、ここ数日前ですか、福岡で非常に凄惨な事件の裁判がありました。このときに、片や被害者がいわゆる未成年のゆえに責任を問えないというふうな事象がありましたけども、私はそれにやや近いかなというふうに考えております。

したがって、若い世代が今犯罪あるいはいろんな事故を起こしても責任を問われない、少年法であるがゆえに責任を問われないというふうなことが、逆に社会の秩序であるとか、若者の暴走を一部助長しているようなところもあるんじゃないかなというふうに思います。

したがって、定量的にはバランスは先ほど申しましたけども、それとあわせてそういう若年層の精神的な支えといおうか自覚といおうか、そういうふうな面でもこれはプラスに働くんじゃないかなと、このように私は理解しております。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） やっぱりまだわからんですね。今、犯罪の話をされました。それは18歳、きょう現在は子供として1つの保護の中にあるから18歳というものがあるわけですね。それを今の法律といおうか、そのまま例えば18歳に戻すといおうか、18歳の方に選挙権を与える。そのかわり大人としてその年を18にしていくんなら、これもひとつわかると思います。

少年法できょう現在18いうものがそれだけ保護され、少なくとも少年法の改正とか児童保護とかいう観点からいろいろな問題を提起しながらこまできとるはずですね。

それが18歳、そのことだけで反対して文句を言うてるんじゃないんですけど、もう1つその前にやることがあるんじゃないかなと。18歳というものを大人として見れるだけの、そういう頭腦的なものはあるかもわかりませんが、まだちょっとわかりませんが。

ですから、成人式を18歳でやってそこからそうしようとか、それが1つ。2つ目は、例えば先進国中で日本だけがこれ1つ残ってるということなんですが、先進国というのはどのくらいで、何年

にそのくらいのものでき上ったものか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 松原議員の方から再度質問いただきました。

18歳という前にもっとやるべきことがあるかと違うかというふうな話でありました。もちろんそのようなこともあるかと思いますが、すべてではないというふうに僕は考えております。

その中で、欧米諸国が既にやっとならというか、いつからやっとならと言われると、ちょっと僕も資料を持ち合わせておりませんので、ただアメリカ、イギリス、それからフランス、ドイツ等、イタリアもそうですね。カナダ、ロシア、こういうようなところがいずれも18歳から既に選挙権が付与されたとするということになります。

あと、本当に答弁が行き届かなくて申しわけなく思います。これぐらいでひとつ御容赦いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。

21番（北出寧啓君） 18歳ということの枠組みではなくて、基本的には10代の政治文化というんですか、古来中世ヨーロッパなんかでの学校というのは、政治文化を享受するということに基本的な価値規範を熟成することが基本だったわけなんです。

ところが、今は政治はやってはいけないみたいな妙なアレルギー体質があるようで、本来学校でも政治文化を享受すべきであると、これが基本であるということをやっぱり押さえていただきたいと思います。

その上で、それではどうなのかということ、要するに政治参加、ここでも書かれてありますように、そういう形の問題が浮上してくる。その中で年齢構成としては、普通の判断として18歳ということが出てきたんだと思います。逆ではあくまでないということですね。

特に、アーモンドとかいう政治学者が政治文化論で政治の類型化というのをやっております、政治に参加する市民型ですね。政治に自分の利害だけを言う市民型とか、政治そのものに参加しない排他型とかあるわけです。

今の日本の学校文化というのは、排他型がたくさん出ているという政治的無関心層を多発させているという構図があって、その枠組みの中でこの選挙権の問題も出てきていると思うんですね。そういうことをもうちょっと包括的に説得的に展開していただければというふうに思います。

そして、もう1点、民法等ということは、今私権というふうにおっしゃられたんですけども、民法の第1章の第2節、能力ということで第3条に満20歳をもって成年とすと。第4条云々かんぬんがあるわけですけども、こういう条項との整合性を指摘されてるわけですね。ちょっと改めてお聞きいたします。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 北出議員の方から、私にとっては非常に高度な政治質問をいただいたんですけども、確かに10代の価値規範、そんなところから入りますと、学校での政治、文化、教育のあり方、こんなことまで考えますと、非常に深いものがあるなというふうに私は考えます。

そういった中で、民法との整合性、これも改めて指摘を受けたわけでありましてけれども、私は北出議員が言われるほど深いところまで把握しとるわけではありませぬので、非常に申しわけないなと思うんですけども、確かに今政治の過渡期に来ておる。そういった中で、教育の現場で政治的無関心、あるいはこの憂慮すべき事態を教育がやはりフォローせないかんとするということも実際問題あるかというふうに思います。

また、先ほどの18歳、このありようについても、政治参加の市民型あるいは排他型の両面から、やはりあるべき姿というのは、私は北出議員ほど深く考えて研究したわけではありませぬので、非常に申しわけないなと思うんですが、そこら辺まで今後深く考えながら、一回勉強していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 確かに提案者が申しておりますように、18歳は僕はある意味では、選挙権というのは付与してもいいじゃないかということはどこかにあります。しかし、御承知かと思

いますけども、少年法というのは、本来は更生を旨として刑法が制定されていると思うんですね、まだ未熟だということで、そういった意味では、少年法の問題が片一方にありますし、少年法よりも先に選挙権を与えて、少年法は少年法で置いてくんだということにはならないんじゃないかなと。

そこらあたりの矛盾点が、本来的には整合性をも考慮しつつ、先ほどどなたかおっしゃってましたが、その整合性というのはどの辺をもって整合性という、考慮という考え方なのかなというふうに思っています。

そういった意味では、確かに酒鬼薔薇聖斗（さかきばらせいと）という名前で神戸で起こったことの実事があります。ただし、だれそれやということは、余りこういう本会議で——事実あることは新聞でも発表されてるし、隠されたままですけども、本名はね。やってることは確かです。それは刑法を問えないのかということ、それは問えないんですよ。

だから、少年法がなかったらもう通ってる、通ってるというよりも、少年法だったら既にある一定以上の刑期をやらなきゃならないということを裁判所でやらなきゃならない。それを18歳まで下げてしまうのかどうかと。そういう意味での整合性の考慮ということになるのかどうかということですね。

一方では、御承知のように日本の義務教育、中学校を出たら社会人としてこれは評価されてるんですよ。働いてもいいわけですよ。中学以内だったら働いてもだめなんで、片一方ではまたあかんという部分と、そういう意味での整合性という問題も含めてお考えなのかどうか。

これは民法の場合でもかなり変わってきます。例を挙げますと、私たち今便利に持ってる携帯1つを申し込んでも、20歳未満であったら、親の証明書がなかったらだめだということで断られていってる今の状況にありますね。こういった民法的なものも含めて、商法的なものも含めて変わっていくということになる。ただ、刑法のみで変わるんじゃないし、そういった意味での整合性という意味で考慮ということをおっしゃってるんかどうか。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 巴里議員からの質問でございます。特に、18歳選挙権付与に関して、少年法の持つ意味との整合性、こちら辺は非常に大事であるというふうな、また考慮すべきであるというふうに私は受け取りました。確かに、少年法そのものは少年を守る側にありますし、また18歳で選挙権を付与するということは、責任を問いますというふうな相反する、ベクトルが違う方向に向くような内容になるかなというふうに思います。そこら辺の整合性というのは御指摘のとおりであろうな、またそこら辺は無視できない大事な点だろうなというふうに思います。

これは先ほども私答弁の中で述べさせていただきましたけども、やはり今の日本の人口構成、本来であれば20歳でありますし、日本の文化でもあろうかと思うんですが、若年層にもそれだけの自覚と責任をいよいよ持ってもらわないかん時代が来とるんだなというふうに私は理解しております。

また、あわせて学校を出て社会人として扱われるというふうな話もございました。ある意味、自衛隊なんかでもそのような年齢で、18歳から自衛隊もというふうなことが僕の頭にあるんですけども、非常に慎重に考えないかん面であろうなというふうに、この論議を通じて改めて認識するところであります。

答弁になってないかわかりませんが、以上でございます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 私、この問題に反対してるんじゃないですよ、中身的にそういう意味では、これをやると、まだ時期尚早だという基本的な考えを持ってしゃべるとるわけです。

問題は、あなたの党は与党でありますから、当然国会においてまず議論をすべきじゃないかなと、私はそういうようにまず考える意味でのいわゆる時期尚早だと。国会の論議も何もなしに、少年法というのは国会でやっぱり憲法も含めて考えなきゃならない問題ですが、そこで論議をしていただいて、そしてそのことを聞えと。もう18歳を超えれば、十分今の日本の少年あるいは成年とし

て認められると。

能力において、判断において、社会性においてそのことが問えるんだという、こういった一定の方向性を出された上で、僕はやっぱり国会である一定の論議をしている中で、私たちがここで論議するというのはよくわかるんです。

しかし、まだそこまでいってない段階で、ただ単に18歳を選挙云々でやられると、ちょっと時期的には尚早じゃないかなという感じを受けると、否めないんじゃないかなということで質問させていただいてることを御理解いただいて、御答弁いただければありがたいと思います。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 改めての巴里議員からの質問であります。1つは時期尚早ではないのかというふうな点と、ここへ議員提案する前に、もう少し国会においても論議を深めてというふうなことがいいんじゃないかというふうな質問でありますけども、これは主観の違いもあるのかなというふうに思います。広く底辺から世論を高めていくというやり方もあるのかなというふうに私は理解しております。この時期尚早云々に関しましては、広く皆さんの判断を仰ぎたいなというふうに考えておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） いわゆる議会制民主主義をとってますから、確かに底辺という問題も必要でありますけれども、最も基本的な国会における論議が一切なされてないまま地方で論議したからいうたって、そのことがまだまだ社会的な民度の熟してない状況の中では、時期尚早じゃないですかということになるのかなというふうな理解を私はしてるということを言うてるんであって、そして公明党として与党でありますから、やっぱり与党の中で一定のそういう提言をされながら地方議会におおして、地方議会でこのことを論議することは、僕は十分いいんじゃないかなという理解をしてるんであって、ただ民主主義という限りは、そういった意味での上位法における問題と地方における問題とはやっぱり異なりますから、そういったところをもう少し党内論議を深めていただくことを私は望んで、終わります。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——東君。

7番（東 重弘君） 議員提出議案第6号に反対の立場から討論をいたします。

昨今、少年による凶悪犯罪が多発し、少年法があるゆえその捜査内容については公開されず、遺族や被害者の悲しみもふんまんやむ方なしと訴えがあります。私は、民主主義にあっては義務を負ってこそ権利があると考えております。よって、この提出議案の前に少年法の改正があるべきという考えに立つ者であります。

よって、議員提出議案第6号に反対の立場から討論をいたします。皆様よろしく御賛同くださいますようお願いをいたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議員提出議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第35、議員提出議案第7号 医療費助成制度の市町村補助率の見直し方針を撤回し福祉医療費助成制度の存続拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。13番（和気 豊君） 案文を朗読し、提案とかがえます。

医療費助成制度の市町村補助率の見直し方針を撤回し福祉医療費助成制度の存続拡充を求める意見書（案）

大阪府は昨年9月「本府福祉施策の再構築について素案」（以下「素案」という。）を取りまとめ、発表した。

「素案」では、これまで大阪府が独自に取り組んできた福祉医療制度（老人、重度障害、母子、乳幼児入院の各医療費助成制度）について、老人

医療費一部助成負担金等……

議長（嶋本五男君） ただいま午前0時となり、議会は流会いたしました。

午前0時 会期切れによる自然閉会

（了）

議長（嶋本五男君） 議事はこれにて終わりましたが、お疲れのところこの際時間をちょうだいいたしまして、今回本市助役を退任する遠藤助役より皆様方にあいつさのため発言を求めておりますので、これを許可いたします。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 大変お疲れのところ議長のお取り計らいをいただきまして、退任のごあいさつをさせていただく機会をいただきましたことをまずお礼を申し上げたいと思います。お疲れのところでございますので、手短にというふうに思っております。

平成10年の1月1日付で泉南市の助役を仰せつかって以来、2年3カ月という月日がたちました。この間、ほんとにいろいろな思いをさせていただきましても、とりわけ公務員生活、大阪府で20年過ごさしていただきましたが、それにほんとに匹敵するような2年3カ月でございました。特に、議会の皆様方とは議会開会日だけではなく、日常的にもいろいろと御支援、御厚情を賜りまして、ほんとに厚く御礼を申し上げます。

この2年の中の仕事でいろいろな仕事をやらさしていただいたわけですが、やはり思い出に残るといいますか、大変な事業だったなというふうに考えておりますのは、1つはやはり関空の2期事業にかかわる地域整備の問題でございます。この点につきましては、私が参りましたときからとりあえず陸上飛行ルート、これの問題が環境面の特別な配慮という条件の中で一定整理される中で、次に関空の2期事業、早期着工が求められておると。そういう時期に市として非常に限られた時間の中で判断を求められてまいったわけでございます。

その中で、平成10年の暮れから平成11年の3月まで、空特委員会をほんとに月に2回も3回もやって議論を闘わしたという思い出がございまして、当時の議長並びに空特委員長には本当にい

ろいろと御支援をいただいたというふうに思っております。

それから、先ほどもいろいろと御意見をいただきましたが、その中で特に大阪府にいろいろ要望をする中では、私といたしましては、泉南市の助役ということであり切ったつもりで、かなり大阪府にも嫌われることを申し上げてきたつもりでございます。

そういう中で、先ほども市長からもございましたが、りんくうタウンに福祉・医療・保健ゾーンが近々着工する、あるいは流域下水道の幹線が新家の方へ延びていく。いろいろな将来の泉南のまちづくりの1つの基盤というものをつくれるという、そういう作業に携わらせていただいたということが、私、ここ泉南市に来ての喜びでもございまして、誇りでもございます。

それと、もう1点は、やはり行政改革の推進ということで、成果が出てないではないかというおしかりも受けるわけでございますし、その責任の一端は私にもあろうかというふうに思っております。ただ、いろいろ議論はあろうかと思いますが、昨年の6月に中期財政展望という大きく1つの姿を示させていただいたと。これも金額を具体的に入れながら示させていただいたという点でございます。

これは、単に言われるような、なるほど市民の方あるいは職員の方に大変な御負担をおかけしておるわけですが、もう少し御理解を賜りたいのは、総投資額そのものにつきましても一定の歯どめをかけておりますし、下水道事業につきましても、今後の一般会計の繰り出しをできるだけ抑えるという視点で物事を考えていたつもりでございますので、いましばらくは辛抱の時期かもしれませんが、必ずそういった財政構造自身を変えていくことによって、将来の泉南市の新しい発展のための財政基盤がつくれるものというふうに確信をいたしております。

そのほかにも、例えば入札制度の改善でありますとか、りんくうタウンの活性化でありますとか、いろいろやり残したこともございますけれども、それは幸い私の後任には先ほど議決をいただきました蜷川氏が来ていただけますし、府の中でも人

事畑を中心に、今の府の厳しい財政状況の中で行政改革の推進の中心になってきた人物でもございますし、御紹介もありましたように、環境問題についても非常に明るいということで、まさに今の泉南市の抱える課題の、また私ではできなかったことをやっていただける人物だというふうに私は確信をいたしておりますので、どうか私にいただきました御支援、御厚情に倍する支援を彼に与えていただきたいということを切にお願いをするものでございます。

それと、本議会でもいろいろ御議論いただきましたが、地方分権の問題、あるいは介護保険の問題にも見られますように、これからやはり基本的な自治体であります市町村の時代だというふうに私は確信をいたしております。そういう中でこそ伝統ある泉南市議会のこうした行政との徹底した議論を通じて、ほかの市に負けない、21世紀に誇り得る泉南市をつくっていただきたいというふうに思っております。

それと、私自身も泉南でいただきましたいろんな市民の方、あるいは議員各位からの御厚情を心の糧にしながら、今後の職務に精励をしまいたいというふうに存じております。

最後になりましたけれども、泉南市議会のますますの御発展と議員各位の御健康、御活躍を心より祈念申し上げまして、退任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役におかれましては、就任以来2年数カ月、泉南市のために今までよく尽くされてこられまして、議会を代表いたしまして心より感謝いたしております。

4月1日をもって大阪府に帰られる遠藤助役におかれましては、今後健康に十分留意をされ、ますます健康で、そして大阪府の発展のために尽力されんことを心よりお祈り申し上げます。長い間どうもありがとうございました。

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 嶋 本 五 男

大阪府泉南市議会議員 市 道 浩 高

大阪府泉南市議会議員 大 森 和 夫